

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融監督に関する基本的考え方</p> <p><u>I-1-1 金融監督の目的と監督部局の役割</u></p> <p>金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融監督に関する基本的考え方</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある(銀行法(以下「法」という。)第1条参照)。</u></p> <p><u>(2) 金融庁としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u></p> <p><u>このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。</u></p> <p><u>また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。</u></p> <p><u>(参考)「金融庁発足に当たって」(談話：平成12年7月3日)</u></p> <p><u>I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方</u></p> <p><u>I-2-1 監督部局の役割</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</p> <p>具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</p> <p>特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。</p> <p><u>I-1-2 金融監督に当たっての基本的考え方</u></p>	<p>我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</p> <p>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</p> <p>具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</p> <p>特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。</p> <p><u>I-2-2 監督事務の基本的考え方</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>上記を踏まえると、<u>金融監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 検査部局との適切な連携の確保 (略)</p> <p>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、<u>行政処分等厳正な監督上の措置を講じること</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p>上記を踏まえると、<u>監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。</u></p> <p>(1) 検査部局との適切な連携の確保 (略)</p> <p>① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、<u>行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p><u>(参考) 金融監督の原則と監督部局職員の心得 (行動規範) (平成 17 年 9 月 2 日、様式・参考資料編 資料 1)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>I-2</u> 監督指針策定の趣旨</p> <p><u>I-2-1</u> 監督指針策定の経緯</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）を踏まえ、中小・地域金融機関（注）の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、平成15年3月に公表された。</p> <p>同プログラムにおいては、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（以下「<u>監督指針</u>」という。）を策定するとともに、ルールの明確化を図る」こととされた。</p> <p>これを踏まえ、本監督指針を策定することとしたものである。</p> <p>（注）中小・地域金融機関については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告を踏まえ、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合とする。 なお、<u>当監督指針</u>においては、労働金庫、信用保証協会についても規定している。</p>	<p><u>I-3</u> 監督指針策定の趣旨</p> <p><u>I-3-1</u> 監督指針策定の経緯</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）を踏まえ、中小・地域金融機関（注）の不良債権問題の解決に向けて、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、平成15年3月に公表された。</p> <p>同プログラムにおいては、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』（以下「<u>本監督指針</u>」という。）を策定するとともに、ルールの明確化を図る」こととされた。</p> <p>これを踏まえ、本監督指針を策定することとしたものである。</p> <p>（注）中小・地域金融機関については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告を踏まえ、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合とする。 なお、<u>本監督指針</u>においては、労働金庫、信用保証協会についても規定している。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>I-2-2</u> 監督指針策定の趣旨</p> <p>監督指針策定の趣旨については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告において、以下のとおりとされている。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根ざした情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。</p> <p>③ 一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性（サステナビリティ）の確保を図る必要があると考えられる。</p> <p>④ さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいいため、相対的にガバナンスが弱いのではないか等の指摘があること ・ 中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例を見ると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマ 	<p><u>I-3-2</u> 監督指針策定の趣旨</p> <p>本監督指針策定の趣旨については、上記金融審議会金融分科会第二部会報告において、以下のとおりとされている。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本来、このようなビジネスモデルは、中小企業や地域経済の実態に根差した情報が活用されることで、地域の中小企業への金融の円滑、貸し手・借り手双方の健全性の確保が図られるものであり、これにより、中小企業の再生と地域経済の活性化に果たす役割は大きいと考えられる。</p> <p>③ 一方、中小・地域金融機関は、地方経済を取り巻く厳しい環境の下、中小企業や地域経済から期待される役割を果たすため、取引先や地域への過大なコミットメントコストを負担することにより、かえって収益力や健全性の低下といった状況を招いている場合がある。このように、中小・地域金融機関の実態は、リレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面があり、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、地域の金融ニーズへの一層適切な対応や、持続可能性（サステナビリティ）の確保を図る必要があると考えられる。</p> <p>④ さらに、リレーションシップバンキングが有効に機能するためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいいため、相対的にガバナンスが弱いのではないか等の指摘があること ・ 中小・地域金融機関の経営の健全性が損なわれた過去の事例を見ると、「創業者一族による長期経営」、「経営トップによる過度なワンマ

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること、 等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>ン経営」、「特定大口先の融資拡大」等の弊害が明らかとなっていること 等を踏まえると、中小・地域金融機関自らの取組みに加え、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいと考えられる。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p><u>I-2-3 監督指針の位置付け</u></p>	<p><u>I-3-3 監督指針の位置付け</u></p>
<p>(1) <u>監督指針</u>においては、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。</p> <p>また、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ）の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置づけることとした。</p> <p><u>なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（預金取扱金融機関関係）は、中小・地域金融機関の関連項目以外について規定されることとなる。</u></p> <p>(2) 財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の監督事務を実施するものとする。</p> <p>また、金融庁担当課室にあっても同様の取扱いとする。</p>	<p>(1) <u>本監督指針</u>においては、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。</p> <p>また、中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。</p> <p>(2) 財務局は本監督指針に基づき中小・地域金融機関の監督事務を実施するものとする。</p> <p>また、金融庁担当課室にあっても同様の取扱いとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</u></p> <p>I-3-4 「主要行等向けの総合的な監督指針」との関係</p> <p>I-3-4-1 「主要行等向けの総合的な監督指針」の位置付け</p> <p><u>主要行等（注）は、規模が非常に大きく我が国経済に大きな影響力を有し国際的な金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準の金融サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる。</u></p> <p><u>このためには、主要行等は、金融仲介において不可欠な要素であるリスク管理について特に高度な対応を行うとともに、利用者利便と国際競争力の向上を目指し、業態に相応しい適切な経営管理（ガバナンス）を行うことが必要である。</u></p> <p><u>このような考え方に基づき、平成17年10月、主要行等の監督事務に関し、従来の事務ガイドライン及び本監督指針の内容も踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」が策定・公表された。</u></p> <p><u>（注）主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指すが、同監督指針においては、事務の便宜上、①長期信用銀行、②外国銀行支</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>店、③信託兼営銀行等についても規定している。</u></p> <p><u>I-3-4-2 「主要行等向けの総合的な監督指針」の規定の準用について</u></p> <p><u>「主要行等向けの総合的な監督指針」は基本的に主要行等を対象とするものであるが、中小・地域金融機関についても、以下、個別項目において言及している場合を含め、その業務や活動範囲（海外に営業拠点を有する場合など）、リスク管理態勢の状況等に応じて必要がある場合には、適宜同監督指針を参照し、これに準拠することとする。</u></p> <p><u>I-3-5 その他の監督指針等との関係</u></p> <p><u>I-3-5-1 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」との関係</u></p> <p><u>(1) 検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。</u></p> <p><u>(2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、金融機関経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。した</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>がって、</p> <p>① <u>検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。</u></p> <p>② <u>さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、金融機関に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。</u></p> <p><u>(3) こうしたことから、監督部局の職員（特に財務局の職員）向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。</u></p> <p><u>I-3-5-2 「金融コングロマリット監督指針」との関係</u></p> <p><u>(1) 銀行持株会社の監督指針については、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とする。</u></p> <p><u>(2) なお、金融コングロマリット監督指針の対象は銀行持株会社に限定されておらず、同指針の監督上の着眼点等は必ずしも銀行持株会社の特性を十分考慮したものとはなっていないものもあること、また、本監督指針の銀行に係る部分も必ずしも持株会社に必要な規定を網羅していないことから、銀行持株会社特有の留意事項等については、本監督指針の銀行持株会社に関する部分（Ⅲ-4-11）において補足して規定してい</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>る。</u></p> <p><u>I-3-5-3 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律等に基づき公的資本増強等を受けた銀行に対するフォローアップとの関係</u></p> <p><u>(1) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資本増強を受けた銀行に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン等（注）に基づき行われることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 主要なルールは、以下のとおりである。</u></p> <p><u>① 金融再生委員会決定</u></p> <p><u>イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日）</u></p> <p><u>ロ. 転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日）</u></p> <p><u>ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日）</u></p> <p><u>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成11年9月30日）</u></p> <p><u>② 金融庁作成ガイドライン</u></p> <p><u>イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成13年6月11日）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ロ. 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について（平成15年4月4日（平成15年8月7日一部改正））</u></p> <p><u>ハ. 公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について（平成15年6月30日）</u></p> <p><u>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その2）（平成16年7月30日）</u></p> <p><u>（2）早期健全化法に基づく公的資本増強行においては、①経営健全化計画の策定・公表、②経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記（1）のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（Ⅰ-2-2（4）参照）。</u></p> <p><u>（3）金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき公的資本参加を受けた金融機関に対するフォローアップ事務については、本監督指針に基づき行う（Ⅲ-4-15参照）。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ <u>経営管理</u></p> <p>Ⅱ－１－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点</p> <p><u>経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、執行役、監査役及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者及び内部監査部門が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ <u>経営管理（ガバナンス）</u></p> <p>Ⅱ－１－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－１－２ 主な着眼点</p> <p><u>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。特に、常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされている。</u></p> <p><u>経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p> <p><u>(注) 本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会等設置会社である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(1) 代表取締役 ①、② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる<u>機能を構築</u>（内部監査部門の独立性の確保を含む）し、定期的にその<u>機能状況を確認しているか。</u> また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ① (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 代表取締役 ①、② (略)</p> <p>③ <u>代表取締役は、財務情報その他の企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築</u>（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその<u>有効性を検証しているか。</u>また、内部監査態勢に関し、<u>監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u> また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。</p> <p>⑤ <u>代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。</u> <u>特に、委員会等設置会社制度の発足に対応した、監査役設置会社の企業統治の新たな方向を示す動き、例えば監査役監査基準の改定（平成16年2月）等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</u></p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ① (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役会は、<u>金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>③ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、<u>誠実かつ率先垂範して</u> 取り組み、全行的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。<u>更に、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及</u></p>	<p>② <u>社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、銀行との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p><u>また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</u></p> <p>③ 取締役会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、<u>その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。</u></p> <p>④ 取締役会は、<u>銀行が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、<u>誠実に、かつ</u> 率先垂範して取り組み、全行的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。<u>さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>び管理体制の整備等に活用しているか。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能^{を構築}(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能^{状況を確認}しているか。</p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>及び管理体制の整備等に活用しているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢^{を構築}(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその有効性^{を検証}しているか。また、内部監査態勢^{に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。}</p> <p>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。</p> <p>⑩ 取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査役選任議案を決定するに際し、監査役としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、社外監査役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。 さらに、社外監査役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</p> <p>⑪ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢(いわゆる内部統制システム)を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 監査役及び監査役会</p> <p>① <u>監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u></p> <p>② <u>監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3) 監査役及び監査役会</p> <p>① <u>監査役及び監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u></p> <p>② <u>監査役及び監査役会は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、銀行の健全で持続的な成長を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。</u></p> <p>③ <u>監査役及び監査役会は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。</u></p> <p>④ <u>各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に社外監査役は、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、行内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p>特に社外監査役については、銀行との人的関係、資本的関係又は取</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(4) 管理者（営業店長と同等以上の職責を負う<u>上級管理職</u>）</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、<u>相互牽制機能</u>を発揮させるための施策を実施しているか。</p> <p>(5) 内部監査部門</p> <p>① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分<u>牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制</u>となっているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、<u>内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</u></p>	<p><u>引関係その他の利害関係を検証しているか。</u></p> <p>⑥ <u>銀行の監査役は業務監査の職責を担っていることから、取締役が内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）の構築を行っているか否かを監査する職務を担っており、これが監査役としての善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</u></p> <p><u>(参考) 社団法人日本監査役協会「監査役監査基準」(昭和 50 年 3 月 25 日 (平成 16 年 2 月 12 日改正))</u></p> <p>(4) 管理者（営業店長と同等以上の職責を負う<u>上級管理者</u>）</p> <p>① （略）</p> <p>② 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、<u>相互けん制機能</u>を発揮させるための施策を実施しているか。</p> <p>(5) 内部監査部門</p> <p>① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分<u>けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、銀行を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制</u>となっているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、<u>内部監査計画に基づき効率的で実効性ある内部監査を実施してい</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(参考) <u>経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</u></p> <p>① 金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」</p> <p>② バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（平成10年9月）<u>(注)</u></p> <p>③ バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガ</p>	<p><u>るか。</u></p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。<u>また、内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。</u></p> <p><u>(6) 外部監査の活用</u></p> <p>① <u>実効性ある外部監査が、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用しているか。</u></p> <p>② <u>外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。</u></p> <p>③ <u>関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。</u></p> <p><u>(7) 監査機能の連携</u></p> <p><u>外部監査機能と内部監査部門又は監査役・監査役会の連携が有効に機能しているか。</u></p> <p>(参考) <u>経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</u></p> <p>① 金融庁「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」<u>(平成11年7月)</u></p> <p>② バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（1998年9月）</p> <p>③ バーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>「<u>バナンスの強化</u>」(平成11年9月) <u>(注) 様式・参考資料編 資料3参照</u></p> <p>Ⅱ-1-3 <u>監督手法・対応</u></p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、<u>経営管理</u>について検証することとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 総合的なヒアリング</u> (Ⅲ-1-1-2 (3) ②を参照) 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p><u>(2) トップヒアリング</u> (Ⅲ-1-1-2 (3) ③を参照) トップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うものとする。</p> <p><u>(3) 内部監査ヒアリング等</u> <u>内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。</u> また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>「<u>ナンスの強化</u>」(1999年9月)</p> <p>Ⅱ-1-3 <u>監督手法</u></p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、<u>経営管理態勢</u>について検証することとする。</p> <p><u>(1) オフサイト・モニタリング</u></p> <p>① <u>総合的なヒアリング</u> (Ⅲ-1-1-2 (3) ②参照) 総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役(会)の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>② <u>トップヒアリング</u> (Ⅲ-1-1-2 (3) ③参照) トップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこととする。</p> <p>③ <u>内部監査ヒアリング等</u> (Ⅲ-1-1-2 (3) ④参照) <u>内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。</u> また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証</u> <u>経営管理については上記(1)から(3)のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件報告、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(5) モニタリング結果の記録</u> <u>上記モニタリング結果を踏まえ、特筆すべき事項については、Ⅲ-1-5(1)で定める個別銀行に関するデータベースの中に記載することとする。</u> <u>なお、モニタリングの結果、事務年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、都度記録を更新することとする。</u></p> <p><u>(6) 監督上の対応</u></p> <p><u>経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には銀行法(以下「法」</u></p>	<p><u>(2) 通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証</u> <u>① 経営管理態勢については、上記(1)①から③のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、その有効性について検証することとする。</u> <u>② 特に、内部管理態勢等に問題があると認められ、法第24条に基づき改善対応策の報告を求めた場合や、特に重大な問題が認められ、法第26条に基づく業務改善計画の提出を求めた場合には、問題の発生原因分析を踏まえ、必要に応じ、経営管理機能が適切に発揮される態勢となっている改善対応策又は業務改善計画となっているかどうかについても検証することとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>Ⅱ-1-4 監督上の対応</u></p> <p><u>(1) 上記のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務を通じた検証の結果、経営管理態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>という。）第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>「<u>法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</u>」(平成 12 年総理府令・大蔵省令第 39 号。以下、II-2-1-2において、「<u>区分等を定める命令</u>」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p>	<p><u>策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、経営管理態勢の着実な改善を促すものとする。</u></p> <p><u>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と委員会等設置会社の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</u></p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>「<u>銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</u>」(以下「<u>区分等を定める命令</u>」という。)において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(注) <u>監督指針</u>における自己資本比率の具体的計数は、便宜的に、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率である国内基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有する銀行にあっては、国際統一基準の数値（特に注書のない限り、国内基準値の2倍の計数）と読み替えるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)②から④を目処とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、<u>同条第2項</u>の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(注) <u>本監督指針</u>における自己資本比率の具体的計数は、<u>明示的な規定のない限り</u>、便宜的に、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率である国内基準の数値を用いることとするが、海外営業拠点を有する銀行にあっては、国際統一基準の数値（特に注書のない限り、国内基準値の2倍の計数）と読み替えるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 改善までの期間</p> <p>自己資本比率を改善するための所要期間については上記(2)②から④を目途とするが、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。例えば、国際統一基準適用銀行であれば、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、<u>同条第3項</u>の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)①から④の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-1-3(1)の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-1-3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として<u>3ヶ月</u>以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p>	<p>なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-1-3(1)の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-1-3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として<u>3か月</u>以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 当該銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る<u>申込</u>を行う場合にあつては、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と整合的な内容であること。</p> <p>II-2-1-4 命令区分の根拠となる自己資本比率</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、原則として<u>3ヵ月</u>後に<u>確実に</u>見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>II-2-1-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、<u>每期</u>（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあつては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率の<u>係る</u>区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあつては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 当該銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る<u>申込み</u>を行う場合にあつては、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と整合的な内容であること。</p> <p>II-2-1-4 命令区分の根拠となる自己資本比率</p> <p>「区分等を定める命令」第2条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該銀行の自己資本比率以下の自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、原則として<u>3か月</u>後に<u>確実に</u>見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>II-2-1-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、<u>その実施完了までの間、每期</u>（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあつては、その後自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率<u>に係る</u>区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあつては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。</p> <p>(略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－１－６ 「区分等を定める命令」第２条第２項に掲げる資産の評価基準</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第２項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</p> <p>(１) 第１号「有価証券」</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第２項第１号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法に」より算出した価格とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>(２)、(３) (略)</p> <p>Ⅱ－２－１－７ その他</p> <p>(１)「区分等を定める命令」第１条及び第２条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第１３条第１項第２号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを<u>取る</u>必要があることに留意する。</p>	<p>Ⅱ－２－１－６ 「区分等を定める命令」第２条第２項に掲げる資産の評価基準</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第２項各号に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。</p> <p>(１) 第１号「有価証券」</p> <p>「区分等を定める命令」第２条第２項第１号の「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、証券会社等から算出日の時価情報として入手した評価額又は銀行の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。</p> <p>なお、算出に<u>当たって</u>は、以下の点に留意する。</p> <p>(２)、(３) (略)</p> <p>Ⅱ－２－１－７ その他</p> <p>(１)「区分等を定める命令」第１条及び第２条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第１３条第１項第２号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを<u>とる</u>必要があることに留意する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>II-2-2 <u>早期警戒制度</u></p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに<u>着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</u></p> <p>II-2-3 収益性</p> <p>(1) <u>意義</u></p> <p>銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。</p>	<p>(2)、(3) (略)</p> <p>II-2-2 <u>早期警戒制度等</u></p> <p><u>銀行は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じたリスク管理の方針を定め、リスク管理部門の体制を整備するなど、適切なリスク管理を組織的・総合的に行うことが必要である。</u></p> <p>銀行の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない銀行であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、<u>行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、銀行の早め早めの経営改善を促していくものとする。</u></p> <p><u>なお、大規模かつ複雑なリスクを抱える銀行については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</u></p> <p>II-2-3 収益性</p> <p>II-2-3-1 <u>意義</u></p> <p>銀行がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上が必要であり、<u>継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 主な着眼点</p> <p><u>収益管理態勢を整備し、その分析・評価に基づき業務再構築への取組みを行う等収益性改善に向けた態勢が整備されているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>(新設)</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改</p>	<p>Ⅱ-2-3-2 主な着眼点</p> <p><u>収益性を適切に分析・評価する管理態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき業務再構築への取組みを行う等収益管理態勢が整備されているか。例えば、</u></p> <p>(1) <u>経営陣は、業務純益、経常利益、当期利益等の量的指標、及び、利鞘、ROA、ROE、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、管理会計を用いて、自行の収益性を総合的に分析・評価しているか。</u></p> <p>(2) <u>収益管理態勢の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確化等が図られているか。</u></p> <p>Ⅱ-2-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1) <u>収益性に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び決算状況表等に基づき、収益性の状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p>(2) <u>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(収益性改</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>善措置)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p><u>(1) 意義</u></p> <p>特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先にかかる信用リスク管理態勢の確立が重要である。</p> <p><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p>与信集中に伴う信用リスクの経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>善措置)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p> <p><u>Ⅱ－２－４－１ 意義</u></p> <p><u>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u>特に、特定大口先への融資拡大が結果として銀行の経営悪化・破綻の原因となった事例を踏まえると、大口先に係る信用リスク管理態勢の確立が重要である。</u></p> <p><u>なお、カントリーリスク管理については、「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</u></p> <p><u>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、営業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p><u>(3) 監督手法・対応</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)</p>	<p><u>(2) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</u></p> <p><u>(3) 取締役会等は、大口与信先の取組みについて、厳格な自己査定の実施や事業再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p><u>Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>(1) 信用リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び決算状況表等に基づき、信用リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p><u>(2) 大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。(信用リスク改善措置)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p> <p>II-2-5 市場リスク</p> <p><u>(1) 意義</u></p> <p><u>有価証券等の価格変動等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し、許容できる範囲を超えて損失を被る可能性があることから、適切にリスクを管理していくことが重要である。</u></p> <p><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p>有価証券の価格等の変動が経営に与える影響分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) なお、銀行の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該銀行の経営判断で行われるものであり、当局が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。</u></p> <p>II-2-5 市場リスク</p> <p><u>II-2-5-1 意義</u></p> <p><u>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が変動し、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u>II-2-5-2 主な着眼点</u></p> <p>有価証券の価格等の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</p> <p><u>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。また、取締役会は、銀行の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(2) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>(新設)</p> <p>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法26条に</p>	<p><u>ミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際して、取締役会が基本的な考え方を明確に定め、またこれらの枠について定期的に見直しているか。</u></p> <p><u>また、ポジションの状況やリスク量等について、リスク管理部門が適切に把握し、担当取締役（必要に応じ取締役会等）に報告しているか。各種リミットを超過した場合、又は超過するおそれがある場合の管理者への報告体制を整備しているか。</u></p> <p>(3) <u>仕組債等の複雑なリスク特性を有する商品への投資を行っている場合、経営陣が商品のリスク特性を把握し、適切なリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ-2-5-3 監督手法・対応</p> <p>(1) <u>市場リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータに基づき、市場リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p>(2) <u>有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第26</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>Ⅱ－２－６ 流動性リスク</p> <p>(1) 意義</p> <p><u>預金動向や資金調達</u>の状況により資金繰りに支障をきたした場合、<u>経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から預金動向や流動性準備を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。</u></p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>条</u>に基づき業務改善命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>Ⅱ－２－６ 流動性リスク</p> <p><u>Ⅱ－２－６－１</u> 意義</p> <p><u>流動性リスクとは、銀行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより銀行が被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなる。銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－２－６－２</u> 主な着眼点</p> <p>預金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。<u>例えば、</u></p> <p><u>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。また、取締役会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切なリスク管理を行うため、けん制機能が十分発揮される体制を整備しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>(新設)</p> <p>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、<u>法26条</u>に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p>	<p>(2) <u>資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。</u></p> <p>(3) <u>資金繰り管理部門は、即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有など、危機時を想定した調達手段を確保しているか。</u></p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p><u>Ⅱ-2-6-3 監督手法・対応</u></p> <p>(1) <u>流動性リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータに基づき、流動性リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。</u></p> <p>(2) <u>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、<u>法第26条</u>に基づき業務改善命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守</p> <p>銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。</p> <p>Ⅱ－３－１－１ 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p><u>不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。</u></p> <p>(1) 不祥事件等の発覚の第一報 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った取締役会等への報告。 ・<u>刑罰法令に抵触している恐れのある事実</u>については、警察等関係機関等への通報。 	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－３－１ 法令等遵守</p> <p>銀行の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するためにも重要である。</p> <p><u>遵守すべき法令等は多岐にわたり(「金融検査マニュアル法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト V. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等」参照)、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。</u></p> <p>Ⅱ－３－１－１ 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p><u>役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。</u></p> <p>(1) 不祥事件等の発覚の第一報 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った取締役会等への報告。 ② <u>刑罰法令に抵触しているおそれのある事実</u>については、警察等関係機関等への通報。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>・事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な着眼点 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 ①、② (略) ③ <u>内部牽制機能が適切に発揮されているか。</u> ④ <u>改善策の策定や自浄機能が十分か。</u> ⑤ <u>当該事件の発覚後の対応が適切か。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>標準処理期間</u> <u>不祥事件等届出書に係る法第 24 条に基づく報告徴求や法第 26 条に基づく業務改善命令を発出する場合は、当該届出書（法第 24 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月（本庁への協議を要するものは概ね 2 ヶ月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>③ <u>事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 主な着眼点 不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。 ①、② (略) ③ <u>内部けん制機能が適切に発揮されているか。</u> ④ <u>改善策の策定や自浄機能は十分か。</u> ⑤ <u>当該事件の発覚後の対応は適切か。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>Ⅱ－3－1－2 役員による法令等違反行為への対応</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>Ⅱ－３－１－２－１ 意義</u></p> <p><u>(1) 銀行業務を遂行するに際しての役員による組織的な法令違反行為については、当該個人の責任の問題に加え、法人としての銀行の責任も問われる重大な問題であり、信用失墜・風評等により銀行の経営に重大な影響を及ぼすことに留意すべきである。</u></p> <p><u>(2) さらに、公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する銀行において、顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するような問題が発生した場合には、地域の金融システムの安定性に大きな影響を及ぼすおそれがあることを銘記する必要がある。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－１－２－２ 監督手法・対応</u></p> <p><u>(1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、法第 24 条に基づき報告を求める。</u></p> <p><u>特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者（注）による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、法第 24 条に基づき報告を求める。</u></p> <p><u>(注) 例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 当該調査結果及び銀行の対応等を踏まえ、法第 27 条に基づく行政処</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討する。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</u></p> <p><u>Ⅱ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</u></p> <p><u>Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義</u></p> <p><u>(1) 総論</u></p> <p><u>公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する銀行が、例えば総会屋利益供与事件、いわゆるヤミ金融等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。銀行が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全行的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、①「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下「本人確認法」という。)に基づく本人確認、及び、②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(以下「組犯法」という。)に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することが重要である。</u></p> <p><u>(2) 「組犯法」制定の経緯</u></p> <p><u>① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には「暴力団員による不当な行為等の防</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>止に関する法律」が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。</u></p> <p>② <u>また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和 63 年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。</u></p> <p>③ <u>こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成 9 年 9 月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。</u></p> <p><u>この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成 12 年 2 月から組犯法が施行されている。</u></p> <p><u>(3) 組犯法の概要と金融機関のコンプライアンスにとっての意義</u></p> <p>① <u>組犯法は、組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰（金融機関にも適用）、犯罪収益の没収・追徴、金融機関に対する「疑わしい取引」の届出の義務付け等からなる。</u></p> <p>② <u>組犯法は、組織的犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、金融機関にとっては、</u></p> <p><u>イ. 「マネー・ローンダリング防止」を単なる「本人確認」等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題（金融機関が犯罪組織に利</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備）へと位置付け直すとともに、</u></p> <p><u>ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全行的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になった、</u></p> <p><u>という点で極めて重要な意義を有するものである。</u></p> <p><u>(4) 本人確認法の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</u></p> <p><u>① 平成13年9月の米国の同時多発テロを受け、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに本人確認法が施行されることとなった。</u></p> <p><u>② 本人確認法の目的は、</u></p> <p><u>イ. テロ資金供与防止条約の的確な実施、</u></p> <p><u>ロ. 疑わしい取引の届出の実効性の確保、</u></p> <p><u>ハ. テロ資金の提供が金融機関を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理態勢の整備の促進、</u></p> <p><u>であり、具体的には、顧客等の本人確認及び確認記録・取引記録の作成・保存が義務付けられた（なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人確認義務が課されていることにも留意する必要がある。）。</u></p> <p><u>(注) その後、いわゆる「振込詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</u></p> <p>③ <u>金融機関においては、本人確認法が、組犯法とともに、広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-1-3-1-2 主な着眼点</u></p> <p><u>銀行の業務に関して、本人確認法による本人確認及び組犯法による「疑わしい取引」の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(1)「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p><u>(2)「疑わしい取引」の届出を行うに当たって、顧客の属性、取引時の状況その他銀行の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案する等適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(3)銀行が過去に取得した本人確認情報について信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合等には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、本</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>人確認の再確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(4) 盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>(5) 預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－１－３－１－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－3－1－3－2 偽造紙幣・硬貨等</u></p> <p><u>刑法第 152 条が、偽造・変造通貨の流通を阻止しようとする趣旨であることにかんがみ、銀行においても適正な内部管理態勢の構築のために、例えば、以下のような取組みが行われているか。</u></p> <p><u>(1) 顧客より提示のあった紙幣等が偽造・変造であると判明した段階で、警察への届出や「疑わしい取引」の届出が速やかになされる体制となっているか。</u></p> <p><u>(2) 偽造・変造紙幣等を再流通させないために銀行がとるべき行動について、適切な規定・要領等の整備や役職員への徹底がなされているか。</u></p> <p><u>(注) 組織犯罪等への対応としては、以上のほか、偽造・盗難キャッシュカード対策(Ⅱ－3－4－2 ATMシステムのセキュリティ対策)、インターネットバンキング(Ⅱ－3－5 インターネットバンキング)のフ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ-3-1-2</u> 資本の額の増加の届出の手続等</p> <p><u>Ⅱ-3-1-2-1</u> 意義</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ついては、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように<u>取扱うもの</u>とする。</p> <p>(4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール(注)を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p><u>また、法第14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、Ⅱ-3-1-2において、告示という。)</u> <u>第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする。</u></p> <p>(注) 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <p>ㄱ 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議</p> <p>ㄴ 割当先名簿の作成</p> <p>ㄷ 取締役会において、新株発行(条件)決議</p>	<p><u>イッシング対策等も参照のこと。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-1-4</u> 資本の額の増加の届出の手続等</p> <p><u>Ⅱ-3-1-4-1</u> 意義</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) ついては、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように<u>取り扱うもの</u>とする。</p> <p>(4) なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール(注1)を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>(注1) 一般的な第三者割当増資のスケジュール</p> <p>① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議</p> <p>② 割当先名簿の作成</p> <p>③ 取締役会において、新株発行(条件)決議</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>三 有価証券届出書の提出 ホ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み</p>	<p>④ 有価証券届出書の提出 ⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み <u>(注2) 海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照のこと。</u></p>
<p>Ⅱ-3-1-2-2 着眼点と監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ-3-1-4-2 着眼点と監督手法・対応</p>
<p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号(注1)に定める届出(様式・参考資料編 様式4-7-1)を求めるとともに、<u>商法、独占禁止法</u>及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般(注2)に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>(注1) 優先出資証券については、銀行法施行規則(以下「施行規則」という。)第35条第1項第23号に定める届出</p> <p>(注2) イ 基本的な経営姿勢 ロ 資本充実の原則の遵守等 ハ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ニ 商品性の適切な説明等 ホ 適正なディスクロージャーの確保 ヘ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p>	<p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号(注1)に定める届出(様式・参考資料編 様式4-7-1)を求めるとともに、<u>商法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)</u>及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般(注2)に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>(注1) 優先出資証券については、銀行法施行規則(以下「施行規則」という。)第35条第1項第22号に定める届出</p> <p>(注2) ① 基本的な経営姿勢 ② 資本充実の原則の遵守等 ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止 ④ 商品性の適切な説明等 ⑤ 適正なディスクロージャーの確保 ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、<u>または</u>、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. 取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在（担当役員、統括部門等の特定を含む）が明確になっているか。 <p>ロ. 取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>ハ.、ニ. (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>イ. 商法の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> a. (略) b. (略) <ul style="list-style-type: none"> ・財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接<u>または</u>迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合 	<p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. 取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在（担当役員、統括部門等の特定を含む。）が明確になっているか。 <p>ロ. 取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・<u>けん制</u>機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>ハ.、ニ. (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>イ. 商法の「資本充実の原則」の遵守及び銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> a. (略) b. (略) <ul style="list-style-type: none"> ・財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接<u>又は</u>迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 適正なディスクロージャーの確保 (証券取引法等)</p> <p> a.、b. (略)</p> <p> c. その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増資の勧誘に当たって、目論見書 (及び有価証券届出書) 以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。 ・実際には、勧誘にあたっての資料として、業績予想修正 (注1)、四半期開示 (注2)、IR資料及び役員の記者会見等、当該銀行に関する (特に財務内容に関する) 表示が利用されることが多い。 こうした現状に鑑み、増資を予定している銀行は、こうした表示が割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。 <p>(注1) 経済情勢の大幅な変化または当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。</p> <p>(注2) 例えば、第一四半期 (4月～6月) 及び第三四半期 (10月～12月) の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠の無い見込値または蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。</p>	<p>(中略)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 適正なディスクロージャーの確保 (証券取引法等)</p> <p> a.、b. (略)</p> <p> c. その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増資の勧誘に当たって、目論見書 (及び有価証券届出書) 以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。 ・実際には、勧誘に当たっての資料として、業績予想修正 (注1)、四半期開示 (注2)、IR資料及び役員の記者会見等、当該銀行に関する (特に財務内容に関する) 表示が利用されることが多い。 こうした現状にかんがみ、増資を予定している銀行は、こうした表示が割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。 <p>(注1) 経済情勢の大幅な変化又は当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。</p> <p>(注2) 例えば、第一四半期 (4月～6月) 及び第三四半期 (10月～12月) の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠のない見込値又は蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>二. (略)</p> <p>a. (略)</p> <p>(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、<u>金融商品販売法</u>の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. (略)</p> <p>③ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p> <p>・増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。</p> <p>(3) 銀行が新株発行(条件)の決議を行ったときにおける取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、</p> <p><u>イ</u> 法第24条に基づき報告を求め、または、</p> <p><u>ロ</u> 重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出し、</p> <p><u>ハ</u> さらに、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、または、記載すべき重要な事項または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかとなるときには、その旨を証券監査担当部局へ連絡する等の対応を行うものとする。</p>	<p>二. (略)</p> <p>a. (略)</p> <p>(注) 銀行が第三者割当増資を行うことは、<u>金融商品の販売等に関する法律</u>(以下「金融商品販売法」という。)の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。</p> <p>b. (略)</p> <p>③ 遵守状況の事後的な点検体制の整備</p> <p>増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。</p> <p>(3) 銀行が新株発行(条件)の決議を行ったときにおける取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、</p> <p><u>イ</u> 法第24条に基づき報告を求め、</p> <p><u>ロ</u> 重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出し、</p> <p><u>ハ</u> さらに、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、<u>又は</u>、記載すべき重要な事項<u>又は</u>誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかとなるときには、その旨を証券監査担当部局へ連絡する等の対応を行うものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 第三者割当増資終了後の取扱い</p> <p>① 第三者割当増資終了後<u>6ヶ月間</u>、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第53条第1項第4号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。</p> <p>② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、<u>または</u>、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p><u>II-3-1-3 本人確認、疑わしい取引の届出</u></p> <p>(1) 意義</p> <p><u>銀行が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、銀行がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</u></p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p><u>預金口座の不正利用について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」による本人確認、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」による疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 第三者割当増資終了後の取扱い</p> <p>① 第三者割当増資終了後<u>6か月間</u>、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第53条第1項第4号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。</p> <p>② 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 監督手法・対応</p> <p><u>検査結果及び不祥事件等により、本人確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p>II-3-1-4 その他</p> <p>II-3-1-4-1 履行保証 (略)</p> <p>II-3-1-4-2 正常な取引慣行に反する行為の発生の防止</p> <p>過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用など正常な取引慣行に反する行為の発生をどのように防止しているか。</p> <p>II-3-4 顧客保護等</p> <p>II-3-4-1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p>	<p>II-3-1-5 不適切な取引等</p> <p>II-3-1-5-1 履行保証 (略)</p> <p>II-3-1-5-2 正常な取引慣行に反する<u>不適切な取引</u>の発生の防止</p> <p>過度な協力預金、過大な歩積両建預金等の受入れ、他金融機関への過度な預金紹介、銀行の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、顧客の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や顧客の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する<u>不適切な取引</u>の発生をどのように防止しているか。</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ-3-4-1-1</u> 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日公表)において「銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を事務ガイドラインに明示する」こととされたことを契機として、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け貸付及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示するため、以下を制定した。</p> <p>(注1) 以下は、説明義務・説明責任(アカウントビリティ)の徹底を中心に顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組みまで幅広い領域を対象としている。(別図参照)</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は銀行の営む<u>すべての業務</u>が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融商品販売法の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p><u>Ⅱ-3-4-1-2</u> 主な着眼点</p>	<p><u>Ⅱ-3-2-1-1</u> 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日公表)において「銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を事務ガイドラインに明示する」こととされたことを契機として、広く貸し手の責任において整備すべき与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け貸付、<u>個人向け貸付(住宅ローンを含む。)</u>及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。</p> <p>(注1) 以下は、説明義務・説明責任(アカウントビリティ)の徹底を中心に顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組みまで幅広い領域を対象としている(別図参照)。</p> <p>(注2) 上記(1)の説明体制の整備は銀行の営む<u>全ての業務</u>が対象となっており、資産運用商品の販売に関しては金融商品販売法の施行等に対応した体制整備が必要である(Ⅱ-3-2-5参照)。</p> <p><u>Ⅱ-3-2-1-2</u> 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 全行的な内部管理態勢の確立</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 法令の趣旨を踏まえた行内の実施態勢の構築</p> <p>イ. 社内規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の体制（社内規則等の<u>配布</u>・管理体制を含む）が整備されているか。</p> <p>・特に、顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアル等の社内規則等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証する。</p> <p>ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部<u>牽制</u>機能は十分発揮されているか。</p> <p>④ <u>相談苦情処理機能と説明態勢の連携</u></p> <p>イ. 経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか。 （Ⅱ-3-4-1-2（5）を参照）</p> <p>ロ. 顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに<u>留まらず</u>、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>(略)</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 全行的な内部管理態勢の確立</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 法令の趣旨を踏まえた行内の実施態勢の構築</p> <p>イ. 社内規則等に基づいて業務が運営されるため、研修その他の体制（社内規則等の<u>配付</u>・管理体制を含む。）が整備されているか。</p> <p>・特に、顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まずマニュアル等の社内規則等の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証する。</p> <p>ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部<u>けん制</u>機能は十分発揮されているか。</p> <p>④ 説明態勢</p> <p>イ. 経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における顧客との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか （Ⅱ-3-2-1-2（5）を参照）。</p> <p>ロ. 顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに<u>とどまらず</u>、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっているか。</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>(略)</p> <p>① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明</p> <p>(略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>イ. 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているときには、顧客の知識、経験及び財産の状況から見て問題がない場合を除き、商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に<u>解り易い</u>形で解説した書面を交付して説明することとしているか。顧客自身がリスクを負っている場合には、必要に応じて説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。さらに、契約締結後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供することとしているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>イ. 融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき（<u>デリバティブ取引のみを行う場合を含む。</u>）には、顧客の知識、経験及び財産の状況から見て問題がない場合を除き、商品内容やリスクについて、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）も入れ、具体的に<u>分かりやすい</u>形で解説した書面を交付して説明することとしているか。</p> <p><u>また、当該デリバティブ取引を中途解約した場合には、解約精算金が発生する旨及びその解約精算金の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。）について、書面を交付して説明することとしているか。</u></p> <p>顧客自身がリスクを負っている場合には、必要に応じて説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。さらに、契約締結後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供することとしているか。</p> <p>ロ. <u>住宅ローン契約については、利用者に適切な情報提供とリスク等に関する説明を行うこととしているか。特に、金利変動型又は一定期間固定金利型の住宅ローンに係る金利変動リスク等について、十分な説明を行うこととしているか。</u></p> <p><u>説明に当たっては、例えば、「住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明について」（平成16年12月21日：全国銀行協会申し合わせ）に沿った対応がなされる態勢となっているか。また、適用金利が将来上昇した場合の返済額の目安を提示する場合には、その時点の経済情勢において合理的と考えられる前提に基づく試算を示すこととしているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ロ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。</p> <p>例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、<u>保証人の法的効果</u>とリスクについて、上記イ. のデリバティブを含む融資取引と同様に、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。</p> <p>また、必要に応じ保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>ハ. <u>連帯保証契約</u>については、補充性や分別の利益が<u>無い</u>ことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。</p> <p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>ニ. 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明 (略)</p> <p>イ.、ロ. (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p>	<p>ハ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。</p> <p>例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、<u>保証の法的効果</u>とリスクについて、上記イ. のデリバティブを含む融資取引と同様に、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。</p> <p>また、必要に応じ保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</p> <p>ニ. <u>連帯保証契約</u>については、補充性や分別の利益が<u>ない</u>ことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。</p> <p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>ホ. 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明 (略)</p> <p>イ.、ロ. (略)</p> <p>ハ. 保証契約</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由 ・経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由 ・経営者等に保証を求める場合には、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であることをもって一律に保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該経営者と保証契約を締結する客観的合理的理由 <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。</p> <p>また、例外的な書面等による対応については、顧客保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、社内規則等において明確に取扱い方法を定め、遵守のための実効性の高い内部牽制機能が確立されているか。</p>	<p>保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的合理的理由 b. 経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由 c. 経営者等に保証を求める場合には、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性に問題があるような中小企業の場合、「経営者の個人保証には、企業の信用補完且つ経営に対する規律付けという機能が認められる」とされる一方、代表者であることをもって一律に保証を求めることについて様々な批判があることを踏まえ、当該経営者と保証契約を締結する客観的合理的理由 <p>③ 契約の意思確認</p> <p>イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。</p> <p>また、例外的な書面等による対応については、顧客保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、社内規則等において明確に取扱い方法を定め、遵守のための実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ロ. (a)いわゆる捨印慣行の不適切な利用、及び(b)契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、行員等が必要事項を記載し書類を完成する等の不適切な取扱いを防止するため、実効性の高い内部牽制機能が確立されているか。</p> <p>ハ. 銀行として貸付の決定をする前に、顧客に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。</p> <p>④ 契約書等の書面の交付</p> <p>貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。</p> <p>なお、検証にあたっては、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. 銀行取引約定書は、双方署名方式を採用するか、<u>または</u>その写しを交付することとしているか。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引、手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適切に行うことにより顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応</p> <p>平成12年4月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること</p>	<p>ロ. <u>a.</u> いわゆる捨印慣行の不適切な利用、及び <u>b.</u> 契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、行員等が必要事項を記載し書類を完成する等の不適切な取扱いを防止するため、実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。</p> <p>ハ. 銀行として貸付の決定をする前に、顧客に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。</p> <p>④ 契約書等の書面の交付</p> <p>貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。</p> <p>なお、検証に<u>当たって</u>は、特に以下の点に留意する。</p> <p>イ. 銀行取引約定書は、双方署名方式を採用するか、<u>又は</u>その写しを交付することとしているか。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引<u>や</u>手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適切に行うことにより顧客が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応</p> <p>平成12年4月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>と及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。</p> <p>なお、<u>検証にあたっては</u>、例えば以下の点に留意する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み</p> <p>貸し手銀行と借り手企業がリレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）に伴うリスクを的確に認識し、リスク情報を共有し、リスクの共同管理やコストの共同負担を行うという基本的方向性を踏まえれば、地域密着型金融の機能強化のためには、貸し手と借り手の相互の共通理解を築き、その基盤の<u>もと</u>でリスクを共同管理しながら必要に応じ経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営相談・支援機能の充実・強化に向けた取組み</p> <p>経営改善支援（経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む）や早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合は、相互の共通理解の<u>もと</u>、顧客の業況や財務内容、さらには事業の将来性等についての銀行の判断を率直に説明した上で、顧客との相談・顧客への助言を行うこととしているか。</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の説明</p> <p>借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の<u>説明</u>については、銀行</p>	<p>及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。</p> <p>なお、<u>検証に当たっては</u>、例えば以下の点に留意する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み</p> <p>貸し手銀行と借り手企業がリレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）に伴うリスクを的確に認識し、リスク情報を共有し、リスクの共同管理やコストの共同負担を行うという基本的方向性を踏まえれば、地域密着型金融の機能強化のためには、貸し手と借り手の相互の共通理解を築き、その基盤の<u>下</u>でリスクを共同管理しながら必要に応じ経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営相談・支援機能の充実・強化に向けた取組み</p> <p>経営改善支援（経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む。）や早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合には、相互の共通理解の<u>下</u>、顧客の業況や財務内容、さらには事業の将来性等についての銀行の判断を率直に説明した上で、顧客との相談・顧客への助言を行うこととしているか。</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の<u>対応</u>については、銀行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、<u>Ⅱ－３－４－１－２（２）</u>（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>特に、「民法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 147 号）の施行に則して既存の包括根保証契約の見直しを行う際に、あわせて主債務者との取引関係も見直す場合には、当該主債務者に対して銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、当該法律改正を口実とする不適切な説明を行っていないか。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ、ロ. （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合</p> <p>これまでの取引関係や、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、<u>Ⅱ－３－２－１－２（２）</u>（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>特に<u>包括根保証契約</u>については、平成 17 年 4 月より「民法の一部を改正する法律」が施行されたことに則して、<u>既存の契約</u>の見直しを行う際に、<u>併せて主債務者との取引関係</u>も見直す場合には、当該主債務者に対して銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、当該法律改正を口実とする不適切な説明を行っていないか。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び<u>債務者</u>や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ、ロ. （略）</p> <p><u>ハ. 貸付債権の流動化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象債権を有する銀行は、<u>原債務者の保護</u>に十分配慮しているか。 ・債務者等を<u>圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するよう</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(7) 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。</p> <p>なお、<u>検証にあたっては、特に、Ⅱ-3-4-1-2 (6) (取引関係の見直し等の場合の説明)</u>に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。</p> <p>・<u>融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。</u></p> <p>・<u>与信取引関連も含め、組織的犯罪処罰法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成13年7月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる</p>	<p><u>な者に対して貸付債権を譲渡していないか。</u></p> <p>(7) 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。</p> <p>なお、<u>検証に当たっては、特に、Ⅱ-3-2-1-2 (6) (取引関係の見直し等の場合の対応)</u>に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意するほか、<u>例えば、相談・苦情受付窓口の明示、相談・苦情案件処理手順等の策定、相談・苦情事例の蓄積及び分析の方法等、及び相談・苦情処理担当部署の設置を含めた責任の所在の明確化等にも留意する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。</p> <p><u>イ. 融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。</u></p> <p><u>ロ. 与信取引関連も含め、組犯法に基づく「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>(8) 不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成13年7月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証にあたっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>・問題となる行為の例として「融資先企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>・問題となる行為の例として「融資先企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応</p>	<p>行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配付するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「融資先企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「融資先企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅱ－３－２－１－３ 監督手法・対応</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に<u>関わる</u>ことから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p><u>当局としては</u>、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告（法第 24 条に基づく報告を含む）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき改善報告を求め、<u>または</u>、<u>重大な問題があると認められる場合には</u>、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(2) なお、検証の結果、経営として<u>Ⅱ-3-4-1-1 (1)</u>の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p>	<p>(1) 顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に<u>かかわる</u>ことから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により</u>、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じ報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき改善報告を求め、<u>重大な問題があると認められる場合には</u>、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(2) なお、検証の結果、経営として<u>Ⅱ-3-2-1-1 (1)</u>の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) なお、一般に顧客と銀行との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</u></p>
<p>(参考)</p> <p>① 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）（<u>17. 3. 29</u>：金融庁）</p> <p>② 新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書（<u>15. 7. 16</u>：金融</p>	<p>(参考)</p> <p>① 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）（<u>平成 17 年 3 月 29 日</u>：金融庁）</p> <p>② 新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書（<u>平成 15 年 7 月 16</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>庁)</p> <p>③ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム (15. 3. 28 : 金融庁)</p> <p>④ リレーションシップバンキングの機能強化に向けて (15. 3. 27 : 金融審議会)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書 (13. 7. 4 : 公正取引委員会)</p> <p>⑥ 銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について (12. 4. 18 : 全国銀行協会)</p> <p>⑦ 我が国金融システムの改革について (9. 6. 13 : 金融制度調査会)</p>	<p>日 : 新しい中小企業金融の法務に関する研究会)</p> <p>③ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム (平成 15 年 3 月 28 日 : 金融庁)</p> <p>④ リレーションシップバンキングの機能強化に向けて (平成 15 年 3 月 27 日 : 金融審議会)</p> <p>⑤ 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」 (平成 14 年 9 月 30 日 : 金融審議会)</p> <p>⑥ 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書 (平成 13 年 7 月 4 日 : 公正取引委員会)</p> <p>⑦ 銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について (平成 12 年 4 月 18 日 : 全国銀行協会)</p> <p>⑧ 我が国金融システムの改革について (平成 9 年 6 月 13 日 : 金融制度調査会)</p>
<p>Ⅱ-3-4-2 顧客の誤認防止等</p>	<p>Ⅱ-3-2-2 顧客の誤認防止等</p>
<p>(1) 意義</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ-3-2-2-1 意義</p> <p>(略)</p>
<p>(2) 主な着眼点</p> <p>銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、<u>コンピューター設備</u>を共用する場合</p>	<p>Ⅱ-3-2-2-2 主な着眼点</p> <p>銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、<u>コンピューター設備</u>を共用する場合に銀行自らの情</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>に銀行自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p><u>(3) 監督手法・対応</u></p> <p>検査結果等により、顧客の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p><u>II-3-4-3 顧客情報管理</u></p> <p><u>(1) 意義</u> (略)</p> <p><u>(2) 主な着眼点</u></p> <p>① 顧客に関する情報の管理について、具体的な<u>取り扱い基準</u>を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で<u>取り扱い基準</u>を定めているか。</p> <p>② 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の<u>持ち出しの防止</u>に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理</p>	<p>報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。</p> <p><u>II-3-2-2-3 監督手法・対応</u></p> <p>検査結果、<u>不祥事件等届出書等</u>により、顧客の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p><u>II-3-2-3 顧客情報管理</u></p> <p><u>II-3-2-3-1 意義</u> (略)</p> <p><u>II-3-2-3-2 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱基準</u>を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で<u>取扱基準</u>を定めているか。</p> <p><u>(2) 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止</u>に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、<u>店舗の統廃合等を行う際の顧客情報の漏洩等の防止</u>などの</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行なわれているかを検証できる体制となっているか。</p> <p>③ (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置 ・実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置 <p>④ 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、施行規則第 13 条の 6 の 7 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合への加盟に関する情報 ・民族に関する情報 ・性生活に関する情報 <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>検査結果及び不祥事件等により、顧客情報の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大</p>	<p>対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。</p> <p>(3) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 保護法ガイドライン第 10 条及び第 11 条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針 I、II 及び別添 2 の規定に基づく措置 <p>(4) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、施行規則第 13 条の 6 の 7 に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) 「その他の特別の非公開情報」とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 労働組合への加盟に関する情報 ロ. 民族に関する情報 ハ. 性生活に関する情報 <p>(5) (略)</p> <p>II-3-2-3-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、顧客情報の管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を 発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>II-3-4-4 預金口座の不正利用防止</p> <p>(1) 意義 いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振り込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用の防止に向けて適切な対応をとっていくことが重要である。</p> <p>(2) 主な着眼点 預金口座の不正利用について、預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</p> <p>(3) 監督手法・対応 検査結果及び不祥事件等により、預金口座の不正利用防止に係る内部</p>	<p>問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p><u>(注) 個人情報については、必要に応じて別途、個人情報保護に関する法律に基づき、個人である顧客に関する情報の取扱いについての報告の徴収・助言、同法の違反を是正するために必要な措置をとるべき旨等の勧告・命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p><u>Ⅱ-3-4-5</u> 銀行の事務の外部委託</p> <p>(1) 意義</p> <p>各銀行が事務の外部委託を行うに際しては、顧客を保護し経営の健全性を確保するため、以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。</p> <p>(注1) 上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務（信託業務を除く）を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（法第8条に定める代理店に該当しないものを指す）に委託することをいう。</p> <p>(注2) 特に、銀行の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、財務局は、業務再構築ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配慮する。</p> <p>(注3) 当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、<u>本指針Ⅲ-2-7</u>も参照のこと。</p> <p>(2) 主な着眼点</p>	<p><u>Ⅱ-3-2-4</u> 銀行の事務の外部委託</p> <p><u>Ⅱ-3-2-4-1</u> 意義</p> <p>銀行が事務の外部委託を行うに際しては、顧客を保護し経営の健全性を確保するため、以下の諸点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。</p> <p>(注1) 上記における事務の外部委託とは、銀行が、その業務（信託業務を除く）を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該銀行以外（法第8条に定める代理店に該当しないものを指す。）に委託することをいう。</p> <p>(注2) 特に、銀行の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、財務局は、総合的なヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配慮する。</p> <p>(注3) 当該外部委託が、銀行と子会社等との間で行われる場合には、<u>Ⅲ-4-7</u>も参照のこと。</p> <p><u>Ⅱ-3-2-4-2</u> 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>① 顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む）が図られているか。</p> <p>イ. 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが<u>明らか</u>か。</p> <p>ロ.、ハ. （略）</p> <p>ニ. （略）</p> <p>・保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</p> <p>・実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p> <p>ホ. （略）</p> <p>② 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む）を図っているか。</p> <p>イ. リスク管理</p> <p>銀行は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の銀行業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。</p> <p>ロ. 委託先の選定</p> <p>銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。</p> <p>ハ. 契約内容</p>	<p>（1）顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。</p> <p>① 委託契約によっても当該銀行と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該銀行自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが<u>明らか</u>となっているか。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>イ. 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</p> <p>ロ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（2）銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。</p> <p>① リスク管理</p> <p>銀行は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けられなかった場合の銀行業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。</p> <p>② 委託先の選定</p> <p>銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行<u>い得るか</u>、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。</p> <p>③ 契約内容</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。</u> ・ <u>委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む）。</u> ・ <u>銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。</u> ・ <u>金融当局の銀行に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。</u> <p>三. <u>銀行に課せられた法令上の義務等</u></p> <p>(略)</p> <p>ホ. <u>銀行側の管理態勢</u></p> <p>委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む）等の行内管理態勢が整備されているか。</p> <p>へ. <u>情報提供</u></p> <p>(略)</p> <p>ト. <u>監査</u></p> <p>(略)</p> <p>チ. <u>緊急対応</u></p> <p>(略)</p> <p>リ. <u>グループ会社への外部委託</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. <u>提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き</u> ロ. <u>委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む）。</u> ハ. <u>銀行が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容</u> ニ. <u>金融当局の銀行に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取決め</u> <p>④ <u>銀行に課せられた法令上の義務等</u></p> <p>(略)</p> <p>⑤ <u>銀行側の管理態勢</u></p> <p>委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、銀行が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の行内管理態勢が整備されているか。</p> <p>⑥ <u>情報提供</u></p> <p>(略)</p> <p>⑦ <u>監査</u></p> <p>(略)</p> <p>⑧ <u>緊急対応</u></p> <p>(略)</p> <p>⑨ <u>グループ会社への外部委託</u></p> <p>(略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－２－４－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、銀行の事務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p>
<p><u>Ⅱ－３－４－６ その他</u></p> <p><u>その他次の項目についての監督上の着眼点は以下の通り。</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－２－５ 預金・リスク商品等の販売・説明態勢及び相談・苦情処理機能</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－２－５－１ 意義</u></p> <p><u>銀行は、預金等の受入れに際し預金等に関する情報提供を行わなければならないとされている（法第 12 条の 2 第 1 項、施行規則第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）とともに、投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する社内規則等を整備し、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 13 条の 5、第 13 条の 7）。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 公共債及び投資信託の窓口販売について</p> <p>証券取引法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか（施行規則第13条の3関係）。</u></p> <p>② 公共債、投資信託の窓口販売及び証券仲介業務</p> <p>証券取引法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</p> <p><u>例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ 保険募集の取扱い</p> <p><u>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。</u></p> <p><u>例えば、銀行等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>また、銀行の影響力を行使した販売、銀行取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 苦情処理体制の充実・強化 営業店及び本部の苦情処理体制が確立されているか。特に、顧客に対し十分説明する体制が確立されているか。</p>	<p><u>わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者に多い個人年金の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター) ・「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)(再掲) <p>④ 商品投資(商品ファンド)に係る業務 <u>銀行が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>⑤ 抵当証券に係る業務 <u>銀行が「抵当証券業の規制等に関する法律」により適用除外を受ける者とされている趣旨にかんがみ、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>(4) 相談・苦情処理機能 営業店及び本部の相談・苦情処理体制が確立されているか。特に、顧客に対し十分説明する態勢が確立されているか。 また、組織的に利用者からの苦情等をくみ上げ、業務等の改善が行われる</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) <u>貸付債権の流動化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>対象債権を有する銀行は、原債務者の保護に十分配慮しているか。</u> ・ <u>債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。</u> <p>(5) <u>商品投資に係る業務（商品ファンド）の取扱い</u></p> <p><u>銀行が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（平成3年法律第66号）により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>(6) <u>抵当証券業務</u></p> <p><u>銀行が「抵当証券業の規制等に関する法律」（昭和62年法律第114号）により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。</u></p> <p>(7) <u>保険募集</u></p> <p><u>保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに顧客情報の取扱等について、マニュアルを策定して研修を実施</u></p>	<p><u>枠組みが構築されているか。</u></p> <p><u>なお、検証に当たっては、相談・苦情処理受付窓口の明示、相談・苦情案件処理手順等の策定、相談・苦情事例の蓄積及び分析の方法等、及び相談・苦情処理担当部署の設置を含めた責任の明確化にも留意する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>するとともに内部検査を行うなど、適切な保険募集体制が確保されているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－２－５－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>(１) リスク商品等の販売・説明態勢等については、証券取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて法第 24 条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。</u></p> <p><u>また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>(２) さらに、検証の結果、経営陣がⅡ－３－２－１－１ (１) の法令の趣旨に反し重要な社内規則等の作成自体を怠っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、法第 27 条に基づく行政処分（例えば、社内規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ-3-2 事務リスク</u></p> <p><u>Ⅱ-3-2-1 意義</u></p> <p>事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクにかかる内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p><u>Ⅱ-3-2-2 主な着眼点</u></p> <p>(1) 事務リスク管理態勢</p> <p>① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) なお、一般に顧客と銀行との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的に司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-3 事務リスク</u></p> <p><u>Ⅱ-3-3-1 意義</u></p> <p>事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p> <p><u>Ⅱ-3-3-2 主な着眼点</u></p> <p>(1) 事務リスク管理態勢</p> <p>① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。</p> <p><u>④ 本人確認事務、「疑わしい取引」の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全行的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 海外営業拠点を有する銀行の事務管理</p> <p>① 内部検査体制の確立が図られているか。</p> <p>② 海外支店（役職員数 40 名以上）への内部監査担当者及び法令遵守担当者の配置が行われているか。内部監査担当者は支店長から独立し、本店検査部等に直結しているか。法令遵守担当者は国ごとに配置されているか。</p> <p>③ 海外支店への外部監査の活用は行われているか。年一回以上外部の専門家による監査が行われているか。特にデリバティブ取引等市場関連業務の監査に重点が置かれているか。</p> <p>(5) 人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年一回以上 1 週間以上の連続休暇を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。</p> <p>Ⅱ-3-2-3 監督手法・対応</p>	<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年 1 回以上、1 週間以上の連続休暇を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。</p> <p>(参考) 派遣社員に係る管理態勢の強化について (要請) (平成 17 年 11 月 30 日)</p> <p>Ⅱ-3-3-3 監督手法・対応</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>検査結果及び不祥事件報告等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>	<p>検査結果、不祥事件等届出書等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>
<p><u>Ⅱ-3-3 システムリスク</u></p>	<p><u>Ⅱ-3-4 システムリスク</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ-3-4-1 システムリスク</u></p>
<p><u>Ⅱ-3-3-1 意義</u></p>	<p><u>Ⅱ-3-4-1-1 意義</u></p>
<p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクを言うが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p>	<p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクを言うが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p>
	<p><u>(参考) 預金等受入金融機関に係る検査マニュアル</u> <u>「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコン</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ－３－３－２</u> 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 システムリスクについて<u>十分認識し</u>、全行的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理体制の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>また、システムリスク管理体制は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p>	<p><u>Ⅱ－３－４－１－２</u> 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 システムリスクについて<u>経営者をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに</u>、全行的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p><u>取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>システムリスク管理の基本方針が定められているか。<u>システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u>システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>また、<u>システムリスク管理態勢については</u>、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 安全対策</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 銀行以外の者が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む）を利用する資金移動取引については、<u>コンピューターシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、取引者のプライバシー保護対策が施されているか。</u></p> <p>(4) システム監査</p> <p>① システム部門から独立した内部監査部門が<u>定期的</u>にシステム監査を行っているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 監査対象は<u>システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</u></p> <p>④ システム監査の結果は<u>適切</u>に経営者に報告されているか。</p> <p>(5) 外部委託管理</p> <p>システムにかかる外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p>	<p>(3) 安全対策</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 銀行以外の者が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む。）を利用する資金移動取引については、<u>コンピューターシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、取引者のプライバシー保護対策が施されているか。</u></p> <p>(4) システム監査</p> <p>① システム部門から独立した内部監査部門が、<u>定期的</u>にシステム監査を行っているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 監査対象は、<u>システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</u></p> <p>④ システム監査の結果は、<u>適切</u>に経営者に報告されているか。</p> <p>(5) 外部委託管理</p> <p>システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。</p> <p><u>特に外部委託先（システム子会社を含む。）が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p> <p><u>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 統合ATMスイッチングサービス、全国銀行データ通信システム等</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(6)、(7) (略)</p> <p><u>(8) システム統合リスク</u></p> <p>① <u>銀行の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理体制を整備しているか。</u></p> <p>② <u>テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。</u></p> <p>⑤ <u>不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。</u></p> <p><u>(9) 障害発生時の対応</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>障害が発生した場合、銀行において速やかに障害原因、復旧見込等の公表を行っているか。</u></p>	<p><u>の外部のサービスを利用する場合についてもこれに準じる。</u></p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(8) 障害発生時の対応</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>障害が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</u></p> <p><u>また、障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p> <p>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター編)などがある。</p> <p><u>Ⅱ-3-3-3 監督手法・対応</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) システム統合時</u></p> <p>① <u>銀行が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じ、法 24 条に基づく報告等により把握を行うものとする。</u></p> <p>② <u>銀行が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制(内部監査を含む)、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p>	<p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ金融検査マニュアルを参照。</u></p> <p>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター)などがある。</p> <p><u>Ⅱ-3-4-1-3 監督手法・対応</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 障害発生時</p> <p>① <u>コンピュータ・システムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式4-43)にて当局宛て報告を求めるとする。</u></p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。</p> <p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも<u>1ヶ月</u>以内に現状について行うこととする。</p> <p>なお、財務局は銀行等より報告があった場合は直ちに本庁担当課室宛て連絡すること。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。</u> ・<u>資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。</u> ・<u>その他業務上、上記に類すると考えられるもの。</u> <p>をいう。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であ</p>	<p>(2) 障害発生時</p> <p>① <u>コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式4-43)にて当局宛て報告を求めるとする。</u></p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。</p> <p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも<u>1か月</u>以内に現状について行うこととする。</p> <p>なお、財務局は銀行等より報告があった場合は直ちに本庁担当課室宛て連絡することとする。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの</u> b. <u>資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの</u> c. <u>その他業務上、上記に類すると考えられるもの</u> <p>をいう。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>のとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－４－２ ATMシステムのセキュリティ対策</u></p> <p><u>Ⅱ－３－４－２－１ 意義</u></p> <p><u>利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底を図る観点から、その時々 の犯罪技術や各行の顧客特性を踏まえながら、キャッシュカード偽造等の犯 罪行為に対するATMシステム全般のセキュリティを確保することが重要で ある。</u></p> <p><u>特に、銀行のATMシステムは、統合ATMスイッチングサービスを通じ て他の金融機関と相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆 弱なATMシステムを放置している金融機関が存在した場合、他の金融機関 に対する影響が及ぶこととなるため、「金融機関等コンピュータシステムの安 全対策基準」（金融情報システムセンター）等を参照しながら、適切なセキ ュリティ対策を講ずることが必要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－４－２－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) ATMシステムのセキュリティ対策に関する取組み姿勢</u></p> <p><u>犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、キャッシュカード偽造等 の犯罪行為に対する対策等について、銀行が取り組むべき最優先の経営 課題の一つとして位置付け、取締役会等において必要な検討を行い、セ キュリティ・レベルの向上に努めているか。さらに、銀行内の各部門が</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>的確な状況認識を共有し、銀行全体として取り組む態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(2) 被害発生の予防策等</u></p> <p><u>キャッシュカードやATMシステムについて、そのセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。</u></p> <p><u>「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」等を踏まえ、不正払戻し防止のための措置が講じられているか。その際、預金者の負担が過重なものにならないよう配慮するとともに、互換性の確保などにより利用者利便に支障を及ぼさないよう努めているか。</u></p> <p><u>高リスクの高額取引をATMシステムにおいて行っている場合、それに見合ったセキュリティ対策を講じているか。特に脆弱性が指摘される磁気カードについては、そのセキュリティを補強するための方策を検討しているか。</u></p> <p><u>(3) 顧客対応</u></p> <p><u>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。スキミングの可能性、暗証番号及びカードの盗取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（ATM利用限度額等）、不必要に多くのカードを保有することによる管理上の問題等、キャッシュカード利用に伴う様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」に基づき、不正払戻しに係る損失の補償に係る規程等を整備するに当たっては、可能な限り明確かつ具体的な内容とするよう努めるとともに、その内容を顧客に対して十分説明・周知する態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>犯罪予防策等に係る自行の対応も踏まえつつ、被害発生後の顧客に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応方針、基準等について、必要な検討を行っているか。</u></p> <p>② <u>被害が発生した場合の補償のあり方について、約款、顧客対応方針等において、統一的な対応を定めているか。また、専門の顧客対応窓口を設けるなどにより、適切かつ迅速な顧客対応を行う態勢が整備されているか。顧客に対して情報提供等の協力を求めるに当たっては、顧客の年齢、心身の状況等に十分配慮がなされることとされているか。</u></p> <p><u>不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</u></p> <p>Ⅱ－３－４－２－３ 監督手法・対応</p> <p><u>検査結果等により、銀行のＡＴＭシステムのセキュリティ対策に係る管理態勢に問題があると認められる場合、及び被害が発生した場合には、必要に応じ、法第２４条に基づき報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、法第</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>26条に基づく業務改善命令等を行うものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」(平成17年6月24日：偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ)</u> ・<u>「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」(平成17年10月6日：全国銀行協会等)</u> <p><u>Ⅱ－3－4－3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用</u></p> <p><u>Ⅱ－3－4－3－1 意義</u></p> <p><u>現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済やCD/ATMオンライン提携などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び顧客サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－3－4－3－2 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 統合ATMスイッチングサービス、全国銀行データ通信システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合につ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>いても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</u></p> <p><u>(2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合には、顧客や業務に対する影響が生じないよう、当該外部サービスの管理者及び自行の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めるなどの対応がなされているか。</u></p> <p><u>(3) 特に、銀行が、当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合、顧客サービスや我が国の決済システム等に対する影響が生じないよう、当該外部サービス管理者とともに、適切かつ十分なリスク管理態勢、プロジェクトマネジメント態勢等を整備しているか。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－４－３－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果等により、銀行のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。また、銀行が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</u></p> <p><u>Ⅱ－３－５－１ 意義</u></p> <p><u>情報通信技術の進展により、インターネットは、銀行にとっては低コストのサービス提供を可能とする一方、利用者にとっては利便性の高い取引ツールとなり得るものである。</u></p> <p><u>したがって、銀行は、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、内部管理態勢を確立することが重要である。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>(１) 内部管理体制の整備</u></p> <p><u>① インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するための社内規則等を定めているか。</u></p> <p><u>② 利用者からの問い合わせ等のための窓口を設け、これをホームページ等で分かりやすく明示しているか。</u></p> <p><u>③ 通信技術の進展に伴い、取引の安全性を確保する観点から、不正防止策に係る技術的な問題について、適切に検討を行う体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(２) セキュリティの確保</u></p> <p><u>① インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に係るプロ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>グラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。</u></p> <p><u>② 取引の安全性の確保等の観点から、適切な不正防止策を講じているか。</u></p> <p><u>③ 不正取引については、その実態の把握に努め、その防止策のあり方を検討し、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(3) 利用者保護の確保</u></p> <p><u>① 利用者に対し、暗証番号等は推測されやすい番号を避ける等の注意喚起を行っているか。</u></p> <p><u>② 利用者が取引内容を確認できる手段を講じているか。</u></p> <p><u>③ 不正取引については、利用者保護のあり方を検討し、必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p><u>① インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、本人確認等の顧客管理態勢の整備が図られているか。</u></p> <p><u>② ホームページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。</u></p> <p><u>③ フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。</u></p> <p><u>(参考)「インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について」(全国銀行協会)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(金融情報システムセンター)</u></p> <p><u>Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、銀行のインターネットバンキングに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６－１ 意義</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６－１－１ システム統合リスク</u></p> <p><u>銀行のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、銀行業務における I T (情報通信技術) 依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</u></p> <p><u>特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (平成 14 年 12 月)</p> <p>① 「システム統合」とは、合併、営業譲渡、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編(「経営統合」)により、システムを統合、分割又は新設することをいう(システムの共同開発・運営を含む)。</p> <p>② 「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱を来す、場合によっては金融機関等としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼすなど、顧客等に損失が発生するリスク、また統合対象金融機関等が損失を被るリスクである。</p> <p>Ⅱ-3-6-1-2 システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策</p> <p>(1) リスク特性の基本的考え方</p> <p>「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発にかかわるリスクに限られるのではなく、事務(ユーザー)部門における事務処理対応、営業店における顧客対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象銀行の経営陣の責任において、「顧客利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。</p> <p>(2) リスク軽減策の基本的考え方</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>システム統合リスクのリスク量は、事象（イベント）の発生確率と発生した場合の影響度（インパクト）の積で認識すべきものであり、銀行は、業容等を勘案した上で、徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化（障害が同時発生）しても、顧客に大きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６－１－３ プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性</u></p> <p><u>合併に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような合併時固有の事情（注）から、システム開発会社だけではなく、銀行においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。</u></p> <p><u>（注）合併以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、合併時と同様な事情があることに留意する。</u></p> <p><u>（１）制約のあるスケジュール</u></p> <p><u>システム統合を行う複数の銀行（以下Ⅱ－３－６において「対象銀行」という。）の経営陣は、制約のあるスケジュールの下で、①経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(2) <u>長期にわたる複雑なプロジェクト</u></p> <p><u>システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要する複雑なプロジェクトであること。</u></p> <p><u>また、以下のような2段階で行われることが多く、合併の基本合意から完全なシステム統合の実現まで長期間（3年～）を要することもあること。</u></p> <p><u>イ. 第一段階：合併（行名、店名、店番の変更）時は、旧行のシステムは並列して存続させ、その間をつなぐ中継・連携システムを稼動</u></p> <p><u>ロ. 第二段階：完全な統合システムを稼動させ、商品・サービスの一本化、店舗統廃合を本格化</u></p> <p><u>第二段階も、全店が同時に移行するのではなく、店別に移行する「店群移行方式」が採用されることがあること。</u></p> <p><u>(注) 株主の了承と当局の認可</u></p> <p><u>合併を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本合意、②合併契約の締結（統合比率を含む。）、③株主総会の承認、④合併の認可申請・認可、⑤合併であり、対象銀行の経営陣としては、株主の了承と複数の関係当局（金融監督当局、公正取引委員会）の認可等を得る必要があること。</u></p> <p>Ⅱ－3－6－2 主な着眼点</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>検証に当たっての基本的な着眼点は、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（平成14年12月）に示されているところによるが、以下は、銀行の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</u></p> <p><u>（1）取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化</u></p> <p><u>対象銀行の代表取締役は、上記Ⅱ－3－6－1のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。</u></p> <p><u>対象銀行の代表取締役は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。</u></p> <p><u>（2）システム統合方式に係る経営判断の合理性</u></p> <p><u>対象銀行の取締役会は、システム統合の方式決定に当たり、対象銀行間の軋轢を排除し、十分な協議を行い、合併等までのスケジュール、合併後の経営戦略等に基づき、システム統合実施までの準備期間を十分に確保した上で、合理的な意思決定が行われているか。</u></p> <p><u>（3）プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備</u></p> <p><u>① 対象銀行の取締役会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び顧客対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、経営再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「統括役員及び部門」という。）等を設置しているか。</u></p> <p>② <u>対象銀行間、取締役・統括役員及び部門間、開発部門・ユーザ一部門間、同一部門内、営業店内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>対象銀行の取締役会並びに統括役員及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象銀行の一部の役職員の間にとどまることのないよう銀行内、銀行間の報告体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(4) システム統合計画とその妥当性</u></p> <p>① <u>事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い出しと軽減策</u> <u>対象銀行の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対顧客障害を起こさないという観点から、上記Ⅱ-3-6-1を踏まえ、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗い出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。</u> <u>事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。</u></p> <p>② <u>システム統合計画の妥当性</u> <u>当初策定した統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員が、いつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。</u></p> <p>(5) <u>銀行における十分なテスト・リハーサル体制の構築</u></p> <p><u>これまでの障害事例の反省として、ほとんどのケースにおいて「十分なテスト・リハーサルを行わなかったこと」が挙げられていることを踏まえ、</u></p> <p>① <u>レビューやテスト不足が原因で、顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程毎のレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全店・全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。</u></p> <p>② <u>システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、まったく想定外のリスク事象が発生することがあることにかんがみ、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>③ <u>統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り全営業部店（ＡＴＭを含む。）や対外チャネル（全銀システム、統合ＡＴＭスイッチングサービス、手形交換、日銀ＲＴＧＳ等）に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。</u></p> <p>④ <u>統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する営業部店において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送りに伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続きの習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。</u></p> <p><u>（６）対顧客説明、接続テスト実施体制の構築</u></p> <p>① <u>対顧客説明</u></p> <p>イ. <u>顧客折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行計画等、顧客への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。</u></p> <p>ロ. <u>システム統合により、取り扱う金融サービス（例えば、手数料の徴求形態、資金入金日等に至るまで）に変更がある場合には、顧客利便性に配慮した検討を行ったうえで、顧客への周知が適切に行われているか。</u></p> <p>② <u>接続テスト実施体制</u></p> <p><u>口座振替、エレクトロニックバンキング等の顧客とつながりのある取引について、顧客側の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、顧客への説明を十分に行っているか。</u></p> <p><u>特に、これまでの障害事例の反省として、ほとんどのケースにおい</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>て「十分な接続テストを行わなかったこと」が挙げられていることから、顧客との接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。</u></p> <p><u>接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認することとしているか。</u></p> <p><u>③ 対顧客説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(7) 設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント</u></p> <p><u>商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、事務（ユーザー）部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害のひとつの原因となっていることから、設計・開発の各段階毎に品質管理が重要である。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。</u></p> <p><u>(8) 外部委託先の管理態勢</u></p> <p><u>統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。</u></p> <p><u>外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>特に、対象銀行と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象銀行が協調して、主体的に関与する体制となっているか。</u></p> <p><u>(9) 計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント</u></p> <p>① <u>対象銀行の取締役会並びに統括役員及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。</u></p> <p>② <u>プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。</u></p> <p>③ <u>システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で取締役会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(10) 資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント</u></p> <p>① <u>統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象銀行が協調して統合の段階毎の進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>業務管理が適切に行われているか。</u></p> <p>② <u>計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。</u></p> <p>(11) <u>厳正な移行判定の実施</u></p> <p>① <u>対象銀行の統括役員及び部門は、Ⅱ－３－６－１を踏まえ安全性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。</u></p> <p><u>移行判定時まで、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。</u></p> <p><u>移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。</u></p> <p>② <u>いわゆる店群移行方式においては、各回の移行毎に、前回移行までに発生した障害事例（例えば移行店と未移行店を跨ぐ処理に関してシステム又は運用に起因する障害、障害対応に起因する二次障害等）への対策の実施状況、移行対象店舗の特性（口座振替・財形等の個社対応をしている大口先の存在等）も勘案した移行判定を行うこととしているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p>(12) <u>フォールバックの態勢整備</u></p> <p><u>移行判定時において統合不可（戻し、延期等）の判断がなされた場合、システム、内部事務、顧客対応等が円滑に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）が連携して策定され、取締役会の承認を得ているか。</u></p> <p>(13) <u>コンティンジェンシープランの確立</u></p> <p><u>既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、取締役会の承認を受けているか。</u></p> <p><u>また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象銀行は連携して、</u></p> <p><u>① システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。</u></p> <p><u>② 口座振替の処理遅延やATM障害が取引のピーク日に発生した場合、二重引落や通帳への記帳ミス等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び営業店等における訓練が十分に行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>また、統合後の事務処理に不慣れな営業店の店頭の混乱等による顧客サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮し</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>て、事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。</u></p> <p>④ <u>単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。</u></p> <p><u>(14) 実効性のある内部監査、第三者評価</u></p> <p>① <u>内部監査</u> <u>対象銀行の内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。</u></p> <p>② <u>第三者評価</u> <u>システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。</u></p> <p><u>(15) 銀行持株会社による統括機能</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>銀行持株会社の下で子銀行等のシステム統合が行われる場合には、銀行持株会社の経営管理機能の一環として、システム統合リスク管理機能（プロジェクト管理機能を含む。）が適切に発揮されているか（Ⅲ－４－１１－４参照）。</u></p> <p><u>Ⅱ－３－６－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>（１）基本合意等の公表が行われた場合</u></p> <p><u>銀行が、システム統合等を行う場合にあっては、基本合意等の公表を受けて、法第 24 条に基づき、システム統合の計画（スケジュールを含む。）及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。</u></p> <p><u>（２）検査結果通知が行われた場合</u></p> <p><u>システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、法第 24 条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）について報告を求め、システム統合リスク管理態勢（プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。）に問題がないか検証する。</u></p> <p><u>さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ-3-5</u> 危機管理体制</p> <p><u>Ⅱ-3-5-1</u> 意義</p>	<p><u>(3) 移行判定が行われた場合</u> <u>システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法第 24 条に基づく報告を求める。</u></p> <p><u>(4) 上記 (1) から (3) の検証等の結果、問題が認められた場合</u> <u>法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第 26 条に基づき、システム統合リスク管理態勢に関する業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>(5) システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合</u> <u>当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等その他Ⅱ-3-6-2を踏まえた資料の提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は法第 54 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。</u> <u>また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第 24 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。</u></p> <p><u>(6) システム障害が発生した場合</u> <u>Ⅱ-3-4-1-2 (8)、Ⅱ-3-4-1-3 (2) 等にも留意する。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-7</u> 危機管理体制</p> <p><u>Ⅱ-3-7-1</u> 意義</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に<u>根ざした</u>経営をしている銀行においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。</p> <p>なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等の<u>オフサイトモニタリング</u>や不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は<u>金融機関</u>に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、<u>金融機関</u>における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。</p>	<p>近年、銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など銀行を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に<u>根差した</u>経営をしている銀行においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。<u>このため平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan；BCP）の策定等を行っておくことが必要であると考えられる。</u></p> <p>なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、銀行の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。</p> <p>Ⅱ－３－７－２ 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等の<u>オフサイト・モニタリング</u>や不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は<u>銀行</u>に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、<u>銀行</u>における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、<u>業務継続計画</u>についても、ヒアリングを通じて、その<u>適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものは<u>予防策を講じる</u>)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)</u> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事故(大規模停電、コンピュータ事故等)</u> ・<u>風評(口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)</u> ・<u>対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)</u> ・<u>営業上のトラブル(苦情・相談対応、データ入力ミス等)</u> ・<u>人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等)</u> ・<u>労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)</u> <p>③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。</p>	<p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものは<u>リスクの軽減策を講じる。</u>)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。</p> <p>② (略)</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>イ. 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)</u> <u>ロ. テロ・戦争(国外において遭遇する場合を含む。)</u> <u>ハ. 事故(大規模停電、コンピュータ事故等)</u> <u>ニ. 風評(口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)</u> <u>ホ. 対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)</u> <u>ヘ. 営業上のトラブル(苦情・相談対応、データ入力ミス等)</u> <u>ト. 人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等)</u> <u>チ. 労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)</u> <p>③ (略)</p> <p>④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望まし</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-3 危機発生時における対応</p> <p>(1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静</p>	<p>い。</p> <p>⑤ <u>業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、全国銀行協会等の業界団体及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。例えば、</u></p> <p><u>イ. 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</u></p> <p><u>ロ. コンピュータシステムセンター等の安全対策（バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。</u></p> <p><u>ハ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u></p> <p><u>ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間は具体的に計画されているか。</u></p> <p><u>（参考）日本銀行「金融機関における業務継続体制の整備について」（平成15年7月）</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>Ⅱ-3-7-3 危機発生時における対応</p> <p>(1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>化するまでの間、当該金融機関における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告徴求することとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>化するまでの間、当該銀行における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告徴求することとする。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>II-3-5-4 事態の沈静化後における対応</p> <p>金融機関における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融機関に対して、法第 24 条に基づき、事案の概要と金融機関側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。</p>	<p>II-3-7-4 事態の沈静化後における対応</p> <p>危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該銀行に対して、法第 24 条に基づき、事案の概要と銀行側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。</p>
<p>II-3-5-5 風評に関する危機管理体制</p> <p>(1) 風評リスクへの対応にかかると体制が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他行や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>II-3-7-5 風評に関する危機管理体制</p> <p>(1) 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他行や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。</p> <p>(2) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 風評が預金の<u>払い出し</u>に結びついた場合の対応方法について、営業店及び店舗外現金自動設備の状況把握、顧客対応、現金輸送、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2-3 地域貢献が銀行の収益力や財務の健全性に与える影響</p> <p>銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、地域貢献が銀行の収益力や財務の健全性に与える影響について、例えば以下のような点につき、的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか(注)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に対する取組みが十分でないこと、<u>または</u>地域貢献に対する取組みについての利用者の理解が得られていないことが、営業基盤の存続・維持に支障を与えていないか。 ・地域へのコミットメントコストの水準は、銀行の収益性・健全性に悪影響を及ぼしていないか。過度なコミットメントコストを負担していると認識している場合には、その軽減のための努力をしているか。 <p>(注) 具体的には、例えば、管理会計の活用のほか、取引先企業に対する経営改善支援の実績等、自らの営業地域における収益状況についての的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか。また、その分</p>	<p>(3) 風評が預金の<u>払出し</u>に結びついた場合の対応方法について、営業店及び店舗外現金自動設備の状況把握、顧客対応、現金輸送、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2-3 地域貢献が銀行の収益力や財務の健全性に与える影響</p> <p>銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、地域貢献が銀行の収益力や財務の健全性に与える影響について、例えば以下のような点につき、的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか(注)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献に対する取組みが十分でないこと、<u>又は</u>地域貢献に対する取組みについての利用者の理解が得られていないことが、営業基盤の存続・維持に支障を与えていないか。 ・地域へのコミットメントコストの水準は、銀行の収益性・健全性に悪影響を及ぼしていないか。過度なコミットメントコストを負担していると認識している場合には、その軽減のための努力をしているか。 <p>(注) 具体的には、例えば、管理会計の活用のほか、取引先企業に対する経営改善支援の実績等、自らの営業地域における収益状況についての的確な分析を行うための収益管理態勢の整備が図られているか。また、その分</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>析結果等も踏まえ、地域貢献に関する取組みの具体的効果についての確かな検証が行われているか。</p> <p>Ⅱ－４－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中での対応 監督上、収益性の改善や経営の健全性の確保等が必要と認められる銀行について、地域貢献に対する取組み姿勢についても改善が必要と認められる場合には、収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中で以下の通り対応するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－５ 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進</p> <p>Ⅱ－５－１ 意義</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)において、中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、平</p>	<p>析結果等も踏まえ、地域貢献に関する取組みの具体的効果についての確かな検証が行われているか。</p> <p>Ⅱ－４－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中での対応 監督上、収益性の改善や経営の健全性の確保等が必要と認められる銀行について、地域貢献に対する取組み姿勢についても改善が必要と認められる場合には、収益性や経営の健全性等に着目した監督上の枠組みの中で以下のとおり対応するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－５ 事業再生・中小企業金融の円滑化の促進</p> <p>Ⅱ－５－１ 意義</p> <p>金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)において、中小・地域金融機関についてはリレーションシップバンキングの機能を強化して、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当であるとされている。これを踏まえ、平</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>成 15～16 年度の「集中改善期間」においては、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成 15 年 3 月 28 日。以下「<u>前アクションプログラム</u>」という。）に基づき、間柄重視の地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化を通じて、中小企業金融の再生の推進を図ってきたところである。</p> <p>「金融改革プログラム」（平成 16 年 12 月 24 日）においては、<u>前アクションプログラム</u>について実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとされた。これを受け、『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」等における<u>前アクションプログラム</u>の実績等の評価を踏まえて策定された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（平成 17 年 3 月 29 日）に基づき、各銀行が策定した地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化を促進していくこととする。</p> <p>Ⅱ－5－2 主な着眼点</p> <p>上記報告書等の趣旨を踏まえ、地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の各取組みに関して掲げられた事例については、各金融機関がその自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要であり、個々の事例を参考として具体的にどのよ</p>	<p>成 15～16 年度の「集中改善期間」においては、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（平成 15 年 3 月 28 日。以下「<u>旧アクションプログラム</u>」という。）に基づき、間柄重視の地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化を通じて、中小企業金融の再生の推進を図ってきたところである。</p> <p>「金融改革プログラム」（平成 16 年 12 月 24 日）においては、<u>旧アクションプログラム</u>について実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとされた。これを受け、『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」等における<u>旧アクションプログラム</u>の実績等の評価を踏まえて策定された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（平成 17 年 3 月 29 日）に基づき、各銀行が策定した地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化を促進していくこととする。</p> <p>Ⅱ－5－2 主な着眼点</p> <p>上記報告書等の趣旨を踏まえ、地域密着型金融推進計画に沿って事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた以下の取組みを積極的に推進する態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下の各取組みに関して掲げられた事例については、各銀行がその自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要であり、個々の事例を参考として具体的にどのよう</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>うな取組みを実施するかについては、こうした考え方に則り判断していくことが求められる。</p>	<p>な取組みを実施するかについては、こうした考え方に則り判断していくことが求められる。</p>
<p>(1) ~ (4) (略)</p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p>
<p>(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 (Ⅱ-3-4-1 (与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能)を踏まえた顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化)</p>	<p>(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 (Ⅱ-3-2-1 (与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能)を踏まえた顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化)</p>
<p>(6)、(7) (略)</p>	<p>(6)、(7) (略)</p>
<p>Ⅱ-5-3 監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ-5-3 監督手法・対応</p>
<p>平成18年度までの「重点強化期間」において、半期毎に財務局において地域密着型金融推進計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、<u>金融機関</u>の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。</p>	<p>平成18年度までの「重点強化期間」において、半期毎に財務局において地域密着型金融推進計画の実施状況についてフォローアップを行うものとする。なお、当該フォローアップに当たっては、可能な限り、<u>銀行</u>の自主性を尊重するとともに、地域経済の特性に配慮することとし、画一的な基準による評価とならないよう留意することとする。</p>
<p>Ⅱ-6 <u>その他</u></p>	<p>Ⅱ-6 <u>企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等</u></p>
<p><u>Ⅱ-6-1 銀行持株会社等</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅱ－６－１－１ 意義</u></p> <p><u>銀行持株会社は、その子会社である銀行（以下「子銀行」という）及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は子会社に対する経営管理及びこれに附帯する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うに当たっては、銀行経営の健全性確保や預金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえ、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>Ⅱ－６－１－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>（１）銀行持株会社の経営方針が、子銀行の財務の健全性を歪めることとなっていないか。また、グループ内の会社において顕在化したリスクが子銀行への波及を防止するためのリスク管理方針が定められているか。</u></p> <p><u>（２）子銀行やグループ内の会社に対する経営の監視機能が働いているか。</u></p> <p><u>（３）グループ内において顧客情報を共有する場合、その取扱い方針を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。</u></p> <p><u>（４）銀行持株会社と子銀行間及びそのいずれかと銀行のグループ内の会社との間の役員の兼職は適正なものとなっているか。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(5) <u>リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社またはグループ内の会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。</u></p> <p>(6) <u>子銀行とグループ内の会社との間において業務委託契約等を締結している場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。銀行持株会社にアームズ・レングス・ルールについてのチェック態勢が整備されているか。</u></p>	
<p><u>II-6-1-3 監督手法・対応</u></p>	
<p>(1) <u>子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行とあわせて行うものとする。(III-1-2(3)を参照)</u></p>	
<p>(2) <u>子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、銀行持株会社の経営管理等に問題が認められるときは、銀行持株会社に対し法 52 条の 31 に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められるときは、法第 52 条の 33 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p>	
<p><u>II-6-2 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>II-6-2-1 意義</u></p>	<p><u>II-6-1 意義</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が銀行を選択する際、その銀行及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに<u>繋がる</u>と考えられる。そのような観点から、銀行がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。</p> <p><u>II-6-2-2</u> 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p><u>①~③</u> (略)</p> <p><u>II-6-2-3</u> 監督手法・対応</p> <p>(略)</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が銀行を選択する際、その銀行及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに<u>つながる</u>と考えられる。そのような観点から、銀行がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。</p> <p><u>II-6-2</u> 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p><u>II-6-3</u> 監督手法・対応</p> <p>(略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－１ 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ</p> <p>銀行監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。</p> <p>情報の収集</p> <p>〔情報源の具体例〕</p> <p>① 検査結果</p> <p>② <u>金融機関からの報告資料</u>（財務情報、行政報告資料等）</p> <p>③ 経営陣、監査役、担当者等からのヒアリング内容</p> <p>④ 公開情報（投資家向け開示資料、報道等）</p> <p>⑤ 利用者からの苦情、投書等</p> <p>⑥ <u>貸し渋り・貸し剥がしホットライン等</u></p> <p>⑦ 関係機関、業界団体等からの情報</p> <p>⑧ <u>その他金融機関の経営</u>に関し入手した一切の情報</p> <p>情報の整理・分析</p> <p>・データベース（各金融機関別）の整備</p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－１ 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ</p> <p>銀行監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。</p> <p>情報の収集</p> <p>〔情報源の具体例〕</p> <p>① 検査結果</p> <p>② <u>銀行からの報告資料</u>（財務情報、行政報告資料等）</p> <p>③ 経営陣、監査役、担当者等からのヒアリング内容</p> <p>④ 公開情報（投資家向け開示資料、報道等）</p> <p>⑤ 利用者からの苦情、投書等</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑥ <u>他の金融機関、関係機関、業界団体等からの情報</u></p> <p>⑦ <u>その他銀行の経営</u>に関し入手した一切の情報</p> <p>情報の整理・分析</p> <p>・データベース（各銀行別）の整備</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<ul style="list-style-type: none"> ・当該金融機関の経営状況に関する多面的な分析・評価 <p>問題点の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果に基づく当該金融機関の問題点の的確な把握 ・必要に応じ、報告徴求命令に基づく事実確認 <p>問題点の改善促進</p> <p>(必要に応じ) 監督上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該金融機関に対する問題点の指摘 ・改善に向けた取組の促進 ・必要に応じ、以下の対応 <ul style="list-style-type: none"> －改善方策に関する報告徴求命令 －業務改善命令、早期是正措置 －業務停止命令、取締役等の解任命令、免許の取消 <p>フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置も検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除 <p>Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイトモニタリングは、別紙の年間スケジュールを目途に行うも</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該銀行の経営状況に関する多面的な分析・評価 <p>問題点の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果に基づく当該銀行の問題点の的確な把握 ・必要に応じ、報告徴求命令に基づく事実確認 <p>問題点の改善促進</p> <p>(必要に応じ) 監督上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該銀行に対する問題点の指摘 ・改善に向けた取組みの促進 ・必要に応じ、以下の対応 <ul style="list-style-type: none"> －改善方策に関する報告徴求命令 －業務改善命令、早期是正措置 －業務停止命令、取締役等の解任命令、免許の取消 <p>フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点の改善状況のフォローアップ ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置も検討 ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除 <p>Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>主なオフサイト・モニタリングは、別紙の年間スケジュールを目途に行う</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>のとする。</p> <p>各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。</p> <p>(1) 本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表 監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定める<u>オフサイトモニタリング</u>を実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 定期的なヒアリング <u>オフサイトモニタリング</u>の一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。 なお、各財務局は創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ トップヒアリング 財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、<u>経営方針や経営上の重要課題</u>について、年2回(8～9月及び2月～3月頃を目途)ヒアリングを実施することとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>各時点の具体的な事務は、都度、監督局担当課室から示すものとする。</p> <p>(1) 本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表 監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定める<u>オフサイト・モニタリング</u>を実施することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 定期的なヒアリング <u>オフサイト・モニタリング</u>の一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。 なお、各財務局は創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ トップヒアリング 財務局幹部が直接、銀行の経営者にヒアリングを実施し、<u>経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識等、経営上の重要課題</u>について、年2回(8～9月及び2～3月頃を目途)ヒアリングを実施することとする。</p> <p>④ <u>内部監査ヒアリング</u> 銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携</p> <p>(1) 金融庁との連携</p> <p>施行規則第37条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第17条の2第1項及び第17条の3第1項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち<u>財務局長</u>に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該</p>	<p><u>部監査部門から、年1回（原則として4月頃を目途とするが、それ以外の時期に行うことを妨げない。）ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</u></p> <p>(4) <u>個別銀行に関するデータベースの整備</u></p> <p><u>銀行台帳については、様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－１－２（４）により、毎年6月末日現在にて作成するものとし、当該銀行に関し参考となるべき資料等を適宜添付するものとする（以下Ⅲ－１において「銀行台帳等」という。）。また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合や中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>Ⅲ－１－２ 監督部局間における連携</p> <p>(1) 金融庁との連携</p> <p>施行規則第37条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第17条の2第1項及び第17条の3第1項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち<u>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）</u>に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p>	<p>局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 銀行持株会社の子銀行に対する監督上の留意点</p>	<p>(3) 銀行持株会社の子銀行に対する監督上の留意点</p>
<p>財務局長に監督権限が委任されている子銀行を監督するにあたり、銀行持株会社と当該子銀行に対する監督権限が異なっている場合には、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>財務局長に監督権限が委任されている子銀行を監督するに当たり、銀行持株会社と当該子銀行に対する監督権限が異なっている場合には、以下の点に留意するものとする。</p>
<p>①、② (略)</p>	<p>①、② (略)</p>
<p>Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携</p>	<p>Ⅲ－１－３ 検査部局等との連携</p>
<p>検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。</p>	<p>検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅲ－１－３－１ 検査・監督連携会議の開催</u></p>
	<p><u>(1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。</u></p> <p>本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか必要に応</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－１－３－１ 検査部局による検査着手前</p> <p>検査着手にあたって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督局担当課）は、検査班主任検査官に対し、銀行の現状等（注）についての説明を行うものとする。</p> <p>（注１）合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を行うものとする。</p> <p>（注２）銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。</p> <p>①前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き（他行との提携、</p>	<p><u>じて適宜開催することとする。</u></p> <p><u>（２）本会議において監督部局は、検査部局に対して、銀行の経営状況全般、当面の監督課題、規制の創設・改廃など検査に当たって必要な情報の提供を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>（注）必要に応じ、Ⅲ－１－３－２に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。</u></p> <p><u>（３）なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅲ－１－３－２ 検査部局による検査着手前</p> <p><u>（１）個別銀行に対する検査着手に当たって、監督部局（財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、検査局検査の場合には監督担当課）は、検査班の主任検査官に対し、当該銀行の現状等についての説明を行うものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>増資、経営陣の交替等</u>)</p> <p>②直近決算の分析結果</p> <p>③リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</p> <p>④総合的なヒアリング、トップヒアリングの結果</p> <p>⑤監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップ の状況</p> <p>⑥監督局として検査で重視すべきと考える点</p> <p>⑦その他</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(2) 銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。</u></p> <p>① <u>前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き（他行との提携、増資、経営陣の交替等）</u></p> <p>② <u>直近決算の分析結果</u></p> <p>③ <u>リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</u></p> <p>④ <u>各種ヒアリングの結果</u></p> <p>⑤ <u>監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</u></p> <p>⑥ <u>監督部局として検査で重視すべきと考える点</u></p> <p>⑦ <u>その他</u></p> <p><u>(3) なお、合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等についても併せて説明を行うものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－１－３－２</u> 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(1) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき（預金口座名寄せのための整備状況等（以下「名寄せ」という。）の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び(4)(6)において同じ。）求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－２（1）i参照）。（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>なお、検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策（注）についても、併せて報告を求めるものとする。</p> <p>（注）例えば、信用リスクの場合には、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの活用等によるリスク管理態勢の強化</p> <p>また、システムリスクの場合には、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等、特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するため</p>	<p><u>Ⅲ－１－３－３</u> 検査部局による検査結果通知後</p> <p>(1) 検査結果通知書の交付日と原則として同日付けで、銀行に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他をとりまとめた報告書を1か月以内（必要に応じて項目毎に短縮するものとする。）に提出することを、法第24条に基づき（預金口座名寄せのための整備状況等（以下「名寄せ」という。）の指摘がある場合については、「法第24条及び預金保険法第136条に基づき」。以下この項及び（4）において同じ。）求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－３－３（1）参照）（財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合にも、法第24条報告発出及び受理は財務局金融監督担当課が行うこととする。）</p> <p>ただし、検査結果通知書の中に、下記①から③に記載するような重大な指摘がある場合には、必要に応じ、下記（2）（注1）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③の各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討したうえで報告を求めることとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。</u></p> <p>③ <u>検査結果通知書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合</u></p> <p><u>イ. 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等について特に詳細な報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</u></p> <p><u>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</u></p> <p><u>（注）銀行の決算は、銀行が自己責任で作成し、監査法人の監査を受けるべきものであり、当局が事前に指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。また、銀行からの報告書の提出により、当該銀行に当局が決算について了承したとの</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 検査結果通知後、上記(1)の報告書の提出を<u>受ける前に</u>、検査結果通知書の審査担当者等(注)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。)</p> <p>(新設)</p> <p>(注)原則として審査担当者とするが、立ち入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(3)において同じ。</p> <p>(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングにあたっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。また、名寄せに係るヒアリングにあたっては、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)も参考にするものとする</p>	<p><u>認識を与えないよう留意する必要がある。上記口. の取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されているか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。</u></p> <p>(2) 検査結果通知後、上記(1)の報告書の提出を<u>受ける前(注1)に</u>、検査結果通知書の審査担当者等(注2)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする(財務局所管銀行について検査局検査が行われた場合には、財務局金融監督担当課は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。)</p> <p>(注1) 上記(1)ただし書の規定に基づき、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定める場合には、<u>上記(1)の報告を求める前に、審査担当者等からの説明を受けるものとする。</u></p> <p>(注2) 原則として審査担当者とするが、立ち入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(3)において同じ。</p> <p>(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに<u>当たっては</u>、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の出席を原則として確保するものとする。また、名寄せに係るヒアリングに<u>当たっては</u>、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)も参考にするものとする</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(様式・参考資料集編 <u>資料4</u>参照)。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、<u>法令遵守態勢</u>又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、名寄せについて、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下、「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</p> <p>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が<u>是正されない場合</u>など自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の<u>法令遵守態勢</u>やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、名寄せについて、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>標準処理期間</u></p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、<u>上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1ヶ月(処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合又は処分が財務局において行われるが</u></p>	<p>(様式・参考資料集編 <u>資料3</u>参照)。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) 検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、<u>法令等遵守態勢</u>又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、名寄せについて、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</p> <p>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が<u>大幅に認められる場合</u>や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の<u>法令等遵守態勢</u>やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、名寄せについて、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>①複数回にわたって法第24条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>②提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。</u></p> <p><u>Ⅲ－1－3－3 検査・監督連携会議の開催</u></p> <p><u>（1）オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。</u></p> <p><u>本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>本会議において監督部局は、検査部局に対して、地域銀行の経営状況全般、法第26条に基づき業務改善命令を発出している地域銀行等に関し、その改善状況及びその他前回検査結果通知における指摘事項の改善状況等(注)について説明を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>(注) Ⅲ-1-3-1の(注2)に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅲ-1-3-4 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>預金保険機構が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) <u>機構が被検査銀行に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項(保険料検査においては、単純な計算ミスを除く)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1)</u></p>	<p>Ⅲ-1-3-4 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>預金保険機構(以下、Ⅲ-1-3-4において「機構」という。)が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>(1) <u>機構が被検査銀行に対し名寄せ検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項(保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。)についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>1-3-2 (1) ii</u> 参照)。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに<u>あたっては</u>、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「第50条第1項関連チェック項目」、「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする(様式・参考資料編 <u>資料4</u>参照)。</p> <p>(注1) 機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、<u>予め</u>銀行に同意を得るものとする。</p> <p>(注2) 機構との日程調整については、財務局金融監督担当課と預金保険機構検査部検査企画課が行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は名寄せ検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下、「各種進捗状況等」という。)に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、</p>	<p><u>-1-3-4 (1)</u> 参照)。</p> <p>(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに<u>当たっては</u>、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目(「第50条第1項関連チェック項目」、「第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」)を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする(様式・参考資料編 <u>資料3</u>参照)。</p> <p>(注1) 機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、<u>あらかじめ</u>銀行に同意を得るものとする。</p> <p>(注2) 機構との日程調整については、財務局金融監督担当課と預金保険機構検査部検査企画課が行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は名寄せ検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－１－４ 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>(1) 内部委任 銀行の本店の所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。 なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、<u>管轄財務局長あて</u>提出させるものとする。</p> <p>(2) 財務事務所長の行政報告 管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分を<u>とりまとめのうえ</u>、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>Ⅲ－１－５ <u>個別銀行に関するデータベースの整備及び行政報告</u></p> <p>(1) <u>個別銀行に関するデータベースの整備</u> 銀行に関するデータベースについては、<u>様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－５（１）</u>により毎年 6 月末日現在にて整備の上、同様式で指示する事項については 7 月末日までに監督局長あて提出するものとする。また、<u>中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度改訂を行うものとする。</u></p>	<p>26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>Ⅲ－１－４ 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>(1) 内部委任 銀行の本店の所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。 なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、<u>管轄財務局長宛て</u>提出させるものとする。</p> <p>(2) 財務事務所長の行政報告 管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分を<u>取りまとめのうえ</u>、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>Ⅲ－１－５ <u>個別銀行に関する行政報告等</u></p> <p>(1) <u>個別銀行に関するデータベースの提出</u> <u>Ⅲ－１－１－２（４）の要領により整備した個別銀行に関するデータベースについては、銀行台帳等を 7 月末日までに監督局長宛て提出するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目や資料の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政報告 (略)</p> <p>① 資本の額の減少の認可 ② 商号変更の認可</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 営業譲渡又は譲受けの認可 ④ 事業の譲受けの認可 ⑤ 上記①から④に係る認可効力の延長の承認 ⑥ 大口信用供与規制の特例の承認 ⑦ アームズ・レングス・ルールの承認 ⑧ 業務報告書等の提出延期の承認 ⑨ 貸借対照表等の公告の延期の承認 ⑩ 資本の額の増加の事前届の受理 ⑪ 海外駐在員事務所の設置の事前届の受理</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政報告 (略)</p> <p>① 資本の額の減少の認可 ② 商号変更の認可 ③ <u>取締役の兼職の認可</u> ④ <u>外国における支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止の認可</u> ⑤ <u>分割の認可</u> ⑥ 営業譲渡又は譲受けの認可 ⑦ 事業の譲受けの認可 ⑧ 上記①から⑦に係る認可効力の延長の承認 ⑨ 大口信用供与規制の特例の承認 ⑩ アームズ・レングス・ルールの承認 ⑪ 業務報告書等の提出延期の承認 ⑫ 貸借対照表等の公告の延期の承認 ⑬ 資本の額の増加の事前届の受理 ⑭ 海外駐在員事務所の設置の事前届の受理 ⑮ <u>劣後ローンの期限前弁済又は劣後債の期限前償還の事前届の受理</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>⑫</u> 法第 24 条に基づく報告徴求命令</p> <p><u>⑬</u> 法第 26 条第 1 項に規定する命令</p> <p><u>⑭</u> 法第 52 条の 2 第 1 項に規定する銀行議決権保有届出書の受理</p> <p><u>⑮</u> 法第 52 条の 3 第 1 項、第 3 項に規定する変更報告書及び第 4 項に規定する訂正報告書の受理</p> <p><u>⑯</u> 法第 52 条の 4 第 1 項に規定する基準日の届出、同項に規定する銀行議決権保有届出書及び同条第 2 項に規定する変更報告書の受理</p> <p><u>⑰</u> 法第 52 条の 5 に規定する訂正報告書の提出命令</p> <p><u>⑱</u> 法第 52 条の 6 に規定する訂正報告書の提出命令</p> <p><u>⑲</u> 法第 52 条の 7 に規定する報告又は資料の提出命令</p> <p><u>⑳</u> 法第 52 条の 9 第 3 項に規定する特定主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったときの届出の受理</p> <p><u>㉑</u> 法第 52 条の 11 に規定する報告又は資料の提出命令</p> <p><u>㉒</u> 法第 52 条の 14 第 2 項に規定する命令</p> <p><u>㉓</u> 法第 52 条の 17 第 2 項及び第 4 項に規定する届出の受理</p> <p><u>㉔</u> 法第 52 条の 31 に規定する報告又は資料の提出命令</p> <p><u>㉕</u> 法第 52 条の 33 第 3 項に規定する命令</p> <p><u>㉖</u> 法第 53 条第 1 項第 7 号に規定する届出の受理</p> <p><u>㉗</u> 法第 53 条第 2 項に規定する届出の受理</p> <p><u>㉘</u> 法第 53 条第 3 項第 8 号に規定する届出の受理</p> <p><u>㉙</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 17 号及び第 25 号並びに「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」(平成 12 年総理府令・大蔵</p>	<p><u>⑯</u> 法第 24 条の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p><u>⑰</u> 法第 26 条第 1 項、第 52 条の 14 第 2 項及び第 52 条の 33 第 3 項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)</p> <p><u>⑱</u> 法第 52 条の 2 第 1 項の規定による銀行議決権保有届出書の受理</p> <p><u>⑲</u> 法第 52 条の 3 第 1 項、第 3 項の規定による変更報告書及び第 4 項に規定する訂正報告書の受理</p> <p><u>⑳</u> 法第 52 条の 4 第 1 項の規定による基準日の届出、同項に規定する銀行議決権保有届出書及び同条第 2 項の規定による変更報告書の受理</p> <p><u>㉑</u> 法第 52 条の 5 の規定による訂正報告書の提出命令</p> <p><u>㉒</u> 法第 52 条の 6 の規定による訂正報告書の提出命令</p> <p><u>㉓</u> 法第 52 条の 7 の規定による報告及び資料の提出命令</p> <p><u>㉔</u> 法第 52 条の 9 第 3 項の規定による特定主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったときの届出の受理</p> <p><u>㉕</u> 法第 52 条の 11 の規定による報告及び資料の提出命令</p> <p>(削除)</p> <p><u>㉖</u> 法第 52 条の 17 第 2 項及び第 4 項の規定による届出の受理</p> <p><u>㉗</u> 法第 52 条の 31 の規定による報告及び資料の提出命令</p> <p>(削除)</p> <p><u>㉘</u> 法第 53 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理</p> <p><u>㉙</u> 法第 53 条第 2 項の規定による届出の受理</p> <p><u>㉚</u> 法第 53 条第 3 項第 8 号の規定による届出の受理</p> <p><u>㉛</u> 施行規則第 35 条第 1 項第 17 号及び第 25 号並びに<u>区分等を定める命令</u>第 5 条各号に係る届出の受理</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>省令第39号</u> 第5条各号に係る届出の受理</p> <p>(4) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 (略)</p> <p>① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について</p> <p>イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を<u>とり</u>ながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災</p>	<p>(4) (略)</p> <p>Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置 <u>(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 (略)</p> <p>① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く銀行の警戒宣言時の対応について</p> <p>イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、銀行において、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を<u>取り</u>ながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずることを要請する。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を<u>とり</u>ながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を<u>きたさない</u>ような措置を講ずることを要請する。</p>	<p>後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、銀行において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日銀支店長や警察等と緊密な連絡を<u>取り</u>ながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を<u>来さない</u>ような措置を講ずることを要請する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－１－７ 銀行に関する苦情・情報提供等</p>	<p>Ⅲ－２ 銀行に関する苦情・情報提供等</p>
<p>Ⅲ－１－７－１ 苦情等を受けた場合の対応</p>	<p>Ⅲ－２－１ 苦情等を受けた場合の対応</p>
<p>(１) 銀行に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び<u>法</u>等に基づき銀行の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。</p> <p>なお、必要に応じ、銀行及び金融関係団体の相談窓口や金融サービス利用者相談室を紹介するものとする。</p> <p>(２) 銀行の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(様式・参考資料編 様式Ⅲ－１－７－１(２)参照)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p>	<p>(１) 銀行に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び<u>銀行法</u>等に基づき銀行の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。</p> <p>なお、必要に応じ、銀行及び金融関係団体の相談窓口や金融サービス利用者相談室を紹介するものとする。</p> <p>(２) 銀行の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(様式・参考資料編 様式Ⅲ－２－１(２)参照)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 財務局管内における1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在で<u>とりまとめ</u>、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-7-1 (3) 参照)。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ-1-7-2 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応</p> <p>(1) ヒアリング</p> <p>金融サービス利用者相談室で受け付けた情報(財務局で商工会議所等からヒアリングを行う中小企業金融モニタリングで得られた情報を<u>含む</u>)のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報については、四半期毎に<u>とりまとめ</u>、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。</p>	<p>(3) 財務局管内における1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在で<u>取りまとめ</u>、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする(様式・参考資料編 様式Ⅲ-2-1 (3) 参照)。</p> <p>Ⅲ-2-2 金融サービス利用者相談室との連携</p> <p><u>監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。</u></p> <p>① <u>相談室から回付される相談・苦情等の分析</u></p> <p>② <u>相談室との情報交換</u></p> <p>Ⅲ-2-3 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応</p> <p>(1) ヒアリング</p> <p>金融サービス利用者相談室で受け付けた情報(財務局で商工会議所等からヒアリングを行う中小企業金融モニタリングで得られた情報を<u>含む</u>。以下同じ。)のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報については、四半期毎に<u>取りまとめ</u>、銀行の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が銀行側への企業名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 報告徴求</p> <p>① 上記(1)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方針等をとりまとめた報告書を法第24条に基づき求めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 業務改善命令</p> <p>① 法第24条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には<u>検査</u>において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>② 法第24条に基づく報告書の内容等により、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢の整備に支障を来すと認められる場合には<u>法第26条</u>に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>(2) 報告徴求</p> <p>① 上記(1)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方針等を<u>取りまとめた</u>報告書を法第24条に基づき求めることとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 業務改善命令</p> <p>① 法第24条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には、<u>検査</u>において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>② 法第24条に基づく報告書の内容等により、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、<u>法第26条</u>に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p><u>Ⅲ-1-7-3</u> 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応</p>	<p><u>Ⅲ-2-4</u> 預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>Ⅲ-1-8</u> 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p>	<p><u>Ⅲ-3</u> 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ-1-8-1</u> 照会を受ける内容の範囲</p> <p>(略)</p> <p><u>Ⅲ-1-8-2</u> 照会に対する回答方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局が照会を受けた際、回答に<u>あたって</u>判断がつかないもの等については、「連絡箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-8-2(2))を作成し、金融庁担当課室とFAX等により協議する(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課室総括課長補佐宛とする。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 照会書面(電子的方法を含む)</p> <p>(略)</p> <p>③ 照会窓口 照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室にFAX又は電子メールにより照会書面を送付することとする。</p> <p>④ 回答 イ. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達して</p>	<p><u>Ⅲ-3-1</u> 照会を受ける内容の範囲</p> <p>(略)</p> <p><u>Ⅲ-3-2</u> 照会に対する回答方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局が照会を受けた際、回答に<u>当たって</u>判断がつかないもの等については、「連絡箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-3-2(2))を作成し、金融庁担当課室とファックス等により協議する(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課室総括課長補佐宛とする。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 照会書面(電子的方法を含む。)</p> <p>(略)</p> <p>③ 照会窓口 照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室にファックス又は電子メールにより照会書面を送付することとする。</p> <p>④ 回答 イ. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達して</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>から原則として<u>2ヶ月</u>以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、<u>2ヶ月</u>以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)(3)に該当するもの以外のものでも照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-8-2(4))を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。</p> <p>(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、<u>Ⅲ-1-8-3(2)</u>に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。</p>	<p>から原則として<u>2か月</u>以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、<u>2か月</u>以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)(3)に該当するもの以外のものでも照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 様式Ⅲ-3-2(4))を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。</p> <p>(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、<u>Ⅲ-3-3(2)</u>に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。</p>
<p><u>Ⅲ-1-8-3</u> 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)</p>	<p><u>Ⅲ-3-3</u> 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)</p>
<p>(略)</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務局所管の<u>金融機関</u>は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務局所管の<u>銀行</u>は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>面を原則として3日以内にファックス等により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p> <p>照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 照会書面の記載要領</p> <p>照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。</p> <p>イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されている<u>こと。</u></p> <p>ロ. 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されている<u>こと。</u></p> <p>ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されている<u>こと。</u></p> <p>ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されている<u>こと。</u></p> <p>④ 回答</p> <p>照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達</p>	<p>原則として3日以内にファックス等により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p> <p>照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 照会書面の記載要領</p> <p>照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。</p> <p>イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されている<u>こと</u></p> <p>ロ. 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されている<u>こと</u></p> <p>ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されている<u>こと</u></p> <p>ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されている<u>こと</u></p> <p>④ 回答</p> <p>照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑤ 照会及び回答についての公開</p> <p>金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。</p> <p>ただし、照会者が、<u>照会書</u>に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に<u>該当しうる</u>情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p><u>Ⅲ－２ 銀行法等に係る事務処理</u></p> <p><u>Ⅲ－２－１ 職員の派出の取扱い</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑤ 照会及び回答についての公開</p> <p>金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。</p> <p>ただし、照会者が、<u>照会書面</u>に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に<u>該当し得る</u>情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</p> <p><u>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１ 職員の派出等の取扱い</u></p> <p><u>(１) 職員の派出の取扱い</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務（注）を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができる。</p> <p>（注）やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、必要最小限度に留め、次の点に留意すること。</p> <p>（1）取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。</p> <p>（2）取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。</p> <p>（新設）</p> <p>Ⅲ－２－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>（略）</p>	<p>派出とは、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣し、当該施設主体のために、金銭出納事務を行うことをいい、官公庁、公営住宅団地、総合病院等の公共性のある施設内において公金等の金銭出納事務に限った事務（注）を行っている限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができる。</p> <p>（注）やむを得ず預金等の取次行為と同様の行為を行う場合は、必要最小限度にとどめ、次の点に留意すること。</p> <p>① 取次を行う対象とする者は、当該派出先の施設に所属する職員及び当該派出先の施設をもっぱら利用する者に限られているか。</p> <p>② 取次行為を行うに当たっては、金銭や通帳の預り証等を発行するなど事故防止について万全を期しているか。</p> <p>（2）内部事務等を行う施設の取扱い</p> <p><u>顧客先に出向いて営業活動を行う職員の内部事務等を行うために設置された施設などは、当該施設において恒常的に対顧客業務を行わない限りにおいて、銀行法上の営業所としない扱いとすることができる。この場合、利用者が当該施設を営業所と誤認しないような措置を講じているか留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－２ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>（略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、<u>投資顧問業法</u>に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により</p>	<p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、<u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>② <u>コンサルティング業務等により提供される商品やサービスの内容、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（<u>Ⅱ-3-4-3（2）を参照のこと</u>）。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に<u>あたっては</u>、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p><u>イ 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。</u></p> <p><u>ロ 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。</u></p> <p><u>ハ 当該不動産に対する経費支出が修繕程度に止まること。ただし、公的な再開発事業に伴う建替え等の場合においては、必要最低限の経費支出に止まっていること。</u></p> <p><u>ニ 賃貸等の規模（賃料収入、経費支出及び賃貸面積等）が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとな</u></p>	<p>対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（<u>Ⅱ-3-2-3-2参照</u>）。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）上記（1）及び（2）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に<u>当たっては</u>、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>①～④（略）</p> <p>（注1）（略）</p> <p><u>イ 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと</u></p> <p><u>ロ 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと</u></p> <p><u>ハ 当該不動産に対する経費支出が修繕程度に止まること。ただし、公的な再開発事業に伴う建替え等の場合においては、必要最低限の経費支出に止まっていること</u></p> <p><u>ニ 賃貸等の規模（賃料収入、経費支出及び賃貸面積等）が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとな</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>っていないこと。</p> <p>(注2) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、<u>ハのただし書き及び三を除く</u>)。</p> <p><u>Ⅲ-2-3 預金等の取扱い</u></p> <p>(略)</p> <p><u>Ⅲ-2-3-1 譲渡性預金(外国で発行されるものを除く)</u></p> <p>譲渡性預金とは、「払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性に<u>鑑み</u>以下のような取扱いについて留意する必要がある。</p> <p>(1) 期限前解約及び買取償却 預入日に指定された満期日前の解約及び発行<u>金融機関</u>による買取償却は行われていないか。</p> <p>(2) 流通取扱 <u>金融機関</u>は、自己の発行した譲渡性預金の売買を行っていないか。また、<u>金融機関</u>は、譲渡性預金発行の媒介等を行っていないか。</p>	<p>っていないこと</p> <p>(注2) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、<u>ハ. のただし書及び二. を除く</u>)。</p> <p><u>Ⅲ-4-3 預金等の取扱い</u></p> <p>(略)</p> <p><u>Ⅲ-4-3-1 譲渡性預金(外国で発行されるものを除く)</u></p> <p>譲渡性預金とは、「払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性に<u>かんがみ</u>以下のような取扱いについて留意する必要がある。</p> <p>(1) 期限前解約及び買取償却 預入日に指定された満期日前の解約及び発行<u>銀行</u>による買取償却は行われていないか。</p> <p>(2) 流通取扱 <u>銀行</u>は、自己の発行した譲渡性預金の売買を行っていないか。また、<u>銀行</u>は、譲渡性預金発行の媒介等を行っていないか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-3-2</u> 期間の定めのある預金</p> <p>以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) 定期預金の預入期間については、「準備預金制度に関する法律（昭和 23 年法律第 135 号）」に定める区分（払出しについて期限の定めのある預金で、その払戻期限が当該預金を締結した日から起算して<u>一月</u>を経過した日以後に到来するもの）との整合性が保たれているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>Ⅲ-2-3-3</u> 期間の定めのない預金</p> <p>以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) 据置期間のある預金 据置期間が1か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記<u>Ⅲ-2-3-2 (2)</u>と同様の取扱いがなされているか。</p> <p>(2) 貯蓄預金</p>	<p>(3) (略)</p> <p><u>Ⅲ-4-3-2</u> 期間の定めのある預金</p> <p>以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) 定期預金の預入期間については、「準備預金制度に関する法律」に定める区分（払出しについて期限の定めのある預金で、その払戻期限が当該預金を締結した日から起算して<u>1か月</u>を経過した日以後に到来するもの）との整合性が保たれているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>Ⅲ-4-3-3</u> 期間の定めのない預金</p> <p>以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>(1) 据置期間のある預金 据置期間が1か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記<u>Ⅲ-4-3-2 (2)</u>と同様の取扱いがなされているか。</p> <p>(2) 貯蓄預金</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>貯蓄預金とは「受入対象を個人のみとする預金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金（財形年金を含む）、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預りの国債及び社債等の元利金に係る自動振込入金、同時に百件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいい、当局は、本預金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとするものとする。</p> <p><u>Ⅲ－２－４ 大口信用供与</u></p> <p>法第13条第1項<u>ただし書き</u>の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他銀行法施行令及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に<u>あたっては</u>、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p><u>Ⅲ－２－５ アームズ・レンジス・ルール</u></p> <p>法第13条の2<u>ただし書き</u>の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第13条の2各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第14条の8各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p>	<p>貯蓄預金とは「受入対象を個人のみとする預金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金（財形年金を含む。）、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預りの国債及び社債等の元利金に係る自動振込入金、同時に百件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいい、当局は、本預金を官民トータルバランスの確保の際の基準となるべきベンチマークとするものとする。</p> <p><u>Ⅲ－４－４ 大口信用供与</u></p> <p>法第13条第1項<u>ただし書</u>の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他<u>施行令及び施行規則</u>で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に<u>当たっては</u>、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（中間期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p><u>Ⅲ－４－５ アームズ・レンジス・ルール</u></p> <p>法第13条の2<u>ただし書</u>の承認の申請があったときは、当該申請をした銀行が法第13条の2各号に掲げる取引又は行為をすることについて施行規則第14条の8各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 施行規則第14条の8第3号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。 ・ 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。 ・ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。 ・ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。 <p>(2) 施行規則第14条の8第4号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。 <p>Ⅲ－２－６ 自己資本比率の計算</p>	<p>(1) 施行規則第14条の8第3号に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定関係者が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。 ② 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。 ③ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。 ④ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。 <p><u>なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> a. <u>特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること</u> b. <u>特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する銀行の認識、当該特定関係者に対する銀行の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度毎に報告すること</u> c. <u>特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検討すること</u> <p>(2) 施行規則第14条の8第4号に該当する場合</p> <p>銀行が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>自己資本比率の計算の正確性等については、<u>法第 14 条の 2 の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件（平成 5 年大蔵省告示第 55 号。以下、Ⅲ－2－6 において、告示という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>Ⅲ－2－6－1 届出書の記載内容のチェック</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）少なくとも破産、会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</p>	<p>自己資本比率の計算の正確性等については、「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件</u>」（以下「告示」という。）及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して<u>チェックするものとする。</u></p> <p><u>（注 1）以下の留意点は、国内基準行について記載している。国際基準行については、主要行等向けの総合的な監督指針（Ⅲ－2－1－1－2－2（3）を除く。）を参照すること。</u></p> <p><u>（注 2）海外特別目的会社が発行する優先出資証券の取扱いについては、主要行等向けの総合的な監督指針を参照すること。</u></p> <p><u>Ⅲ－4－6－1 届出書の記載内容のチェック</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）<u>劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>告示第5条第1項第4号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に配当可能利益がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</u></p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の <u>1/2</u> に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。<u>(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</u></p> <p>(3) <u>告示第4条第3項に定める海外特別目的会社を通じて発行された優先出資証券の代り金を銀行に回金するために銀行より発行等が行われる劣後債務については、当該債務取り入れの資金の裏付けたる当該海外特別目的会社の発行する優先出資証券が告示及び本監督指針に定める基本的項目としての適格性を満たしているか。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</p>	<p>(2) <u>告示第24条第1項第3号に該当するものとして発行する場合には、利払いの義務の延期が認められるものであるものとするために、少なくとも当該銀行に配当可能利益がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</u></p> <p>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の <u>二分の一</u> に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか。<u>(平成11年3月1日以降に発行又は契約更改されるものにつきチェックする。)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、当局の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</p> <p><u>なお、事前承認に当たっては、告示及びⅢ-4-6-5に留意するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－２－６－２ 「意図的な保有」控除のためのチェック</u></p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、<u>告示第 7 条第 1 項第 1 号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）</u>」と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p><u>Ⅲ－４－６－２ 「意図的な保有」控除のためのチェック</u></p> <p>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、<u>告示第 25 条第 1 項第 1 号において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）</u>と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>
<p><u>Ⅲ－２－６－３ 資本の安定性・適格性等のチェック</u></p> <p>(1) <u>告示第 4 条第 2 項に定めるステップアップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップアップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか。</u></p> <p>① 『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデ</p>	<p><u>Ⅲ－４－６－３ 資本の安定性・適格性等のチェック</u></p> <p>(1) <u>告示第 23 条第 2 項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す資本調達手段について、その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず、当該ステップ・アップ金利等が以下の基準を満たしており、過大なものとなっていないか（なお、当該規定は、告示第 23 条第 2 項に定める資本調達手段について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券に限らず（その発行形態が直接発行であるか間接発行であるかを問わず）適用する。）。</u></p> <p>① 『「100 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデ</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップアップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>② 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に 1 回を超えるステップアップの特約が付されていないか。</p> <p>③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記①の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>④ 発行後 10 年目以降にステップアップ特約により金利が上昇するものとなっているか。</p>	<p>ックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>② 資本調達手段の条件には当該資本調達手段の残存期間の間に 1 回を超えるステップ・アップの特約が付されていないか。</p> <p>③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記①の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>④ 発行後 10 年目以降にステップ・アップ特約により金利が上昇するものとなっているか。</p>
<p>(2) 告示第 4 条第 3 項に定める基本的項目として該当するもの（海外特別目的会社が発行する優先出資証券）については、当該銀行が直接国内で永久優先株を発行する場合に比べて同等の資本性を有しており、かつ業務を継続しながら当該銀行の損失に充当されるものとするために、少なくとも以下の基準を満たし、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえたものとなっているか。</p> <p>① 当該発行銀行にとって発行代り金は即時かつ無制限に利用可能なものであるか。</p> <p>仮に、発行代り金が海外目的会社において利用可能なものである場合には、連結ベースでの自己資本には算入可能であるが、その場合でも、当該銀行の健全性に問題が生じる十分前に、例えば当局の要求する最低自己資</p>	<p>(削除)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>本比率を下回る場合には、例えば当該銀行の発行する基本的項目に該当する資本への転換などにより発行代り金相当額が即時・無制限に当該銀行に利用可能となる契約内容となっているか。</u></p> <p>② <u>当該優先出資証券に先立って当該銀行の普通株式への配当が停止されている場合には、当該銀行が優先出資証券の配当の金額と時期についての裁量を有しており、停止した優先出資証券の配当は当該銀行に完全に利用可能なものであるか。また、国内直接発行の優先株が存在する場合、それに対する配当と連動する契約内容となっているか。</u></p> <p>③ <u>上記に関わらず、当該優先証券及びこれと同順位の配当受領権を有する銀行のその他証券の配当金額合計が、銀行の配当可能利益を越えてはならない旨の契約内容となっているか。</u></p> <p>④ <u>当該優先証券の配当が事前に設定されている場合には、発行者のその後の信用度によって設定が変更されることがないようにしているか。</u></p> <p>(3) 告示第5条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照</p>	<p>(2) 告示第24条第3項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>証券・金利とステップアップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>Ⅲ－２－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック</p>	<p>Ⅲ－４－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合(注)にはリスクアセットの削減効果を認める。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記に関わらずリスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>(注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする。(ただし、保証等の残存期間が1年以上のもので、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 決算期を跨いで又は決算期日に保有債権に銀行保証等を付している場合には、原則、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスクアセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合(注)にはリスクアセットの削減効果を認める。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合は、上記にかかわらずリスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>(注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする(ただし、保証等の残存期間が1年以上のもので、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。)</p>
<p>(5) 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果</p>	<p>(5) 買戻し権利付債権譲渡については、原則としてリスクアセットの削減効果</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>を認める。</p> <p>ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記に<u>関わらず</u>リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>(6) 資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</p> <p><u>(7) マーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションについて、当面、次の取扱いとするが、これに対応しているか。</u> <u>・別表第3、Ⅱ-2-(3)中、金及び外国為替のポジションのうち、外国為替リスクの対象から除くことができるとされていた、円投別枠ポジション等については、今後も除いてよい。</u></p> <p><u>Ⅲ-2-6-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</u></p> <p>施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に<u>かかる</u>届出又は施行規則第35条第1項第24号若しくは第25号に規定する自己の株式の消却を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出金融機関における期限前弁済又</p>	<p>を認める。</p> <p>ただし、決算期を跨いで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、上記に<u>かかわらず</u>リスクアセットの削減効果を認めない。</p> <p>(6) 資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>Ⅲ-4-6-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</u></p> <p><u>(1) 施行規則第35条第1項第23号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第35条第1項第24号に規定する自己の株式の消却に係る届出を受理しようとする時は、告示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>は期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>	<p><u>調達手段</u>」(平成10年バーゼル銀行監督委員会)の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>告示第24条第2項第2号等に定める負債性資本調達手段等の償還を行う場合の「当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき」の該当の有無を判断するに当たっては、仮に当該資本調達(再調達)が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく(少なくとも同一決算期(中間期を含む。)中)行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする。</u></p>
<p>Ⅲ-2-6-6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>	<p>Ⅲ-4-6-6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>
<p>(1) (略)</p> <p>① <u>告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イ</u>に規定する投資及び事業に関する契約(以下「合併契約」という。)については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約当事者に<u>すべての</u>共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。 ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合(<u>告示第7条の2第1項第1号</u>に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ-2-6において同じ。)、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経 	<p>(1) (略)</p> <p>① <u>告示第25条の2第1項第2号イ</u>に規定する投資及び事業に関する契約(以下「合併契約」という。)については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約当事者に<u>全ての</u>共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。 ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合(<u>告示第25条の2第1項第1号</u>に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ-4-6において同じ。)、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</p> <p>② 告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－2－6において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。 ・各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。 ・合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く）。 ・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。 ・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を 	<p>経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。</p> <p>② 告示第25条の2第1項第2号口に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－4－6において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。 ・各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。 ・合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く）。 ・意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。 ・合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>含む。)の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの営業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。 ・その他合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。 <p>③ <u>告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号二又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号二</u>に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下<u>Ⅲ-2-6</u>において、「<u>過大負担契約等</u>」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>④ 合併契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、<u>過大負担契約等</u>に該当しないものとする。</p> <p>⑤ <u>告示第7条の2第2項及び第25条の2第2項</u>については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>(2)金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会</p>	<p>含む。)の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの営業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。 ・その他合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。 <p>③ <u>告示第25条の2第1項第1号又は第2号二</u>に規定する、当該銀行が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下<u>Ⅲ-4-6</u>において「<u>過大負担契約等</u>」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>④ 合併契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、<u>過大負担契約等</u>に該当しないものとする。</p> <p>⑤ <u>告示第25条の2第2項</u>については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。</p> <p>(2)金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>社の全部連結に準じて行うものとする。<u>但し</u>、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず<u>なじみがないこと</u>や、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下(2)において同じ。）を控除項目の額（告示第7条第1項、第8条第1号、第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下(2)において同じ。）に含めず、告示第7条の2第1項本文後段又は第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額（国際統一基準に係る場合に限る。）の合計額をいう。以下（2）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注1）、（注2） （略）</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連</p>	<p>社の全部連結に準じて行うものとする。<u>ただし</u>、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず<u>馴染みがないこと</u>や、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下(2)において同じ。）を控除項目の額（告示第25条第1項及び第26条に規定する控除項目の額をいう。以下（2）において同じ。）に含めず、告示第25条の2第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額。以下（2）において同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注1）、（注2） （略）</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイ. に掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</p> <p>ロ. 毎決算期（中間期を含む。）の末日における当該金融業務を営む関連</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>法人等の貸借対照表に基づき、<u>告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条</u>を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ 上記②ロにおいて、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記②ロの分母の額を算定する。</p> <p>④ 上記②ロにおいて、当該金融業務を営む関連法人等に係る<u>信用リスク・アセット</u>の額の算定上、告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>法人等の貸借対照表に基づき、<u>告示第26条及び第27条</u>を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ 上記②ロにおいて、当該銀行と当該金融業務を営む関連法人等の間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該銀行又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記②ロの分母の額を算定する。</p> <p>④ 上記②ロにおいて、当該金融業務を営む関連法人等に係る<u>信用リスク・アセット</u>の額の算定上、告示別表第1のリスク・ウェイト及び別表第2の掛目に、本来適用すべき割合よりも高い割合として掲げられているものを用いても差し支えない。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>Ⅲ－２－７ 子会社等 (略)</p> <p>(注1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号に掲げる会社及び同項第13号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、<u>本指針</u>に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p>	<p>Ⅲ－４－７ 子会社等 (略)</p> <p>(注1) 銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号に掲げる会社及び同項第13号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、<u>本監督指針</u>に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p>	<p><u>なお、子会社等に関する届出（子会社については法第53条第1項第2号の届出、特定出資会社については施行規則第35条第1項第12号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第14号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</u></p> <p>(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p>(注3) (略)</p>
<p><u>Ⅲ－２－７－１ 子会社等の業務の範囲</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、<u>本指針Ⅱ－３－４－５</u>等に沿って適切な対応を行っているか。</p>	<p><u>Ⅲ－４－７－１ 子会社等の業務の範囲</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行の子会社が営む従属業務（法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、<u>本監督指針Ⅱ－３－２－４</u>等に沿って適切な対応を行っているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「<u>銀行法第16条の2第7項等</u>の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第34号、以下「<u>収入依存度規制告示</u>」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該銀行及びその子会社からの収入)であることに留意する。</p> <p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務(<u>同条第2項第2号</u>に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① 信用保証業務</p> <p>原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>・保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。</p> <p>・保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。</p> <p>・銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。</p> <p>・銀行が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。</p> <p>・通常見込まれる貸倒れに伴う損失</p>	<p>(注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「<u>銀行法第16条の二第七項等</u>の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(以下「<u>収入依存度規制告示</u>」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該銀行及びその子会社からの収入)であることに留意する。</p> <p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務(<u>法第16条の2第2項第2号</u>に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。</p> <p>① 信用保証業務</p> <p>原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>イ. 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配慮しているか。</p> <p>ロ. 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。</p> <p>ハ. 銀行が、信用保証を必要とする債務者に対し、自行が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。</p> <p>ニ. 銀行が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。</p> <p>・通常見込まれる貸倒れに伴う損失</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>・担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト</p> <p>・信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト</p> <p>② 信託受益権販売業</p> <p>不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</p> <p>③ リース業務</p> <p>不動産を対象としたリース契約にあたっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>④ 投資顧問業務</p> <p>業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>・保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>・投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>⑤ 電気通信業務（いわゆるVAN業務）</p> <p>主として（概ね5割以上）銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの（受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等）を取扱うこととしているか。</p>	<p>・担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト</p> <p>・信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト</p> <p>② 信託受益権販売業</p> <p>不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</p> <p>③ リース業務</p> <p>不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>④ 投資顧問業務</p> <p>業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p> <p>イ. 保護預りは当該社では扱わず、銀行本体、信託銀行等の扱いとなっているか。</p> <p>ロ. 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。</p> <p>⑤ 電気通信業務（いわゆるVAN業務）</p> <p>主として（概ね5割以上）銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの（受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等）を取り扱うこととしているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注) 電気通信事業法第 22 条第 1 項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる）に行う場合には必要ない」旨回答すること。</p> <p>(4) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p> <p>① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。</p> <p>例えば、保険専門関連業務（同条第 2 項第 4 号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。</p> <p>なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不</p>	<p>(注) 電気通信事業法第 16 条第 1 項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる。）に行う場合には必要ない」旨回答すること。</p> <p>(4) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p> <p>① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。</p> <p>例えば、保険専門関連業務（同条第 2 項第 4 号に定める保険専門関連業務をいう。）を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。</p> <p>なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>動産業務を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。</p> <p>② 従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>③ 関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、（4）に該当する会社及び特定法人を除く。）で、<u>新法</u>の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、<u>新法</u>の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>但し、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が<u>新法</u>の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。</p> <p>(注1) (略)</p>	<p>現に一般向け不動産業務を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。</p> <p>② 従属業務をもっぱら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>③ 関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、（4）に該当する会社及び特定法人を除く。）で、<u>金融システム改革法</u>の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等が、<u>金融システム改革法</u>の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等又は特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該銀行の子会社又は特定出資会社となる場合並びに当該特定子法人等又は特定関連法人等が<u>金融システム改革法</u>の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りでない。</p> <p>(注1) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注2) 例えば、以下のような場合については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該銀行が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、<u>新法</u>の施行の際、当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限る。）となったことについてやむを得ない理由があるとき（<u>新法</u>附則第104条に規定する届出がなされているものに限る。） ・<u>新法</u>の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第16条の3第4項第1号の規定により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限る。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限る。） ・<u>新法</u>の施行の際、二の銀行のそれぞれの特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりいずれか一の銀行の特定子法人等又は特定関連法人等（以下、「存続会社」という。）となった場合（存続会社が合併前に営んでいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該業務について平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているものに限る。） <p>④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。但し、<u>新法</u>の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。</p>	<p>(注2) 例えば、以下のような場合については、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 銀行の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該銀行が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、<u>金融システム改革法</u>の施行の際、当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限る。）となったことについてやむを得ない理由があるとき（<u>金融システム改革法</u>附則第104条に規定する届出がなされているものに限る。） ロ. <u>金融システム改革法</u>の施行の際、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第16条の3第4項第1号の規定により当該銀行の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限る。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限る。） ハ. <u>金融システム改革法</u>の施行の際、二の銀行のそれぞれの特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりいずれか一の銀行の特定子法人等又は特定関連法人等（以下「存続会社」という。）となった場合（存続会社が合併前に営んでいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該業務について平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているものに限る。） <p>④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、<u>金融システム改革法</u>の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、<u>新法</u>の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>（注） （略）</p>	<p>なお、<u>金融システム改革法</u>の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>（注） （略）</p>
<p>Ⅲ－２－７－２ <u>金融機関</u>の貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社（いわゆる自己競落会社）の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>（１）当該会社の業務は以下に限られているか。</p> <p>① <u>出資金融機関</u>が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（<u>出資金融機関</u>に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合も含む。）に行う当該貸出金等に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）</p> <p>② <u>買取会社</u>が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合（<u>買取会社</u>に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。）に、<u>出資金融機関</u>（会社の親銀行をいう。）が<u>買取会社</u>に譲渡した不動産担保付債権に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）</p>	<p>Ⅲ－４－７－２ <u>銀行</u>の貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社（いわゆる自己競落会社）の取扱い</p> <p>（略）</p> <p>（１）当該会社の業務は以下に限られているか。</p> <p>① <u>出資銀行</u>が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（<u>出資銀行</u>に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合も含む。）に行う当該貸出金等に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）</p> <p>② <u>買取会社</u>が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合（<u>買取会社</u>に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。）に、<u>出資銀行</u>（会社の親銀行をいう。）が<u>買取会社</u>に譲渡した不動産担保付債権に係る担保不動産の取得（競落による取得に限る。）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ 取得した不動産の保有・管理及び売却</p> <p>(2) 当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。</p> <p>① 取得した不動産に関し、必要に応じ、民間都市開発機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。</p> <p>② 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 競落対象物件は出資金融機関又は買取会社の貸出金等に係る担保不動産であり、当該不動産の競落により、出資金融機関又は買取会社に配当が見込まれるか。</p> <p>(注) 貸出金等には出資金融機関が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該不動産の被担保債権となっているもの及び買取会社の不動産担保付債権を含む。</p> <p>(4) その他</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 出資金融機関及び会社は会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。</p>	<p>③ 取得した不動産の保有・管理及び売却。</p> <p>(2) 当該会社の業務遂行に当たって以下の点は遵守されているか。</p> <p>① 取得した不動産に関し、必要に応じ、財団法人民間都市開発推進機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。</p> <p>② 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) 競落対象物件は出資銀行又は買取会社の貸出金等に係る担保不動産であり、当該不動産の競落により、出資銀行又は買取会社に配当が見込まれるか。</p> <p>(注) 貸出金等には出資銀行が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該不動産の被担保債権となっているもの及び買取会社の不動産担保付債権を含む。</p> <p>(4) その他</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 出資銀行及び会社は会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－２－７－３ 銀行の海外における子会社等の業務の範囲</u></p> <p><u>(1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。</u></p> <p><u>(注) 海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。</u></p> <p><u>また、銀行業を営む外国の会社（以下「銀行現法」という。）が行う業務については、バーゼルコンコルダット（「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年 バーゼル委員会（1983年改訂））の趣旨に鑑み、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする。</u></p> <p><u>(2) 銀行の海外における子会社（銀行現法を除く。）が新法の施行の際現に行う子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務で、現地法制等に照らして問題がなく、かつ、当該業務を1年以内に廃止することにより重大な支障が生ずるおそれのあるものについて新法附則第104条に規定する届出がなされた場合には、銀行法の趣旨を逸脱しない限り、当分の間、当該業務を子会社対象会社の営むことができる業務と認めて差し支えない。但し、当該業務の見直しができる限り速やかに行われるよう、所要の措置が講じられているかどうか留意する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) <u>出資先外国法人として報告がなされたもの(当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、上記(2)の子会社を除く。)</u>で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、<u>上記Ⅲ-2-7-1に準じて取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 出資先外国法人とは、銀行が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。</u></p> <p><u>経営支配とは、銀行が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有(議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等当該金融機関以外の者となっても、当該銀行が自己の計算で所有している場合を含む。)している場合(当該銀行及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。)をいう。</u></p> <p><u>経営参画とは、銀行が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。</u></p> <p><u>なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－７－４ 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 証券取引法及び外国証券業者に関する法律等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨に鑑み、出資関係等を有する証券会社及び外国証券会社の国内支店との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、その関係証券会社（当該銀行等が証券会社の親銀行等（証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該証券会社をいう。）又は関係外国証券会社の国内支店（当該銀行等が外国証券会社の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第14条において準用する証券取引法第32条第1項に規定する特定金融機関をいう。）に該当する場合における当該外国証券会社の国内支店をいう。）との間において、証券取引法第45条の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p>(2) 銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下、本項において「内部管理に関する業務」という。）について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号または第8号に規定する行為を行う場合には、当</p>	<p>Ⅲ－４－７－３ 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 証券取引法及び外国証券業者に関する法律等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準）における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する証券会社及び外国証券会社の国内支店との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、その関係証券会社（当該銀行等が証券会社の親銀行等（証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該証券会社をいう。）又は関係外国証券会社の国内支店（当該銀行が外国証券会社の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第14条において準用する証券取引法第32条第1項に規定する特定金融機関をいう。）に該当する場合における当該外国証券会社の国内支店をいう。）との間において、証券取引法第45条の規定により禁止されている行為に関与していないか。 <p>(2) 銀行がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務（以下本項において「内部管理に関する業務」という。）について証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号又は第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>該関係証券会社が証券取引法第 45 条但し書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、<u>銀行等</u>の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該<u>銀行等</u>の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該<u>銀行等</u>の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理に関する業務について、<u>銀行等</u>が実質的な管理・監督を行わないまま関係証券会社へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務にかかる<u>銀行等</u>と関係証券会社との間の権限及び責任の分担、並びに、<u>銀行等</u>における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該<u>銀行等</u>の営業部門及び当該関係証券会社から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係証券会社の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② <u>銀行等</u>が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>・担当取締役等は、<u>銀行等</u>における内部管理業務の担当者に対する監督等</p>	<p>券会社が証券取引法第 45 条<u>ただし書</u>の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、<u>銀行</u>の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該<u>銀行</u>の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該<u>銀行</u>の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>① 統合する内部管理に関する業務について、<u>銀行</u>が実質的な管理・監督を行わないまま関係証券会社へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務に係る<u>銀行</u>と関係証券会社との間の権限及び責任の分担、並びに、<u>銀行</u>における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、<u>副支店長</u>、管理本部長等当該<u>銀行</u>の営業部門及び当該関係証券会社から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係証券会社の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</p> <p>② <u>銀行</u>が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。</p> <p>イ. 担当取締役等は、<u>銀行</u>における内部管理業務の担当者に対する監督等</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等（外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者または当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下、「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。</p> <p>・担当取締役等による営業部門に対する牽制機能が機能しない可能性がある場合には、牽制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。例えば、外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。</p> <p>・牽制機能の実効性の確保を目的として関係証券会社との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなど牽制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 15 第 1 項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 15 第 2 項に基づき、当該銀行等の子会社たる証券会社に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店にかかる関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（令 16 条）のある証</p>	<p>を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行の取締役会等（外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者又は当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下「取締役会等」という。）や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。</p> <p>ロ. 担当取締役等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。例えば、外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。</p> <p>ハ. けん制機能の実効性の確保を目的として関係証券会社との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む。）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。</p> <p>③ また、監督上必要な場合には、法第 24 条第 1 項又は法第 52 条の 31 第 1 項に基づいて当該銀行に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときには、法第 24 条第 2 項又は法第 52 条の 31 第 2 項に基づき、当該銀行の子会社たる証券会社に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店に係る関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（施行令第 14 条）のある証券</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>券会社については、<u>法第 48 条第 2 項に基</u>き、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続</u> ・<u>担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌</u> ・<u>その他各種規定の整備状況</u> ・<u>当該内部管理に関する業務実施にかか</u>る人員・組織の状況等 <p>(注) 銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社をいう。</p>	<p>会社については、<u>法第 48 条に基</u>づき、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>イ.</u> <u>当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続</u> <u>ロ.</u> <u>担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌</u> <u>ハ.</u> <u>その他各種規定の整備状況</u> <u>ニ.</u> <u>当該内部管理に関する業務実施に係</u>る人員・組織の状況等 <p><u>(削除)</u></p>
<p><u>Ⅲ－２－７－５ 金融機関等とその関係保険会社の関係</u></p>	<p><u>Ⅲ－４－７－４ 銀行とその関係保険会社の関係</u></p>
<p>保険業法施行規則等において、保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の 3 に規定する特定関係者又は同法第 194 条に規定する特殊関係者に金融機関等（<u>同法施行令第 2 条の 2 第 4 項各号</u>に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に鑑み、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>金融機関等</u>は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行規則第 53 条の 4 から第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。 	<p>保険業法施行規則等において、保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の 3 に規定する特定関係者又は同法第 194 条に規定する特殊関係者に金融機関等（<u>同法施行令第 2 条の 3 第 4 項各号</u>に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に<u>かんがみ</u>、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>銀行は</u>、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者（保険業法第 8 条第 1 項に規定する特定関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行規則第 53 条の 4 から第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>・金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者等（保険業法第100条の3に規定する特定関係者及び同法第194条に規定する特殊関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第300条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>（注） （略）</p> <p>Ⅲ－２－７－６ 外国銀行支店による業務提供関係会社への業務の委託</p> <p><u>外国銀行支店がその業務を、証券会社に関する内閣府令15条3号及び18条3号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>（１）委託業務の範囲は、銀行の業務に係る事務のうちその業務の基本にかかるとののないものに限定されているか。その上で、基本に係らない業務を委託する場合であっても、当該業務が銀行業の遂行に密接に関連する業務であることに鑑み、業務委託に伴う情報管理上のリスク及びオペレーティングリスク並びに業務提供関係会社の業務遂行能力及び管理態勢等、委託業務の妥当性及び委託先の適切性を委託に際して十分に検討することが必要。</u></p> <p><u>（２）当該委託業務に関する規制上の責任は、当該業務提供関係会社による業務</u></p>	<p>（２）銀行は、その関係保険会社（当該銀行が保険会社の特定関係者等（保険業法第100条の3に規定する特定関係者及び同法第194条に規定する特殊関係者）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第300条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>（注） （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>遂行に起因するものであっても、当該外国銀行支店にあることに留意する。したがって、当該委託業務に係る当該外国銀行支店による監督当局への対応を的確に実施するため、当該委託業務に係る責任者の設置や業務提供関係会社に対する管理態勢の整備が図られていることが必要。</u></p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ－２－８ 議決権の取得制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第16条の3第2項<u>ただし書き</u>又は法第52条の24第2項<u>ただし書き</u>の承認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第17条の6第3号又は第34条の20第3号に定める場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合)には、<u>同法第16条の3第3項</u>に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分するこ</p>	<p>Ⅲ－４－７－５ 子会社等に係るその他の留意事項</p> <p><u>子会社等の財務の健全性及び業務の適切性は確保されているか。例えば以下の子会社等については、その業務の特性等にかんがみ、特に留意する必要がある。</u></p> <p>(1) <u>カード会社や住宅ローンの保証会社等の金融関連会社</u></p> <p>(2) <u>関連又はいわゆる「緊密先」といわれる不動産管理会社</u></p> <p>Ⅲ－４－８ 議決権の取得制限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第16条の3第2項<u>ただし書</u>又は法第52条の24第2項<u>ただし書</u>の承認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第17条の6第3号又は第34条の20第3号に定める場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合)には、<u>法第16条の3第3項</u>に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」と</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>と」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p>	<p>は「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p>
<p>（注） （略）</p>	<p>（注） （略）</p>
<p>Ⅲ－２－９ 説明書類の作成・縦覧等</p>	<p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p>
<p>（新設）</p>	<p>Ⅲ－４－９－１ 意義</p>
	<p><u>情報開示（ディスクロージャー）を充実させることは、銀行の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであるとともに、預金者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要である。開示に期待されるこうした機能が適切に果たされるためには、銀行の経営内容がより正確に反映された財務諸表が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化等を踏まえ、適切な開示が図られる必要がある。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>Ⅲ－４－９－２ 財務報告に係る内部統制</p>
	<p><u>開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システム（内部監査を含む。）を構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。</u></p> <p><u>有価証券報告書の提出者である銀行においては、代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であることを確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>表者確認書)を有価証券報告書等に添付することが求められるが、この書面作成に当たっては、内部監査の有効性の確認が必要となっている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について（企業会計審議会：平成17年12月8日）</u> ・ <u>Internal Control-Integrated Framework (the Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission, 1992)</u> ・ <u>財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営責任の明確化について（要請）（平成17年10月7日）</u> <p>Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(1) 銀行法上の開示</p> <p><u>銀行法のディスクロージャー義務は、法第20条に基づく貸借対照表等の公告と法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の2つの制度から構成されている。</u></p> <p><u>法第20条の公告は、商法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</u></p> <p><u>法第21条に基づき作成される説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第19条の2及び第19条の3）で明確に定められている（なお、当該項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第63条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、法第21条</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</u></p> <p><u>(注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「再生法」という。)により資産の査定の公表が義務付けられていることにも留意</u></p> <p>(2) 証券取引法上の開示 <u>株式を公開している銀行等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</u> <u>したがって、財務諸表の計数の正確性に加え、例えば、①平成16年3月期から導入されている「コーポレートガバナンスの状況」、「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」に関する情報についての開示の適切性、②平成17年3月期から強化される「コーポレートガバナンスの状況」の開示の適切性、については留意を要する。</u></p> <p>(3) 任意開示 <u>現状では、投資判断に大きな影響を与えている①業績予想発表及びその修正発表、②四半期開示等は法律に基づかない任意開示である。また、IR(インベスターリレーションズ)活動や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</u></p> <p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p>
(新設)	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－２－９－１</u> 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（<u>法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項・第 4 項</u>）、銀行の連結貸借対照表・連結損益計算書（<u>法第 20 条第 2 項</u>）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（<u>法第 52 条の 11 第 1 項、施行規則第 34 条の 15 第 1 項・第 2 項</u>）、銀行持株会社の連結貸借対照表・連結損益計算書（<u>法第 52 条の 12</u>）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する説明書類については施行規則上明定されている（<u>施行規則第 19 条の 3 第 1 号及び第 34 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ</u>）。</p> <p>(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 2 項及び第 100 条第 2 項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成 5 年 7 月 21 日付）に従っているか。</p> <p>また、重要性の判断に当たっては、銀行グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。</p> <p><u>Ⅲ－２－９－２</u> 記載項目についての留意事項</p>	<p><u>Ⅲ－４－９－４－１</u> 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（<u>法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項及び第 4 項</u>）、銀行の連結貸借対照表・連結損益計算書（<u>法第 20 条第 2 項</u>）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（<u>法第 52 条の 27 第 1 項、施行規則第 34 条の 24 第 1 項及び第 2 項</u>）、銀行持株会社の連結貸借対照表・連結損益計算書（<u>法第 52 条の 28</u>）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する説明書類については施行規則上明定されている（<u>施行規則第 19 条の 3、第 34 条の 26</u>）。</p> <p>(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 2 項及び日本公認会計士協会監査委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成 5 年 7 月 21 日付）に従っているか。</p> <p>また、重要性の判断に当たっては、銀行グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。</p> <p><u>Ⅲ－４－９－４－２</u> 記載項目についての留意事項</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 一般的な留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各記載項目については、<u>本指針</u>に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか ・各記載項目について自行において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。 ・施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。 <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。 ・「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、附帯業務等の<u>区分ごと</u>にその内容が記載されているか。 ・「直近の営業年度における営業の概況」には、業況、営業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。 ・「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・ALM管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。 	<p>(1) 一般的な留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各記載項目については、<u>本監督指針</u>に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか。 ② 各記載項目について自行において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。 ③ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、<u>その内容の正確性・適切性が確保される限り</u>、何ら差し支えないことに留意する。 <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。 ② 「主要な業務の内容」には、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、附帯業務等の<u>区分毎</u>にその内容が記載されているか。 ③ 「直近の営業年度における営業の概況」には、業況、営業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。 ④ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・ALM管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>・「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。</p> <p>・銀行単体及び銀行グループに係る「自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況」には、決算状況表の「自己資本比率の状況」の内容と同程度のものが記載されているか。</p> <p>・「貸倒引当金」については、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む。）ごとの内訳も併せて記載されているか。</p> <p>・「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、銀行グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。</p> <p>・「銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。</p>	<p>⑤ 「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。</p> <p>⑥ 銀行単体及び銀行グループに係る「自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況」には、決算状況表の「自己資本比率の状況」の内容と同程度のものが記載されているか。</p> <p>⑦ 「貸倒引当金」については、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む。）毎の内訳も併せて記載されているか。</p> <p>⑧ 「銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、銀行グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。</p> <p>⑨ 「銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。</p>
<p>Ⅲ－２－９－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p>	<p>Ⅲ－４－９－４－３ リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 開示区分</p> <p>① (略)</p> <p>② 延滞債権</p> <p>・<u>施行規則第19条の2第1項第5号口(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。</u></p> <p>・<u>「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。</u></p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. <u>施行規則第19条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 開示区分</p> <p>① (略)</p> <p>② 延滞債権</p> <p>イ. <u>施行規則第19条の2第1項第5号口(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさすものとする。</u></p> <p>ロ. <u>「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。</u></p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. <u>施行規則第19条の2第1項第5号口(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p>ロ. <u>施行規則第19条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>a. <u>金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金。</u></p> <p>b. <u>金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金。</u></p> <p>c. <u>経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸出金。</u></p> <p>d. <u>元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。</u></p> <p>e. <u>一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。</u></p> <p>f. <u>代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む）の残債。</u></p> <p>g. <u>債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の</u></p>	<p><u>手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>a. <u>金利減免債権：金利を引き下げた貸出金</u></p> <p>b. <u>金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金</u></p> <p>c. <u>経営支援先に対する債権：債権放棄やDES（デット・エクイティ・スワップ）などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金</u></p> <p>d. <u>元本返済猶予債権：元本の支払を猶予した貸出金</u></p> <p>e. <u>一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債</u></p> <p>f. <u>代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債</u></p> <p>g. <u>債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(a) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</u></p>	<p>者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p><u>一 適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しないこと</u></p> <p><u>二 ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること</u></p> <p><u>三 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</u> <u>具体的には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること</u> <u>・ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること</u>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(b) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>ロ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該</p>	<p>(削除)</p> <p><u>四 開示の判断は、「c. 経営支援先に対する債権」の場合は債務者単位で行うこと。また、「e. 一部債権放棄を実施した債権」、「f. 代物弁済を受けた債権」及び「g. 債務者の株式を受け入れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を除いては、個々の債権単位で開示の判断を行うこと</u></p> <p><u>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1)「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>(a)計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>(b)計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>(c)計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>(注2)「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</p> <p>(a)概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</p> <p>(b)各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること</p> <p>(注3)、(注4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1)「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <p>二 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</p> <p>三 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</p> <p>三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</p> <p>(注2)「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</p> <p>二 概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</p> <p>三 各金融機関毎に、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して、<u>計画を踏まえた信用リスクの低下及び計画の不確実性を加味した基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれること</u></p> <p>(注3)、(注4) (略)</p> <p><u>Ⅲ-4-9-5 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 経営陣の姿勢</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>経営陣は、銀行の経営の健全性の維持、それに対する信頼性の確保の観点から、通常の企業以上に、その経営内容のディスクロージャーが重要な意義を有していることを十分に認識し、常に、積極的かつ正確なディスクロージャーをすすめるための態勢整備やその充実を図るよう取り組んでいるか。</u></p> <p><u>(2) 利用者に分かりやすい開示</u></p> <p>① <u>法定開示事項について、預金者、取引先等の利用者が銀行の業務内容、財務状況を適切に判断できるように、正確かつ平易な表示・記載となっているか。</u></p> <p>② <u>特にリスク管理債権の開示は適切に行われているか。</u></p> <p>③ <u>法第21条第4項の趣旨を踏まえ、参考となる事項の開示に努めているか。例えば、主要な事業部門別・顧客セグメント別の収益性について、的確な開示に努めているか。</u></p> <p>④ <u>特に、将来の見込み等を開示する場合には、十分慎重な見通しをもって経営判断が行われる態勢となっているか。</u></p> <p><u>(参考) 財務報告に係る内部統制システムの有効性確認項目</u></p> <p>① <u>経営陣は、銀行が行うディスクロージャーの適切性及び正確性を確保するための内部管理態勢の整備に努めているか。</u></p> <p>② <u>適正な開示の前提として、例えば、財務報告プロセスを的確に文書化しているか。</u></p> <p>③ <u>財務諸表等の記載事項に関する全てのリスクを識別・評価・統制・監視する体制が構築されているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>内部統制システムの妥当性と有効性を検証する内部管理体制（内部監査を含む。）が機能しているか。</u></p> <p>Ⅲ－４－９－６ 監督手法・対応</p> <p><u>（１）決算ヒアリング等において、代表者が行った、財務諸表に記載された事項の適正性の確認及び当該財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認について、これらをどのようにして行ったかを確認する。</u></p> <p><u>（注）「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営責任の明確化について（要請）」（平成 17 年 10 月 7 日）においては、有価証券報告書等を提出していない場合には、財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することになっていることに留意する。</u></p> <p><u>（２）リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、検査部局による検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅲ－１－３－３（１）参照）、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する。</u></p> <p><u>（３）その他、上記の着眼点に照らし、改善が必要と認められる銀行に関し</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１０ 法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めるとなっているが、以下の点に留意するものとする。</p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該銀行の報告義務は解除される。</p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ－１－３－２（２）により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>	<p>ては、必要に応じて法第24条に基づき報告を求めることを通じて、改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(4) なお、検査結果、オフサイト・モニタリング等に基づき、有価証券報告書の虚偽記載等に該当することが明らかなきときは、その旨を証券監査担当部局へ連絡する。</p> <p>(削除)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－２－１１</u> 合併等</p> <p>(1) 銀行が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケジュール(「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」(以下「組織再編成法」という。)における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にはシステム統合に向けたスケジュール等を含む)及びその進捗状況について、必要に応じ、法第24条に基づく報告等により把握を行うものとする。</p> <p>(2) 合併等の認可(予備審査を含む)申請に係る事情の調査にあたっては、当該銀行が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定(予備審査を含む)を申請した場合には、当該申請内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られているかを確認する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>Ⅲ－４－１０</u> 合併等</p> <p>(1) 銀行が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケジュール(「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」(以下「組織再編成法」という。)における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にはシステム統合に向けたスケジュール等を含む)及びその進捗状況について、必要に応じ、法第24条に基づく報告等により把握を行うものとする。</p> <p>(2) 合併等の認可(予備審査を含む)申請に係る事情の調査にあたっては、当該銀行が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定(予備審査を含む)を申請し、又は金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る申込みを行った場合には、当該申請又は申込みの内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られているかを確認する。</p> <p><u>Ⅲ－４－１１</u> 銀行持株会社</p> <p><u>Ⅲ－４－１１－１</u> 意義</p> <p>銀行持株会社は、その子会社である銀行(以下「子銀行」という。)及び法第52条の23第1項各号に掲げる会社の経営管理を行う会社であり、その業務範囲は子会社に対する経営管理及びこれに附随する業務に限定されている。銀行持株会社は、その子会社の経営管理を行うにあたっては、銀行経営の健全性確保や預</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>金者保護といった銀行法の趣旨を十分に踏まえたうえで、子銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１ １－２ 主な着眼点</u></p> <p><u>銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(１) グループ全体の経営管理態勢の構築に責任ある役割を果たしているか。</u></p> <p><u>(２) 銀行持株会社の経営方針が、子銀行の財務の健全性を歪めることとなっていないか。また、グループ内の会社において顕在化したリスクが子銀行への波及を防止するためのリスク管理方針が定められているか。</u></p> <p><u>(３) 子銀行やグループ内の会社に対する経営の監視機能が働いているか。</u></p> <p><u>(４) グループ内において顧客情報を共有する場合、その取扱い方針を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。</u></p> <p><u>(５) 銀行持株会社と子銀行間及びそのいずれかと銀行のグループ内の会社との間の役員の兼職は適正なものとなっているか。</u></p> <p><u>(６) リスク管理に従事する役職員は、銀行持株会社又はグループ内の会社に</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。</u></p> <p><u>(7) 子銀行とグループ内の会社との間において業務委託契約等を締結している場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。銀行持株会社にアームズ・レングス・ルールについてのチェック態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(8) 銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率の計算が正確に行われているか（Ⅲ－４－６参照）。</u></p> <p><u>(9) 第三者割当増資のコンプライアンス態勢（Ⅱ－３－１－４参照）がグループ全体に確立されているか。</u></p> <p><u>(10) システミックリスクの顕在化のおそれについて理解した上で、流動性リスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(11) 情報開示の適切性・十分性（Ⅲ－４－９参照）については、最終的には株式を公開している銀行持株会社の責任であることを踏まえた対応が行われているか。</u></p> <p><u>(12) 子銀行が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、Ⅱ－３－６を踏まえた上で、システム統合リスク管理態勢を整備しているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>Ⅲ－４－１ １－３ 監督手法・対応</u></p> <p><u>(１) 子銀行の経営管理等に関し、必要があると認められる場合は、銀行持株会社に対しヒアリングを行うものとする。なお、必要に応じ、子銀行と併せて行うものとする(Ⅲ－１－２(３)を参照)。</u></p> <p><u>(２) 子銀行に対し、法第 24 条に基づき報告を求める時であって、銀行持株会社の経営管理にかかわる等必要がある場合には、同時に銀行持株会社に対しても、法第 52 条の 31 に基づき報告を求める。</u></p> <p><u>(３) 子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、銀行持株会社の経営管理等に問題が認められるときは、銀行持株会社に対し法第 52 条の 31 に基づき報告を求め、重大な問題があると認められるときは、法第 52 条の 33 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１ １－４ システム統合</u></p> <p><u>(１) 子銀行等が合併等に伴いシステム統合を行う場合には、銀行持株会社に対し法第 52 条の 31 に基づき、システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。</u></p> <p><u>(注) 子銀行等の合併後の本格的なシステム統合、又は、合併等を伴わないシステム統合の場合は、必要に応じ、法第 52 条の 31 に基づき報</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>告を求めるものとする。</u></p> <p><u>(2) システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢に関する検査結果通知が行われた場合には、法第 52 条の 31 に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告、及び、リスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢及びプロジェクト管理態勢に問題がないか検証する。</u></p> <p><u>さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。</u></p> <p><u>(3) システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法第 52 条の 31 に基づく報告を求める。</u></p> <p><u>(4) 上記（1）から（3）のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には法第 52 条の 31 に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第 52 条の 33 に基づき、システム統合リスク管理態勢・プロジェクト管理態勢に関する業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１１－５ 事務処理上の留意点</u></p> <p><u>同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１２ 銀行主要株主</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>行持株会社の連名により、１つの届出書として提出することが可能であることに留意する。</u></p> <p>① <u>法第 53 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項第 3 号</u> ② <u>法第 53 条第 1 項第 3 号、同条第 3 項第 4 号</u> ③ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 8 号、同条第 3 項第 5 号</u> ④ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 10 号、同条第 3 項第 6 号</u> ⑤ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 11 号、同条第 3 項第 7 号</u> ⑥ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 12 号、同条第 3 項第 8 号</u> ⑦ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 13 号、同条第 3 項第 9 号</u> ⑧ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 14 号、同条第 3 項第 10 号</u> ⑨ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 15 号、同条第 3 項第 11 号</u> ⑩ <u>施行規則第 35 条第 1 項第 16 号、同条第 3 項第 12 号</u></p> <p>Ⅲ－４－１２ 銀行主要株主</p> <p>Ⅲ－４－１２－１ 意義</p> <p><u>(1) 事業会社等による、顧客基盤や店舗ネットワークの共有を通じたシナジー効果を得ることを目的とした銀行業への参入がみられる。また、投資目的により銀行株式を保有する者もみられる。このような者のうち、国、地方公共団体等を除き、銀行の経営に影響力を及ぼし得る者については、銀行法に基づき、銀行主要株主としての認可を受けることが必要である。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>したがって、銀行免許の申請がなされる際、当該申請者に、事業会社等や投資ファンド等、銀行主要株主となろうとする者が存在する場合には、銀行主要株主認可申請が同時になされることが必要であり、当局としては、免許審査と並行して銀行主要株主認可に係る審査を行うことが必要である。</u></p> <p>Ⅲ-4-12-2 <u>銀行主要株主認可審査において確認すべき事項</u></p> <p>Ⅲ-4-12-2-1 <u>事業会社等による銀行主要株主認可申請</u></p> <p>(1) <u>事業会社等による、銀行の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u></p> <p>① <u>事業会社等の銀行保有に係る方針・目的が銀行の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっていないか。</u></p> <p>② <u>議決権を取得するための資金原資にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっていないか。</u></p> <p>③ <u>事業会社等を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。</u></p> <p>(2) <u>事業会社等の財産及び収支の状況に照らして、銀行の業務の健全かつ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のよう な点について十分検証するものとする。</u></p> <p>① <u>事業会社等の財務の状況、資金調達の状況にかんがみ、銀行の業務 の健全性・適切性等を害するおそれがないか。</u></p> <p>② <u>特に、子銀行の50%超の議決権を保有している事業会社等について は、子銀行が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の 健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。</u></p> <p>③ <u>認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の 資料（事業会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似 の資料）の提出を求め、監査報告書に当該事業会社等の継続企業（ゴ ーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義が認められる旨の追記が ないか等について確認することとする。</u></p> <p><u>（3）事業会社等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関 し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査 する際には、例えば、以下のようない点について十分検証するものとする。</u></p> <p>① <u>事業会社等の経営体制、当該事業会社等が主要株主基準値以上の議 決権を保有する銀行（以下Ⅲ－４－１２において「子銀行等」という。） に係る経営管理態勢にかんがみ、銀行の公共性について理解を有し、 かつ、十分な社会的信用があるか。</u></p> <p>② <u>子銀行等の経営の健全性を確保するためには、子銀行等の経営の独 立性が確保されることが前提となるが、銀行主要株主に事業会社等が 存在する場合には、当該事業会社等の事業戦略上の要請によって、子 銀行等の経営の独立性が損なわれることがないよう、例えば、以下の</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>ような点について十分検証するものとする。</u></p> <p><u>イ. 事業会社等の役員又は職員が子銀行等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行等の経営の独立性が損なわれていないか。</u></p> <p><u>ロ. 子銀行等が事業会社等の店舗を共有する場合等において、事業会社等が銀行業務の一部を受託したり、事業会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか（なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインスタブランチ（小売店舗内銀行営業所）一般の形態に適用されるべき事項である。）。</u></p> <p><u>（４）子銀行等の経営の独立性が確保されたとしても、事業会社等の経営の悪化等、子銀行等が意図しない事業会社等のリスクが子銀行等に及ぶ可能性がある。特に、子銀行等と事業会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業会社等の破綻等に伴い、子銀行等の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u></p> <p><u>① 子銀行等に対する事業会社等のリスクを遮断するための方策が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。</u></p> <p><u>イ. 事業会社等の業況が悪化した場合、子銀行等より支援・融資等を受けないこと</u></p> <p><u>ロ. 事業会社等の業況悪化、子銀行等の株式の売却、預金の引出し等、事業会社等により子銀行等に起因する種々のリスク（シナジー効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等）に伴う子銀行</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>等の株価の下落・預金の流出、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって子銀行等の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること</u></p> <p><u>ハ. 特に、子銀行等が事業会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること</u></p> <p><u>② 上記のリスク遮断策によっても、子銀行等に対する事業会社等のリスクを完全に遮断することが困難な場合も想定され、事業会社等の経営リスクに伴う子銀行等の経営悪化を早期に把握する観点から、銀行主要株主認可に係る審査の過程において、子銀行等の経営に影響を及ぼし得る事業会社等の財務状況や社会的信用等について十分検証する。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１２－２－２ 投資ファンドによる銀行主要株主認可申請</u></p> <p><u>（１）投資ファンドによる、銀行の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u></p> <p><u>① 投資ファンドの銀行保有に係る投資方針・投資目的が銀行の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっていないか。</u></p> <p><u>② 議決権を取得するための資金原資にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>議決権の取得等となっていないか。</u></p> <p>③ <u>投資ファンドの運用者や主要な出資者等が子銀行等の役員又は職員を兼任していないか。</u></p> <p>④ <u>投資ファンドの運用が悪化した場合、子銀行等より支援・融資等を受けないこととしているか。</u></p> <p>⑤ <u>投資ファンドやその出資者を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。</u></p> <p><u>(2) 投資ファンドの財産及び収支の状況に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u></p> <p>① <u>投資ファンドの運用の状況、資金調達の状況にかんがみ、銀行の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。</u></p> <p>② <u>特に、子銀行の50%超の議決権を保有している投資ファンドについては、子銀行が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。</u></p> <p>③ <u>認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（投資ファンドが外国ファンドである場合には、運用状況を示す類似の資料）の提出を求めることとする。</u></p> <p><u>(3) 投資ファンドが、その運用体制等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>銀行主要株主に対しては、法第 52 条の 11 の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状態を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行との取引関係（預金、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>る。</p> <p>① 投資ファンドの運用体制について、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>② 投資ファンドの主要な出資者等が、銀行の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。</p> <p>(4) 特に、新規免許を受け営業を開始する銀行の経営が軌道に乗るには一定の期間を要することが一般的であることにかんがみ、ある程度長期保有を継続し、株主としてのガバナンスをもって新銀行の経営を安定・成長させる方針であるか、また、それがどういう形で担保し得るか等について確認するものとする。</p> <p>その際、株式の公開に関する考え方についても確認するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－１２－３ 認可後の監督において留意すべき事項</p> <p>(1) 銀行主要株主に対しては、法第 52 条の 11 の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状態を含む。）ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係（預金、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) オフサイト・モニタリングや検査結果等に基づき、子銀行等の独立性確保及び子銀行等に対する事業リスク遮断のための方策等に係る実効性等に疑義が生じた場合は、銀行主要株主に対して、必要に応じて法第52</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>条の11に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第52条の13に基づく措置命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ-4-12-4 既存銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可について</u></p> <p><u>(1) 上記Ⅲ-4-12-1からⅢ-4-12-3の観点、事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加する場合の銀行主要株主認可に係る審査についても、基本的に適用することとし、銀行主要株主認可等の過程において深度あるヒアリングを行い、十分な検証を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) また、上記Ⅲ-4-12-1からⅢ-4-12-3に掲げた主な着眼点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>Ⅲ-4-12-5 既存銀行に資本参加する場合の当該銀行監督上留意すべき事項</u></p> <p><u>(1) 事業会社等及び投資ファンド等が既存の銀行に資本参加し、これに伴いインターネットバンキング業務を本格的に展開する等これまでのビジネスモデルを大きく変更しようとする場合には、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅶ-1 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等」における当該銀行の監督上の着眼点を参照する</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１３ 予備審査</p> <p>法施行規則第 39 条の規定に基づく予備審査申請があった場合には、以下の要領により、審査等を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出：長官宛（財務局管轄銀行にあっては財務局長宛） ・審査：本認可申請時に準じて行うこと。 ・回答：長官名（又は財務局長名）により「〇〇〇については、更に本認可申請がある場合には、改めて内容を審査した上で認可することと決定されたから、準備整次第、申請手続きをとられたい。」旨文書にて回答する。 <p>（新設）</p>	<p>こととし、必要に応じて、法第 24 条に基づく報告を求め、ビジネスモデルの変更に向けた準備状況、既存顧客の保護の状況等を把握し、業務の適切性を検証することとする。</p> <p>（2）なお、検証の結果、預金者等の保護及びビジネスモデルの変更に向けた円滑かつ適切な準備体制の確保等を図る必要があると認められる場合には、準備に要する期間を勘案した一定の期限を付した上で、法第 26 条に基づく業務の一部停止命令を発出する等の対応を行う。</p> <p>Ⅲ－４－１３ 予備審査</p> <p>（1）施行規則第 39 条の規定に基づく予備審査申請があった場合には、以下の要領により、審査等を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提出：長官宛（財務局管轄銀行にあっては財務局長宛） ② 審査：本認可申請時に準じて行うこととするが、事柄の性質上、標準処理期間は定められていないことに留意する。 ③ 回答：審査終了時に長官名（又は財務局長名）により、文書で回答する。 <p>（2）審査・回答内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予備審査は申請者の事情や判断により行われることから、事案毎に認可等を受けるための準備の進捗状況等に大きな差があることに留意

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１４ 産業活力再生特別措置法に関する<u>金融機関</u>の留意事項</p> <p>産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、<u>金融機関</u>の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p>	<p><u>し、事案に応じ申請者の実態に相応しい審査内容を適切に検討することを基本とする。</u></p> <p>② <u>例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備がほぼ整っていることが確認された場合には、「〇〇〇については、更に本認可申請がある場合には、改めて内容を審査した上で認可することと決定されたので、準備が整い次第、申請手続きをとりたい。」等の趣旨を回答する。</u></p> <p>③ <u>例えば、予備審査の結果、認可等を受けるために必要な準備はまだ整っていない場合でも、いたずらに予備審査を継続することが申請者の利益に適うわけではないこと等から、例えば、充足すべき課題が明確に絞られていること等が確認された場合には、認可申請等に必要な留意事項を付して、予備審査を終了させることも検討する。</u></p> <p><u>その場合には、「〇〇〇については、別紙の内容に関する準備が整い、認可申請がある場合には、改めて内容を審査の上、認可することと決定されたので、通知する。」等の趣旨を回答する。</u></p> <p>Ⅲ－４－１４ 産業活力再生特別措置法に関する<u>銀行</u>の留意事項</p> <p>産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、<u>銀行</u>の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１４－１ 産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>(１)、(２) (略)</p> <p>(３) 施行指針第９条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を<u>５</u>以上上回る場合をいう。</p>	<p>Ⅲ－４－１４－１ 産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>(１)、(２) (略)</p> <p>(３) 施行指針第９条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を<u>５％ポイント</u>以上上回る場合をいう。</p>
<p>Ⅲ－２－１４－２ 産活法第３条第６項第１号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. ロ. の事業再構築の認定の基準</p> <p>(１) 基本指針二. ロ. １. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq２」は、例えば、自己資本当期利益率が<u>２</u>以上上昇する場合をいう。</p> <p>(２)、(３) (略)</p>	<p>Ⅲ－４－１４－２ 産活法第３条第６項第１号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. ロ. の事業再構築の認定の基準</p> <p>(１) 基本指針二. ロ. １. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率\geq２」は、例えば、自己資本当期利益率が<u>２％ポイント</u>以上上昇する場合をいう。</p> <p>(２)、(３) (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ-2-14-3</u> 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2. ③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義 (略)</p>	<p><u>Ⅲ-4-14-3</u> 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2. ③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義 (略)</p>
<p><u>Ⅲ-2-14-4</u> 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロ.の 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義 (略)</p>	<p><u>Ⅲ-4-14-4</u> 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロ.の 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義 (略)</p>
<p><u>Ⅲ-2-14-5</u> 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハ.の 共同事業再編の認定の基準 (1) (略) (2) 基本指針三.ハ.2.①については、<u>Ⅲ-2-14-2</u>(2)を準用 する。</p>	<p><u>Ⅲ-4-14-5</u> 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハ.の 共同事業再編の認定の基準 (1) (略) (2) 基本指針三.ハ.2.①については、<u>Ⅲ-4-14-2</u>(2)を準用 する。</p>
<p><u>Ⅲ-2-14-6</u> 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロ.の 経営資源再活用の認定の基準 基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれ<u>Ⅲ-2-14-5</u> <u>5</u>(1)、<u>Ⅲ-2-14-2</u>(2)及び<u>Ⅲ-2-14-2</u>(3)を準用する。</p>	<p><u>Ⅲ-4-14-6</u> 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロ.の 経営資源再活用の認定の基準 基本指針四.ロ.1.、2.及び3.については、それぞれ<u>Ⅲ-4-14-5</u> <u>5</u>(1)、<u>Ⅲ-4-14-2</u>(2)及び<u>Ⅲ-4-14-2</u>(3)を準用する。</p>
<p><u>Ⅲ-2-15</u> 預金保険法に関する留意事項</p>	<p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－１５－１ 預金保険料計算の特例の承認に係る審査事務</p> <p>預金保険法施行規則の一部を改正する命令附則第２条第２項及び第３条第２項に規定する承認に係る審査基準については、以下の点に留意する。</p> <p>(１) 特定決済債務の額、要調整一般預金等の額及び要調整決済用預金の額のそれぞれに関して、申請書に記載されている「各日においてその額を計算することが困難」とする理由が、システム対応等の合理的な事由によるものか。</p> <p>(２) 別段預金、仮受金等の勘定科目に経理されている資金のうち、預金保険法施行令第１４条の２各号に掲げる取引に関し金融機関が負担する債務(決済債務)の額について、営業年度の各月の最終営業日における額の合計額を平均した額が把握できているか。(金融機関は、勘定科目名にとらわれることなく、次の①から③の区分に応じ、それぞれ掲げる資金の性質、該当する例を勘案しつつ、把握しているか。)</p> <p>① 為替取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金</p> <p>イ. 資金の性質</p> <p>顧客からの依頼に基づいて隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する取引を行うため、金融機関が当該顧客(またはその取引金融機関)から受け入れ、未だ受け取るべき者(またはその取引金融機関)に支払っていない資金、または当該取引に関する費用等の支払資金</p> <p>ロ. 該当する例</p> <p>・振込、送金、口座振替等の依頼に基づいて顧客から受け入れた資金</p> <p>(注１) 有価証券の売買、預金の受入れ、資金の貸付等の業務に伴い、顧</p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>客から受け入れた、または顧客に支払うための資金その他金融機関内部の事務処理に係る資金を含まない。</u></p> <p><u>(注2) 売渡外国為替、未払外国為替等は、邦貨建てのものに限る。</u></p> <p><u>・国、地方公共団体等の金銭の収納、代理貸付、有価証券の売買の媒介、株式払込金の保管、複数の金融機関間での決済資金中継事務等の業務に関して受け入れた資金</u></p> <p><u>・現金自動支払機等の相互利用等による現金入出金業務、デビットカードサービス業務等に係る金融機関等との提携により生ずる債務の履行のための支払資金</u></p> <p>② <u>手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金</u></p> <p><u>イ. 資金の性質</u></p> <p><u>手形交換所において、手形、小切手等の提（呈）示が行われたことに基づく金融機関等との間の資金決済のための支払資金（代理交換を含む）</u></p> <p><u>ロ. 該当する例</u></p> <p><u>・ 交換呈示に基づく資金決済のための支払資金</u></p> <p><u>・ 不渡手形返還に伴う資金決済のための支払資金</u></p> <p><u>・ 不渡異議申立預託金</u></p> <p>③ <u>小切手法第6条第3項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引に関し金融機関が負担する債務に係る資金</u></p> <p><u>イ. 資金の性質</u></p> <p><u>金融機関が自己宛に振り出した小切手を顧客に売却した場合に売買代金として受け入れた当該小切手の提示に基づく支払いに充てるため</u></p>	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>の資金</u></p> <p><u>ロ. 該当する例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>預手の提示に基づく支払いに充てるための資金</u> ・ <u>送手の提示に基づく支払いに充てるための資金</u> <p><u>(3) 預金保険法施行令第14条の4に規定する「業として行う取引」について、金融機関の業務に伴い派生した取引を除き、反復継続する意思をもって行う取引か否かを、次のような例を参考としつつ把握できているか。</u></p> <p><u>イ. 業として行う取引に該当する例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関間で行う資金取引</u> <p><u>ロ. 業として行う取引に該当しない例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>水道光熱費、事務委託費の支払</u> <p><u>Ⅲ－２－１６ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－２－１６－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下Ⅲ－２－１６において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9.（1）及び別</u></p>	<p><u>Ⅲ－４－１５ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１５－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</u></p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下Ⅲ－４－１５において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9.（1）及び別</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>紙様式第二号（記載上の注意）10.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（注1）上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>イ.、ロ. （略）</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する方策</p> <p> a. （略）</p> <p> b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン<u>手続き</u>の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p> （注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p> c. ～ g. （略）</p> <p>ニ. （略）</p>	<p>紙様式第二号（記載上の注意）10.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（注1）上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>イ.、ロ. （略）</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する方策</p> <p> a. （略）</p> <p> b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン<u>手続</u>の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p> （注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p> c. ～ g. （略）</p> <p>ニ. （略）</p>
<p><u>Ⅲ－２－１６－２</u> 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>（略）</p> <p>（1）金融機能強化法第5条第1項第1号及び第17条第1項第1号に規定する要件</p> <p> 府令第10条並びに第41条第1号及び第2号イに規定するコア業務純</p>	<p><u>Ⅲ－４－１５－２</u> 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>（略）</p> <p>（1）金融機能強化法第5条第1項第1号及び第17条第1項第1号に規定する要件</p> <p> 府令第10条並びに第41条第1号及び第2号イに規定するコア業務純</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>益ROAの上昇の程度の審査に当たっては、経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業態に属する金融機関等のうち、最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が上位から3割以内に位置するものの当該経営強化計画の実施期間と同程度の期間における上昇の程度と同等であるか又はこれを上回るものであるかを目安とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理体制が構築されていること。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること。(金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号へ及びトに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、同一の業態に属する中位以上の金融機関等の自</p>	<p>益ROAの上昇の程度の審査に当たっては、経営強化計画を提出した銀行と同一の業態に属する銀行のうち、最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が上位から3割以内に位置するものの当該経営強化計画の実施期間と同程度の期間における上昇の程度と同等であるか又はこれを上回るものであるかを目安とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号へ及びトに規定する要件 審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、同一の業態に属する中位以上の銀行の自己資本</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>己資本比率の水準を一つの目安としつつ、資本参加を受ける<u>金融機関等</u>のリスクの状況等に見合うとともに、当該<u>金融機関等</u>が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p>	<p>比率の水準を一つの目安としつつ、資本参加を受ける<u>銀行</u>のリスクの状況等に見合うとともに、当該<u>銀行</u>が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(6) 金融機能強化法第17条第1項第6号ハ及びニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第15条第1項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける<u>金融機関等</u>の自己資本比率を、経営強化計画を提出した<u>金融機関等</u>の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額(以下「障壁除去に必要な額」という。)を超えないことを確認する。</p>	<p>(6) 金融機能強化法第17条第1項第6号ハ及びニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第15条第1項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける<u>銀行</u>の自己資本比率を、経営強化計画を提出した<u>銀行</u>の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額(以下「障壁除去に必要な額」という。)を超えないことを確認する。</p>
<p>Ⅲ－２－１６－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>	<p>Ⅲ－４－１５－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1) 監督上の措置 ① (略)</p>	<p>(1) 監督上の措置 ① (略)</p>
<p>(口、全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける<u>金融機関等</u>については、原則として、本措置は適用しないもの</p>	<p>(口、全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける<u>銀行</u>については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>とする。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) 協定銀行に対する転換権の行使の要請</p> <p>資本参加を受けた金融機関等が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該金融機関等につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該金融機関等に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請する方向で検討するものとする。</p> <p>Ⅲ－3 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅲ－3－1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p>銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 一般原則（行政手続法第32条）</p> <p>① (略)</p>	<p>②、③ (略)</p> <p>(2) 協定銀行に対する転換権の行使の要請</p> <p>資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請する方向で検討するものとする。</p> <p>Ⅲ－5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅲ－5－1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p>銀行に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 一般原則（行政手続法第32条）</p> <p>① (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。 ・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。 <p>(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）</p> <p>申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。 ・ 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。 ・ 例えば、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> イ. ～ハ. (略) 	<p>② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。 ロ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。 <p>(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）</p> <p>申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。 ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。 ③ 例えば、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> イ. ～ハ. (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）</p> <p>許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。</p> <p>例えば、以下の点に留意する。</p> <p>イ. 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為<u>または</u>不作為を求めているか。</p> <p>ロ. 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。</p>	<p>(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）</p> <p>許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。</p> <p>例えば、以下の点に留意する。</p> <p>① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為<u>又は</u>不作為を求めているか。</p> <p>② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。</p>
<p>(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）</p> <p>① （略）</p> <p>イ. 相手方に対して求める作為<u>または</u>不作為の内容を明確にしているか。</p> <p>ロ. ～ニ. （略）</p> <p>② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（<u>但し</u>、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。</p> <p>・ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。</p> <p>・ 書面交付を<u>拒みうる</u>「行政上の特別の支障」がある場合とは、書</p>	<p>(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）</p> <p>① （略）</p> <p>イ. 相手方に対して求める作為<u>又は</u>不作為の内容を明確にしているか。</p> <p>ロ. ～ニ. （略）</p> <p>② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（<u>ただし</u>、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。</p> <p>イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。</p> <p>ロ. 書面交付を<u>拒み得る</u>「行政上の特別の支障」がある場合とは、書</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。 	<p>面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。</p> <p>ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。</p>
<p>Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点</p>	<p>Ⅲ－５－２ 面談等を行う際の留意点</p>
<p>職員が、銀行の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、<u>下記の事項</u>に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみて<u>ふさわしいもの</u>となっているか。 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象とな 	<p>職員が、銀行の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、<u>以下の事項</u>に留意するものとする。</p> <p>(1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。</p> <p>(2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。</p> <p>(3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみて<u>相応しいもの</u>となっているか。</p> <p>(4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>る場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。</p> <p>・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。</p> <p><u>Ⅲ－３－３</u> 連絡・相談手続 (略)</p> <p><u>Ⅲ－４</u> 行政処分を行う際の留意点 (新設)</p>	<p>合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。</p> <p><u>(５)</u> 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。</p> <p><u>Ⅲ－５－３</u> 連絡・相談手続 (略)</p> <p><u>Ⅲ－６</u> 行政処分を行う際の留意点</p> <p><u>Ⅲ－６－１</u> 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p> <p><u>Ⅲ－６－１－１</u> 行政処分</p> <p><u>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第２６条に基づく業務改善命令、②法第２６条に基づく業務停止命令、③法第２７条に基づく業務停止命令、④法第２７条に基づく免許取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</u></p> <p><u>(１) 法第２４条に基づく報告命令</u></p> <p>① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>不祥事件等届出書など）を通じて、銀行のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第 24 条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。</u></p> <p><u>② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第 24 条に基づき、追加報告を求めることとする。</u></p> <p><u>(2) 法第 24 条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ</u></p> <p><u>① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、銀行の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。</u></p> <p><u>② 必要があれば、法第 24 条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。</u></p> <p><u>(3) 法第 26 条に基づく業務改善命令等</u></p> <p><u>上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第 26 条に基づき、業務の改善計画の提出とその実行を命じることを検討する。</u></p> <p>なお、単独で、又は、下記(4)若しくは(5)の行政処分と同時に、</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。</u></p> <p><u>(4) 法第 26 条に基づく業務停止命令</u> <u>上記 (3) の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第 26 条に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。</u></p> <p><u>(5) 法第 27 条に基づく業務停止命令</u> <u>上記 (1) の報告 (追加報告を含む。) を検証した結果、重犯性や故意性・悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 27 条に基づき、当該業務の停止を命じることを検討する。併せて、法第 26 条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。</u></p> <p><u>(6) 法第 27 条に基づく免許の取消し</u> <u>上記 (1) の報告 (追加報告を含む。) を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合においては、法第 27 条に基づく免許の取消しを検討する。</u></p> <p><u>(7) 標準処理期間</u> <u>上記 (3) から (6) の不利益処分をしようとする場合には、上記 (1)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>の報告書又は不祥事件等届出書（法第24条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）を受理したときから、原則として概ね1か月（処分が財務局を經由して金融庁において行われる場合又は処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね2か月）以内を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>① 複数回にわたって法第24条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</u></p> <p><u>② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</u></p> <p><u>（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。</u></p> <p><u>（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報毎に適用する。</u></p> <p><u>Ⅲ－6－1－2 法第26条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</u></p> <p><u>法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該銀行の報告義務は解除される。</u></p> <p>(2) <u>法第26条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ-1-3-3(2)、(3)により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組み状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</u></p> <p>Ⅲ-6-2 行政手続法との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>上記Ⅲ-6-1-1(3)から(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記Ⅲ-6-1-1(6)の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</u></p> <p>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>Ⅲ－４－１ 意見交換制度</u></p> <p>(1) 意義 不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。）が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、銀行からの求めに応じ、監督当局と銀行との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p> <p>(2) 監督手法・対応 法第24条に基づく報告徴求にかかるとヒアリング等の過程において、自行に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した銀行から、監</p>	<p><u>示さなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 行政不服審査法との関係</u> <u>上記Ⅲ－６－１－１（１）、（３）から（６）の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(3) 行政事件訴訟法との関係</u> <u>上記Ⅲ－６－１－１（１）、（３）から（６）の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>Ⅲ－６－３ 意見交換制度</u></p> <p>(1) 意義 不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、銀行からの求めに応じ、監督当局と銀行との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p> <p>(2) 監督手法・対応 法第24条に基づく報告徴求に係るとヒアリング等の過程において、自行に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した銀行から、監督</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>督当局の幹部（注1）と当該銀行の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督当局が当該銀行に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</p> <p>（注1）、（注2） （略）</p>	<p>当局の幹部（注1）と当該銀行の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注2）であって、監督当局が当該銀行に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</p> <p>（注1）、（注2） （略）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>Ⅲ－6－4 金融庁等との連携及び関係当局等への連絡</u></p> <p><u>上記Ⅲ－6－1－1（1）から（6）の不利益処分等をしようとする場合には、財務局金融監督担当課は監督局担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>Ⅲ－6－5 不利益処分の公表に関する考え方</u></p> <p><u>（1）上記Ⅲ－6－1－1（4）から（6）の不利益処分のうち、業務停止・免許の取消しを命じたときは、法第56条第1項第1号又は第2号に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>（2）上記（1）以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>局職員の心得（行動規範）」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。</u></p> <p><u>(3) 上記Ⅲ-6-1-1 (3) から (6) の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象銀行等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV 協同組織金融機関</p> <p>IV-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の監督に<u>当っては</u>、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>IV-1-1 経営管理における留意点 （略）</p> <p>IV-1-1-1 総代会の機能向上に向けた<u>取組</u>状況</p> <p>信用金庫・信用協同組合における総代選任手続きや総代会の運営方針等に関しては、業界団体において透明性の向上に向けた自主申し合せ等が取りまとめられており、各信用金庫・信用協同組合における自主申し合せ等を踏まえた取組状況等について、「<u>総合的なヒアリング（必要に応じ、9月末における財務内容ヒアリングを含む）</u>」において、ヒアリングを行うものとする。</p> <p>IV-1-1-2 中央機関へのヒアリング</p> <p>信用金庫・信用協同組合に対する監督に<u>当たっては</u>、必要に応じ、個別金融機関に対して経営支援機能を有する中央機関の各支店に対してもヒアリン</p>	<p>IV 協同組織金融機関</p> <p>IV-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>信用金庫、信用協同組合及び労働金庫（以下「協同組織金融機関」という。）については、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、いずれの協同組織金融機関の業態においても、個別の金融機関に対して経営支援機能を有する協同組織中央金融機関（以下「中央機関」という。）が存在するなど共通する特色を有している。</p> <p>協同組織金融機関の監督に<u>当たっては</u>、こうした協同組織金融機関固有の特性や共通する特色等を踏まえ、以下の点に留意することとする。また、対象金融機関の規模・特性等を十分に踏まえるとともに、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>IV-1-1 経営管理における留意点 （略）</p> <p>IV-1-1-1 総代会の機能向上に向けた<u>取組み</u>状況</p> <p>信用金庫・信用協同組合における総代選任手続きや総代会の運営方針等に関しては、業界団体において透明性の向上に向けた自主申し合せ等が取りまとめられており、各信用金庫・信用協同組合における自主申し合せ等を踏まえた取組み状況等について、<u>定期的なヒアリングで確認を行うものとする。</u></p> <p>IV-1-1-2 中央機関へのヒアリング</p> <p>信用金庫・信用協同組合に対する監督に<u>当たっては</u>、必要に応じ、個別金融機関に対して経営支援機能を有する中央機関の各支店に対してもヒアリン</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>グを行うよう努めるものとする。</p> <p>IV-1-2 出資増強時における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強時の監督に<u>当って</u>は、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強時の監督に<u>当たって</u>も、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>IV-1-2-1 着眼点 (略)</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等に留まらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>(2) 特に留意すべき事項 (略)</p> <p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び「金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)」の確保(本監督指針Ⅱ-3-1-2-2(2)②イ.を準用する。)</p> <p>②、③ (略)</p>	<p>グを行うものとする。</p> <p>IV-1-2 出資増強時における留意点</p> <p>協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用権であること、②出資者の資格が制限されていること等から流通性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。</p> <p>協同組織金融機関における出資増強時の監督に<u>当たって</u>は、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、協同組織金融機関における優先出資による資本増強時の監督に<u>当たって</u>も、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。</p> <p>IV-1-2-1 着眼点 (略)</p> <p>(1) 基本的な経営姿勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等に留まらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・<u>けん制</u>機能を実効性あるものとしているか。</p> <p>(2) 特に留意すべき事項 (略)</p> <p>① 「資本充実の原則」の遵守、及び金融機関の自己資本としての健全性(安定性・適格性)の確保(本監督指針Ⅱ-3-1-4-2(2)②イ.を準用する。)</p> <p>②、③ (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) <u>遵守状況</u>の事後的な点検体制の整備 出資増強の手続きの進行に応じて、<u>コンプライアンスの遵守状況</u>について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。</p> <p>IV-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>(1) 協同組織金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料（本監督指針Ⅱ-3-1-2-2（1）の（注2）を適宜参照）の添付を求めるとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>IV-1-3 システム障害発生時等における留意点</p> <p>多くの協同組織金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を地区毎に協同組織金融機関が共同で設立した事務センター（以下「共同センター」という。）に委託したり、内国為替及びCDオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を各業態の中央機関とその子会社であるシステムセンター（以下「業態センター」という。）に委託したりしている。このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、顧客に対して説明責任を負うことになる個別の協同組織金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった協同組織金融機関固有の弊害があると考えられる。</p>	<p>(3) <u>コンプライアンス状況</u>の事後的な点検体制の整備 出資増強の手続きの進行に応じて、<u>コンプライアンス状況</u>について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。</p> <p>IV-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>(1) 協同組織金融機関から法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料（本監督指針Ⅱ-3-1-4-2（1）の（注2）を適宜参照）の添付を求めるとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>IV-1-3 システム障害発生時等における留意点</p> <p>多くの協同組織金融機関においては、勘定系システムなど基幹システムの構築・運用等を地区毎に協同組織金融機関が共同で設立した事務センター（以下「共同センター」という。）に委託したり、内国為替及びCDオンライン提携に係る業界内のネットワークシステムや他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を各業態の中央機関とその子会社であるシステムセンター（以下「業態センター」という。）に委託したりしている。このため、ひとたび共同センターや業態センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は業態全体に及ぶ可能性もあるほか、システム障害により直接、顧客に対して説明責任を負うことになる個別の協同組織金融機関においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった協同組織金融機関固有の弊害があると考えられる。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>従って、協同組織金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、本監督指針のⅡ-3-3-3を準用することとするが、上記のような協同組織金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。</p> <p>Ⅳ-1-3-1 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点</p> <p>(1) 財務局における対応 協同組織金融機関において、共同センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関に対して、直ちに、本監督指針のⅡ-3-3-3(3)に沿った対応を求めるとともに、監督局協同組織金融室あてその旨の連絡を速やかに行うなど金融庁及び関係する財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必要に応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 金融庁における対応 協同組織金融機関において業態センターに起因するシステム障害が発生した旨の情報を入手した場合には、当該協同組織金融機関の中央機関及び当該業態センターに対して、直ちに、本監督指針のⅡ-3-3-3(3)に準じた対応を求めるとともに、中央機関や業態センターから得た情報等については、適宜、関係財務局に還元するなど、財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、業態センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該業態センターの各業態の中央機関に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。</p>	<p>従って、協同組織金融機関におけるシステム障害発生時等の対応については、原則としては、本監督指針のⅡ-3-4-1-3及びⅡ-3-6-3を準用することとするが、上記のような協同組織金融機関固有の事情を踏まえ、以下のような点にも留意することとする。</p> <p>Ⅳ-1-3-1 共同センター等に起因する障害発生時等における留意点</p> <p>(1) 財務局における対応 協同組織金融機関において、共同センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関及び当該共同センターに対して、また、業態センターに起因するシステム障害が発生した場合にあっては当該協同組織金融機関に対して、直ちに、本監督指針のⅡ-3-4-1-3(2)に沿った対応を求めるとともに、監督局協同組織金融室あてその旨の連絡を速やかに行うなど金融庁及び関係する財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、共同センターに対してヒアリング等を行う場合には、必要に応じ、当該共同センターの利用者組織の代表金融機関又は利用者により組織された団体等に対しても同席を求めるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 金融庁における対応 協同組織金融機関において業態センターに起因するシステム障害が発生した旨の情報を入手した場合には、当該協同組織金融機関の中央機関及び当該業態センターに対して、直ちに、本監督指針のⅡ-3-4-1-3(2)に準じた対応を求めるとともに、中央機関や業態センターから得た情報等については、適宜、関係財務局に還元するなど、財務局との連携・情報の共有等を密接に行うこととする。 なお、業態センターに対してヒアリング等を行う場合には、当該業態センターの各業態の中央機関に対しても同席等を求めるよう努めるものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-1-3-2 システム統合時における留意点</p> <p>共同センターや業態センターを利用している協同組織金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センターに統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、本監督指針のⅡ-3-3-3(2)に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。</p> <p>IV-1-4 主なオフサイトモニタリングの年間スケジュール</p> <p>協同組織金融機関の主なオフサイトモニタリングの年間スケジュールは、別紙1を目途に行うこととする。</p> <p>なお、協同組織金融機関に対するオフサイトモニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施することを原則とするが、各財務局においては、効率的・効果的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>IV-1-4-3 内部監査ヒアリング等</p> <p>内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、協同組織金融機関の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>IV-1-3-2 システム統合時における留意点</p> <p>共同センターや業態センターを利用している協同組織金融機関同士がシステム統合をする場合や自営のシステムを共同センターに統合させる場合のシステムリスクは、自営のシステム同士を統合させる場合のシステムリスクに比べて大きな差異があると考えられることから、システム統合時における監督上の対応については、本監督指針のⅡ-3-6-3に沿って機械的・画一的に運用するのではなく、実態に即して対応するよう留意することとする。</p> <p>IV-1-4 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p> <p>協同組織金融機関の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュールは、別紙1を目途に行うこととする。</p> <p>なお、協同組織金融機関に対するオフサイト・モニタリングの一環として、以下に掲げるヒアリングを定期的実施することを原則とするが、各財務局においては、効率的・効果的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>IV-1-4-3 内部監査ヒアリング等</p> <p>協同組織金融機関のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、協同組織金融機関の内部監査部門から、年1回(原則として4月頃を目途とするが、それ以外の時期に行うことを妨げない。)ヒアリングを実施することとする。その際、協同組織金融機関の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>また、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機関の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>また、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機関の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>
<p>IV-1-4-4 9月末における財務内容ヒアリング</p>	<p>IV-1-4-4 9月末における財務内容ヒアリング</p>
<p>協同組織金融機関は法令上中間決算が義務付けられていないが、<u>信用金庫・信用協同組合については必要に応じ、金融機関が自ら実施する半期情報開示の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。</u></p>	<p>協同組織金融機関は法令上中間決算が義務付けられていないが、<u>金融機関が自ら実施する半期情報開示の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容や財務上の課題を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組み等を促すこととする。</u></p>
<p>IV-1-5 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項</p>	<p>IV-1-5 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項</p>
<p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p><u>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</u></p>
<p>（中略）</p>	<p>（中略）</p>
<p>IV-1-5-3 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 （略）</p>	<p>IV-1-5-3 株式等の引受け等の決定に関する留意事項 （略）</p>
<p>（1）、（2） （略）</p>	<p>（1）、（2） （略）</p>
<p>（3）金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 （略）</p>	<p>（3）金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 （略）</p>
<p>① 経営強化計画が第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。）から評価を受けており、経営資源に照らして過度に</p>	<p>① 経営強化計画が第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。）から評価を受けており、経営資源に照らして過度に</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>実施困難でないと見込まれること。(金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること。(金融機能強化法第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件に限る。)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>実施困難でないと見込まれること。(金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること。(金融機能強化法第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件に限る。)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>
<p>IV-1-5-4 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p>	<p>IV-1-5-4 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第32条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. 経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>□. (略)</p> <p>②、③ (略)</p>	<p>経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>b. (略)</p> <p>□. (略)</p> <p>②、③ (略)</p>
<p>IV-1-6 準用一覧表</p>	<p>IV-1-6 準用一覧表</p>
<p>協同組織金融機関も預金取扱金融機関であり、経営の健全性について預金者からの信認が得られなければ安定的な経営は維持できず、また、会員・組合員に対する与信機能も十分に果たし得ない。</p> <p>従って、協同組織金融機関の監督に<u>当たっては</u>、多くの場面で、地域銀行に対する監督に準じた対応をすることとなるが、協同組織金融機関における監督指針の適用状況・準用状況等を整理すれば、別紙2のとおりとなる。</p>	<p>協同組織金融機関も預金取扱金融機関であり、経営の健全性について預金者からの信認が得られなければ安定的な経営は維持できず、また、会員・組合員に対する与信機能も十分に果たし得ない。</p> <p>従って、協同組織金融機関の監督に<u>当たっては</u>、多くの場面で、地域銀行に対する監督に準じた対応をすることとなるが、協同組織金融機関における監督指針の適用状況・準用状況等を整理すれば、別紙2のとおりとなる。</p>
<p>IV-2 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>	<p>IV-2 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p>
<p>信用金庫及び信用金庫連合会の監督に<u>あたって</u>、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>	<p>信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）の監督に<u>当たって</u>、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>
<p>IV-2-1 監督部局間における連携</p>	<p>IV-2-1 監督部局間における連携</p>
<p>IV-2-1-1 金融庁との連携</p>	<p>IV-2-1-1 金融庁との連携</p>
<p>(1) 信用金庫法施行規則第24条の規定により、信用金庫から財務局に対し</p>	<p>(1) 信用金庫法施行規則第24条の規定により、信用金庫から財務局に対し</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>信用金庫法施行令第10条の2第1項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、<u>施行令第10条の2第1項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第<u>26条第1項</u>に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-2-1-2 (略)</p> <p>IV-2-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>IV-2-2-1</p> <p>信用金庫の本店の所在地が財務事務所（小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長<u>あて</u>提出させるものとする。</p>	<p>信用金庫法施行令第10条の2第1項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、<u>同法施行令第10条の2第1項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第<u>26条</u>に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-2-1-2 (略)</p> <p>IV-2-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>IV-2-2-1</p> <p>信用金庫の本店の所在地が財務事務所（小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長<u>宛て</u>提出させるものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-2-2-2 財務事務所長の行政報告</p> <p>管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分を<u>とりまとめ</u>のうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>IV-2-3 信用金庫台帳</p> <p>財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式IV-2-3参照）を6月末日現在にて作成するものとする。</p> <p><u>なお、信用金庫台帳の写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。</u>また、記入事項に変更があった場合（<u>軽微なものを除く</u>）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>IV-2-4 信用金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、信用金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>IV-2-2-2 財務事務所長の行政報告</p> <p>管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分を<u>取りまとめ</u>のうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>IV-2-3 信用金庫台帳</p> <p>財務局管内の信用金庫について信用金庫台帳（様式・参考資料編 様式IV-2-3参照）を6月末日現在にて作成するものとし、<u>その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。</u>また、記入事項に変更があった場合（<u>軽微なものを除く。</u>）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p><u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>IV-2-4 信用金庫の事務所関係</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、信用金庫法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</p> <p>IV-2-5 財務報告における内部統制</p> <p><u>信用金庫においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</u></p> <p><u>なお、有価証券報告書の提出者である信用金庫等においては、代表者が上記確認を行った旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付することが求められている。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p><u>IV-2-5 監督指針の準用</u></p> <p><u>IV-2-5-1</u></p> <p>信用金庫及び信用金庫連合会に関して、本監督指針ⅠからⅢまで（<u>Ⅱ-3-1-2</u>、<u>Ⅱ-6</u>、<u>Ⅲ-1-1-2</u>、<u>Ⅲ-1-2</u>、<u>Ⅲ-1-4</u>、<u>Ⅲ-1-5</u>（1）、（2）及び（3）、<u>Ⅲ-2-12</u>を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p><u>IV-2-5-2</u> （略）</p>	<p><u>IV-2-6 信用金庫等に求められる開示の類型</u></p> <p>信用金庫等の法律上の開示義務は信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」））によって規定されている。</p> <p>信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、信用金庫法施行規則第20条の2、第20条の3で明確に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は信用金庫法第90条の3により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、信用金庫法第89条において準用する銀行法第21条第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>なお、優先出資証券を公開している信用金庫等については、投資家の判断を誤らせないように、法令等に基づき、適切な開示がなされる必要がある。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も投資家、預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p><u>IV-2-7 監督指針の準用</u></p> <p><u>IV-2-7-1</u></p> <p>信用金庫等に関して、本監督指針ⅠからⅢまで（<u>Ⅱ-3-1-4</u>、<u>Ⅱ-3-6-2</u>（15）、<u>Ⅲ-1-1-2</u>、<u>Ⅲ-1-2</u>、<u>Ⅲ-1-4</u>、<u>Ⅲ-1-5</u>（1）、（2）及び（3）、<u>Ⅲ-4-9-2</u>、<u>Ⅲ-4-9-3</u>、<u>Ⅲ-4-11</u>、<u>Ⅲ-4-12</u>、<u>Ⅲ-4-15</u>を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p><u>IV-2-7-2</u> （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>Ⅱ－２－１</u>において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号。)」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第41号)」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期(中間期を含む。)」とあるのは「毎期(9月末を含む。)」と読み替える。</p> <p>(2) <u>Ⅲ－２－４</u>において、「決算期末(中間期末を含む)までに」とあるのは「決算期末(9月末を含む)までに」と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ－２－６</u>において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第55号)」とあるのは「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示第62号)」と、「施行規則第35条第1項第22号」とあるのは「信用金庫法施行規則第14条第1項第25号」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ－２－１１</u>において、「銀行」とあるのは「信用金庫」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。</p> <p>(3) 信用金庫が信用金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可(予備審査を含む)申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>	<p>(1) <u>Ⅱ－２－１</u>において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期(中間期を含む。)」とあるのは「毎期(9月末を含む。)」と読み替える。</p> <p>(2) <u>Ⅲ－４－４</u>において、「決算期末(中間期末を含む。)」とあるのは「決算期末(9月末を含む。)」と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ－４－６</u>において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」と、「施行規則第35条第1項第22号」とあるのは「信用金庫法施行規則第14条第1項第25号」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ－４－１０</u>において以下の規定を加えるものとする。</p> <p>(3) 信用金庫が信用金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可(予備審査を含む)申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>
<p>Ⅳ－３ 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)の監督にあたって、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行</p>	<p>Ⅳ－３ 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)の監督に<u>当た</u>って、財務局の事務処理手続については、以下の要領により行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p>IV-3-1 監督部局間における連携</p> <p>IV-3-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条又は中小企業等協同組合法第105条の4第1項に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-3-1-2 財務局間における連携 (略)</p> <p>IV-3-1-3 認可事項の審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、信用協同組合等から中小企業等協同組合法第27条の2第1項、第51条第2項、第57条の3第3項又は第63条第3項に規定する認可の申請があったときは、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。</p> <p>(1) 設立</p> <p>① 中小企業等協同組合法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、成立後3事業年度を経過するまでの間に当該申請をした信用協同組合等の1事業年度の当期利益が見込まれること。</p>	<p>うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p> <p>IV-3-1 監督部局間における連携</p> <p>IV-3-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）第6条第1項において準用する銀行法第24条又は中小企業等協同組合法（以下「中企法」という。）第105条の4第1項に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令は除く。）を発出したとき及び協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条に規定する命令を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-3-1-2 財務局間における連携 (略)</p> <p>IV-3-1-3 認可事項の審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、信用協同組合等から中企法第27条の2第1項、第51条第2項、第57条の3第3項又は第63条第3項に規定する認可の申請があったときは、次に掲げる事項に留意して審査するものとする。</p> <p>(1) 設立</p> <p>① 中企法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、成立後3事業年度を経過するまでの間に当該申請をした信用協同組合等の1事業年度の当期純利益が見込まれるか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② <u>中小企業等協同組合法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、当該申請をした信用協同組合等の自己資本の充実の状況が成立後3事業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれること。</u></p> <p>(2) 地区の拡張に関する定款の変更 現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる<u>こと。</u></p> <p>(3) 地区の縮小に関する定款の変更 縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがない<u>こと。</u></p> <p>(4) 事業の譲渡 ① 事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う信用協同組合等の地区における預金者等の利益の保護に照らし、適切なものである<u>こと。</u> ② 事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる<u>こと。</u></p> <p>(5) 営業の一部又は事業の譲受け ① 営業の一部又は事業の譲受けが、当該営業又は事業の譲渡を行う金融機関の営業地域における預金者等の利便に照らし、適当なものである<u>こと。</u> ② 営業の一部又は事業を譲り受ける信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものである<u>こと。</u></p>	<p>② <u>中企法第27条の2第5項第4号に規定する事業計画において、当該申請をした信用協同組合等の自己資本の充実の状況が成立後3事業年度を経過するまでの間に適当となることが見込まれるか。</u></p> <p>(2) 地区の拡張に関する定款の変更 現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる<u>か。</u></p> <p>(3) 地区の縮小に関する定款の変更 縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがない<u>か。</u></p> <p>(4) 事業の譲渡 ① 事業の譲渡が、当該事業の譲渡を行う信用協同組合等の地区における預金者等の利益の保護に照らし、適切なものである<u>か。</u> ② 事業を譲り受ける金融機関が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる<u>か。</u></p> <p>(5) 営業の一部又は事業の譲受け ① 営業の一部又は事業の譲受けが、当該営業又は事業の譲渡を行う金融機関の営業地域における預金者等の利便に照らし、適当なものである<u>か。</u> ② 営業の一部又は事業を譲り受ける信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものである<u>か。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(6) 合併</p> <p>① 合併が、当該合併を行う信用協同組合等の預金者等の利益の保護に照らし、適切なものであること。</p> <p>② 合併後存続し又は合併により設立される信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであること。</p> <p>IV-3-1-4 予備審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、下記(1)～(3)について留意するものとする。</p> <p>(1) 信用協同組合等の発起人は、<u>中小企業等協同組合法</u>第27条第1項の規定による創立総会の公告の前に、同法施行規則第1条の6第1項及び第2項に定めるところに準じた書類を財務局長に提出して同法第27条の2第1項の認可の予備審査を求めることができる。</p> <p>(2) 信用協同組合等は、<u>中小企業等協同組合法</u>の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に財務局長に提出すべき書類に準じた書類を財務局長に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>(3) 信用協同組合等又はその発起人は、<u>中小企業等協同組合法</u>の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、上記(1)又は(2)による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。</p> <p>IV-3-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点</p> <p><u>協同組合による金融事業に関する法律</u>施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。</p>	<p>(6) 合併</p> <p>① 合併が、当該合併を行う信用協同組合等の預金者等の利益の保護に照らし、適切なものであるか。</p> <p>② 合併後存続し又は合併により設立される信用協同組合等の経営の健全性が確保できるものであるか。</p> <p>IV-3-1-4 予備審査に際しての留意点</p> <p>財務局長は、下記(1)から(3)について留意するものとする。</p> <p>(1) 信用協同組合等の発起人は、<u>中企法</u>第27条第1項の規定による創立総会の公告の前に、同法施行規則第1条の6第1項及び第2項に定めるところに準じた書類を財務局長に提出して同法第27条の2第1項の認可の予備審査を求めることができる。</p> <p>(2) 信用協同組合等は、<u>中企法</u>の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に財務局長に提出すべき書類に準じた書類を財務局長に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>(3) 信用協同組合等又はその発起人は、<u>中企法</u>の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、上記(1)又は(2)による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。</p> <p>IV-3-1-5 業務報告書の受理に際しての留意点</p> <p><u>協金法</u>施行規則第12条に規定する業務報告書の提出延期の承認は、財務局において行うものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-3-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>IV-3-2-1</p> <p>信用協同組合の本店の所在地が財務事務所（小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。</p> <p>IV-3-2-2 財務事務所長の行政報告</p> <p>管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分をとりまとめのうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>IV-3-3 信用協同組合台帳</p> <p>財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（様式・参考資料編様式IV-3-3参照）を6月末現在にて作成するものとする。</p> <p>なお、信用協同組合台帳の写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p>IV-3-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点</p> <p>信用協同組合に関して、信用リスク改善措置によるヒアリング等を行うにあたり、<u>中小企業等協同組合法</u>第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外</p>	<p>IV-3-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p>IV-3-2-1</p> <p>信用協同組合の本店の所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により、当該財務事務所長に内部委任することができるものとする。</p> <p>なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。</p> <p>IV-3-2-2 財務事務所長の行政報告</p> <p>管轄財務事務所長が内部委任事項の処理を行ったときは、原則として毎月分を<u>取りまとめ</u>のうえ、翌月 10 日までに財務局長に報告させるものとする。</p> <p>IV-3-3 信用協同組合台帳</p> <p>財務局管内の信用協同組合について信用協同組合台帳（様式・参考資料編様式IV-3-3参照）を6月末現在にて作成するものとし、<u>その写1部を7月末までに監督局長に提出するものとする。</u>また、記入事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</p> <p><u>なお、各財務局の創意工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p> <p>IV-3-4 信用リスク改善措置の運用に際しての留意点</p> <p>信用協同組合に関して、信用リスク改善措置によるヒアリング等を行うにあたり、<u>中企法</u>第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者を組合</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>の事業者を組合員に含む信用組合がある場合には、同措置の枠組みとは別に、以下の点についても十分にヒアリングするものとする。</p> <p>(1) 中小企業等協同組合法第7条第3項に掲げる公正取引委員会への届出状況など法令等遵守面</p> <p>(2) 中小企業等協同組合法第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者たる組合員との取引開始の経緯、与信審査の状況、債権管理の状況など信用リスク管理面</p> <p>IV-3-5 信用協同組合等の事務所</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、<u>中小企業等協同組合法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>員に含む信用協同組合がある場合には、同措置の枠組みとは別に、以下の点についても十分にヒアリングするものとする。</p> <p>(1) <u>中企法</u>第7条第3項に掲げる公正取引委員会への届出状況など法令等遵守面</p> <p>(2) <u>中企法</u>第7条第1項第1号イ又はロに掲げる者以外の事業者たる組合員との取引開始の経緯、与信審査の状況、債権管理の状況など信用リスク管理面</p> <p>IV-3-5 信用協同組合等の事務所</p> <p>臨時又は巡回型の施設及び無人の設備については、<u>中企法上の従たる事務所には含まれず、したがって、定款への記載、従たる事務所としての登記を要しないものであることに留意する必要がある。</u></p> <p>IV-3-6 <u>財務報告における内部統制</u></p> <p><u>信用協同組合等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</u></p> <p>IV-3-7 <u>信用協同組合等に求められる開示の類型</u></p> <p><u>信用協同組合等の法律上の開示義務は協金法第6条において準用する銀行法第21条（「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）によって規定されている。</u></p> <p><u>協金法第6条において準用する銀行法第21条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、協金法施行規則第12条の2、第12条の3で明確</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>IV-3-6 監督指針の準用</p> <p>IV-3-6-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I から III まで（<u>II-3-1-2、II-3-2-2（4）、II-6、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-2-6-1（3）、III-2-6-3（1）及び（2）、III-2-7-3、III-2-12</u>を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 及び II-5 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない）。</p> <p>IV-3-6-2 （略）</p> <p>（1）II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第39号）」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第42号）」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期</p>	<p>に定められている（なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は協金法第10条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、協金法第6条において準用する銀行法第21条第4項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>また、財務内容や広告等の任意の開示も預金者等にとって重要な判断材料となる。</p> <p>IV-3-8 監督指針の準用</p> <p>IV-3-8-1</p> <p>信用協同組合等に関して、本監督指針 I から III まで（<u>II-3-1-4、II-3-6-2（15）、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5（1）、（2）及び（3）、III-4-6-3（1）、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12、III-4-15</u>を除く。）及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p>なお、定款において組合員資格を特定の職域や業域に限定している信用協同組合に関しては、本監督指針の II-4 及び II-5 については準用しない（ただし、当該信用協同組合の自主的な取組みを妨げるものではない）。</p> <p>IV-3-8-2 （略）</p> <p>（1）II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期（中間期を含む。）」とあるのは「毎期（9月末を含む。）」と読み替える。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(中間期を含む。)」とあるのは「毎期(9月末を含む。)」と読み替える。</p> <p>(2) <u>Ⅲ-2-4</u>において、「決算期末(中間期末を含む)までに」とあるのは「<u>決算期末(9月末を含む)までに</u>」と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ-2-6</u>において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年3月大蔵省告示55号)」とあるのは「<u>協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成9年7月大蔵省告示192号)</u>」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ-2-11</u>において、「銀行」とあるのは「<u>信用協同組合</u>」と読み替え、更に以下の規定を加えるものとする。</p> <p>(3) 信用協同組合が信用協同組合連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可(予備審査を含む)申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>	<p>(2) <u>Ⅲ-4-4</u>において、「決算期末(中間期末を含む。)」とあるのは「<u>決算期末(9月末を含む。)</u>」と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ-4-6</u>において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「<u>協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件</u>」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ-4-10</u>において、以下の規定を加えるものとする。</p> <p>(3) 信用協同組合が信用協同組合連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可(予備審査を含む。)申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>
<p>IV-4 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>	<p>IV-4 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p>
<p><u>労働金庫(労働金庫連合会を含む。以下同じ。)</u>の監督にあたって、財務局及び都道府県の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>	<p><u>労働金庫及び労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)</u>の監督にあたって、財務局の事務処理手続については以下の要領により行うこととし、円滑な事務処理に努めるものとする。</p>
<p>IV-4-1 監督部局間における連携</p>	<p>IV-4-1 監督部局間における連携</p>
<p>IV-4-1-1 金融庁と財務局間における連携</p>	<p>IV-4-1-1 金融庁と財務局間における連携</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令（以下「施行令」という。）第 12 条の規定等によることとされているが、これら書類の副本を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令を除く。）を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。 ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-4-1-2 財務局と都道府県間における連携</p> <p>(1) <u>経路官庁については、施行令第 12 条の規定により一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫が内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に法令の規定により提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類は、当該労働金庫の地区を管轄する都道府県知事を経由するものとされているが、この場合において都道府県知事は、労働金庫から正本のほか写 4 部（所轄財務事務所のない場合は 3 部）を提出せしめ、事情を調査の上、正本は厚生労働省に、また副本の 3 部（所轄財務事務所のない場合は 2 部）は所轄財務事務所（所轄財務事務所のない場合は、所轄財務局。以下同じ。）に送付し又その 1 部は自ら保存するものとする。</u></p>	<p>(1) 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令第 12 条の規定等によることとされているが、これら書類を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) 労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 24 条に基づき報告徴求命令（検査終了後のフォローアップに係る報告徴求命令を除く。）を発出したときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。 ただし、金融庁の指示により報告徴求した場合には、この限りでない。</p> <p>IV-4-1-2 財務局と都道府県間における連携</p> <p><u>(削除)</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) 都道府県知事がその権限を行使するに当たっては所轄財務局又は財務事務所と緊密な連絡等により、共管の実をあげられるよう配慮するものとする。</p>	<p>都道府県知事がその権限を行使するに当たっては、<u>所轄財務局又は財務事務所は、緊密な連絡等により、共管の実をあげられるよう配慮するものとする。</u></p>
<p>(3) 都道府県知事が、法令に基づき委任された権限を行使した場合は、その結果を毎月とりまとめのうえ、翌月10日までに、上記(1)に準じて金融庁長官及び厚生労働大臣に報告するものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>IV-4-2 労働金庫台帳</p> <p>財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳(様式・参考資料編 様式IV-4-2参照)を6月末日現在にて作成するものとする。 <u>なお、労働金庫台帳の写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</u></p>	<p>IV-4-2 労働金庫台帳</p> <p>財務局管内の労働金庫について労働金庫台帳(様式・参考資料編 様式IV-4-2参照)を6月末日現在にて作成するものとし、<u>その写1部を7月末日までに監督局長に提出するものとする。また、記入事項に変更があった場合(軽微なものを除く)にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。</u> <u>なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。</u></p>
<p>IV-4-3 (略)</p>	<p>IV-4-3 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>IV-4-4 財務報告における内部統制</p> <p><u>労働金庫等においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>IV-4-5 労働金庫等に求められる開示の類型</p> <p><u>労働金庫等の法律上の開示義務は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条(「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」)(「ディスクロ</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>IV-4-4 監督指針の準用</u></p> <p><u>IV-4-4-1</u></p> <p>労働金庫に関して、本監督指針 I から III まで (<u>II-3-1-2、II-3-2-2 (4)、II-4、II-5、II-6、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-2-6-1 (3)、III-2-6-3 (1) 及び (2)、III-2-7-3、III-2-12、III-2-6-4 (7)、III-2-7-6</u>を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p><u>IV-4-4-2</u></p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えるものとする。</p> <p>(1) II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定</p>	<p><u>一ジャー誌))</u>によって規定されている。</p> <p><u>労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条に基づいて作成される説明書類の開示項目については、労働金庫法施行規則第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 で明確に定められている (なお、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は労働金庫法第 100 条の 3 により罰せられる。)</u>。さらに、罰則の適用はないが、労働金庫法第 94 条において準用する銀行法第 21 条第 4 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p><u>また、財務内容や広告等の任意の開示も、預金者等にとって重要な判断材料となる。</u></p> <p><u>IV-4-6 監督指針の準用</u></p> <p><u>IV-4-6-1</u></p> <p>労働金庫に関して、本監督指針 I から III まで (<u>II-3-1-4、II-3-6-2 (15)、II-4、II-5、III-1-1-2、III-1-2、III-1-4、III-1-5 (1)、(2) 及び (3)、III-4-6-3 (1)、III-4-9-2、III-4-9-3、III-4-11、III-4-12</u>並びに<u>III-4-15</u>を除く。) 及び様式・参考資料編を準用する。</p> <p><u>IV-4-6-2</u></p> <p>この場合において、次に掲げる読み替え等を行うほか、「銀行」とあるのは「労働金庫」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、その他必要に応じ、適宜、技術的に読み替えるものとする。</p> <p>(1) II-2-1において、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>める命令（平成12年総理府令・大蔵省令第39号）」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府令・大蔵省令・労働省令第8号）」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期（中間期を含む。）」とあるのは「毎期（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(2) <u>Ⅲ-2-4</u>において、「決算期末（中間期末を含む）までに」とあるのは「<u>決算期末（9月末を含む）までに</u>」と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ-2-6</u>において、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年3月大蔵省告示55号）」とあるのは「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成9年7月大蔵省・労働省告示第1号）」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ-2-11</u>において、「銀行」とあるのは「労働金庫」と読み替え、<u>更に以下の規定を加えるものとする。</u></p> <p>(3) 労働金庫が労働金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む）申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>	<p>める命令」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」と、「決算状況表」とあるのは「決算速報」と、「毎期（中間期を含む。）」とあるのは「毎期（9月末を含む。）」と読み替える。</p> <p>(2) <u>Ⅲ-4-4</u>において、「決算期末（中間期末を含む。）」とあるのは「<u>決算期末（9月末を含む。）」</u>と読み替える。</p> <p>(3) <u>Ⅲ-4-6</u>において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」と読み替える。</p> <p>(4) <u>Ⅲ-4-10</u>において、以下の規定を加えるものとする。</p> <p>(3) 労働金庫が労働金庫連合会に対し、組織再編成法における信託受益権に係る経営基盤強化計画を提出した場合には、当該計画内容をヒアリングの上、合併等の認可（予備審査を含む。）申請内容との整合性が図られているかを審査する。</p>
<p>V 信用保証協会関係</p> <p>信用保証協会の監督に当たっての財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第2項に規定する協会の区域とする協会について</p>	<p>V 信用保証協会関係</p> <p>信用保証協会の監督に当たっての財務局長及び都道府県知事（市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第2項に規定する協会の区域とする協会については市町村長。以下同じ。）の事務処理手続については以下のと</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>は市町村長。以下同じ。)の事務処理手続については以下のとおりとする。 なお、主務大臣に提出する書類が都道府県知事を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融庁監督局長及び中小企業庁長官へ進達(特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。)するものとする。</p> <p>V-1 認可等に関する事項</p> <p>V-1-1 (略)</p> <p>V-1-1-1 設立認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 設立の手続、定款及び業務方法書の内容が法令に<u>違反していないか</u></p> <p>(2) 定款又は業務方法書のうち、重要な事項につき虚偽の記載がないか、又はその記載が<u>欠けていないか</u></p> <p>(3) 資産の総額が政令で定める金額を<u>超えているか</u></p> <p>(4) 協会の設立が中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるか、また、特に中小企業者等のために保証業務を行うという性格が明らかであるとともに、中小企業者等についても特定業種に限定されているようなことは<u>ないか</u></p> <p>(5) その区域内の既設信用保証協会の業務の拡大を図ることにより新設に替えることは<u>できないか</u></p> <p>(6) 発起人及び予定役員は以下の事項に関する状況からみて適任か<u>どうか</u></p>	<p>おりとする。 なお、主務大臣に提出する書類が都道府県知事を経由して地方支分部局長に提出された場合には、地方支分部局長は、金融庁監督局長及び中小企業庁長官へ進達(特別保証制度の創設及び変更報告、保証料率の変更報告を除く。)するものとする。</p> <p>V-1 認可等に関する事項</p> <p>V-1-1 (略)</p> <p>V-1-1-1 設立認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 設立の手続、定款及び業務方法書の内容が法令に<u>違反していないか。</u></p> <p>(2) 定款又は業務方法書のうち、重要な事項につき虚偽の記載がないか、又はその記載が<u>欠けていないか。</u></p> <p>(3) 資産の総額が政令で定める金額を<u>超えているか。</u></p> <p>(4) 協会の設立が中小企業者等に対する金融の円滑化に資すると認められるか、また、特に中小企業者等のために保証業務を行うという性格が明らかであるとともに、中小企業者等についても特定業種に限定されているようなことは<u>ないか。</u></p> <p>(5) その区域内の既設信用保証協会の業務の拡大を図ることにより新設に替えることは<u>できないか。</u></p> <p>(6) 発起人及び予定役員は以下の事項に関する状況からみて適任か<u>どうか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>①～④ (略)</p> <p>(7) 事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものと認められるか(事業計画においては、単に形式的計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内の金融その他の経済事情、中小企業者等の動向、その他諸般の事情を総合的に勘案して、その計画の実行に<u>確実性があるか</u>)</p> <p>V-1-1-2 解散認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 解散手続が法令又は定款に違反して<u>いないか</u></p> <p>(2) 当該協会の解散が業務及び財産の状況に照らし事情やむを得ない<u>ものか</u></p> <p>(3) 当該協会の解散が業務区域内における中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことが<u>ないか</u></p> <p>(4) 当該協会の解散に伴う債権債務の処理方法が適切な<u>ものであるか</u></p> <p>V-1-1-3 合併認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 合併の手続が法令又は定款に違反して<u>いないか</u></p> <p>(2) 合併に関する仮契約書等の内容が適切な<u>ものであるか</u></p> <p>(3) 合併が経営の合理化又は中小企業者等に対する金融の円滑化に資する</p>	<p>①～④ (略)</p> <p>(7) 事業の方法及び計画が、資産及び経営の健全性を確保し、中小企業者等に対する金融の円滑化に資するものと認められるか(事業計画においては、単に形式的計数的な面のみにとらわれることなく、その基盤となる区域内の金融その他の経済事情、中小企業者等の動向、その他諸般の事情を総合的に勘案して、その計画の実行に<u>確実性があるか</u>)。</p> <p>V-1-1-2 解散認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 解散手続が法令又は定款に違反して<u>いないか</u>。</p> <p>(2) 当該協会の解散が業務及び財産の状況に照らし事情やむを得ない<u>ものか</u>。</p> <p>(3) 当該協会の解散が業務区域内における中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことが<u>ないか</u>。</p> <p>(4) 当該協会の解散に伴う債権債務の処理方法が適切な<u>ものであるか</u>。</p> <p>V-1-1-3 合併認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 合併の手続が法令又は定款に違反して<u>いないか</u>。</p> <p>(2) 合併に関する仮契約書等の内容が適切な<u>ものであるか</u>。</p> <p>(3) 合併が経営の合理化又は中小企業者等に対する金融の円滑化に資する</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ものであるか</p> <p>(4) 合併後存続し又は合併により設立される協会の区域、事務所、役員構成及び合併後の事業計画等が適切なものであるか</p> <p>(5) 欠損又は不良資産がある場合は、その処理方法が適切なものであるか</p> <p>V-1-1-4 定款変更認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 保証債務の最高限度に関する定款変更の場合</p> <p>① 最近の保証動向等に照らし最高限度の引上げが真に必要なものであるか</p> <p>② 経営内容等よりみて最高限度の引上げの余力があるか</p> <p>③ 基本財産の造成が十分に行われる等経営基盤の確保が図られる見通しはあるか</p> <p>④ 最高限度の引上げにより当該協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持できるか(当分の間、原則として60倍を最高限度とする。ただし、中小企業金融安定化特別保証制度に係る保証債務については、一般の保証債務の枠外とし、金融安定化特別基金の100倍(制度実施後2年間はこの限りではない。)を保証債務額の最高限度とする。なお、当該保証制度の保証債務額の最高限度の算出に当たっては、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上における毎事業年度末の責任準備金及び求償権償却準備金の繰入額を金融安定化特別基金に含めて計算することができるものとする。)</p> <p>(2) 従たる事務所の設置又は廃止に関する定款変更の場合</p> <p>① 従たる事務所の設置の場合</p> <p>イ. 設置地はその地方の経済、金融及び中小企業等の状況に照らし適</p>	<p>ものであるか。</p> <p>(4) 合併後存続し又は合併により設立される協会の区域、事務所、役員構成及び合併後の事業計画等が適切なものであるか。</p> <p>(5) 欠損又は不良資産がある場合は、その処理方法が適切なものであるか。</p> <p>V-1-1-4 定款変更認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 保証債務の最高限度に関する定款変更の場合</p> <p>① 最近の保証動向等に照らし最高限度の引上げが真に必要なものであるか。</p> <p>② 経営内容等よりみて最高限度の引上げの余力があるか。</p> <p>③ 基本財産の造成が十分に行われる等経営基盤の確保が図られる見通しはあるか。</p> <p>④ 最高限度の引上げにより当該協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持できるか(当分の間、原則として60倍を最高限度とする。ただし、中小企業金融安定化特別保証制度に係る保証債務については、一般の保証債務の枠外とし、金融安定化特別基金の100倍(制度実施後2年間はこの限りではない。)を保証債務額の最高限度とする。なお、当該保証制度の保証債務額の最高限度の算出に当たっては、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上における毎事業年度末の責任準備金及び求償権償却準備金の繰入額を金融安定化特別基金に含めて計算することができるものとする。)</p> <p>(2) 従たる事務所の設置又は廃止に関する定款変更の場合</p> <p>① 従たる事務所の設置の場合</p> <p>イ. 設置地はその地方の経済、金融及び中小企業等の状況に照らし適</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>切なものであるか、また、設置地方における設置の要望の程度は<u>どうか</u></p> <p>ロ. 当該協会の経理状況（経理の適正性、最近の収支及び資金繰り）から、事務所設置の余力は<u>あるか</u></p> <p>ハ. 最近の実地検査の結果等から当該協会に保証能力が<u>十分あるか</u></p> <p>ニ. 当該事務所と当該協会の主たる事務所との連絡体制等事務運営に支障は<u>ないか</u></p> <p>ホ. 既存事務所の統廃合の必要は<u>ないか</u></p> <p>ヘ. 事務所設置に要する費用は<u>適正なものか</u></p> <p>② 従たる事務所の廃止の場合</p> <p>イ. 廃止事務所の取引者の便益に支障を及ぼすことは<u>ないか</u></p> <p>ロ. 事務所の廃止が当該協会の経営に支障を及ぼすことは<u>ないか</u></p> <p>(3) その他の定款変更の場合</p> <p>① 当該協会の業務全般を勘案し、その定款変更が真に必要な<u>ものか</u></p> <p>② 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことは<u>ないか</u></p>	<p>切なものであるか、また、設置地方における設置の要望の程度は<u>どうか。</u></p> <p>ロ. 当該協会の経理状況（経理の適正性、最近の収支及び資金繰り）から、事務所設置の余力は<u>あるか。</u></p> <p>ハ. 最近の実地検査の結果等から当該協会に保証能力が<u>十分あるか。</u></p> <p>ニ. 当該事務所と当該協会の主たる事務所との連絡体制等事務運営に支障は<u>ないか。</u></p> <p>ホ. 既存事務所の統廃合の必要は<u>ないか。</u></p> <p>ヘ. 事務所設置に要する費用は<u>適正なものか。</u></p> <p>② 従たる事務所の廃止の場合</p> <p>イ. 廃止事務所の取引者の便益に支障を及ぼすことは<u>ないか。</u></p> <p>ロ. 事務所の廃止が当該協会の経営に支障を及ぼすことは<u>ないか。</u></p> <p>(3) その他の定款変更の場合</p> <p>① 当該協会の業務全般を勘案し、その定款変更が真に必要な<u>ものか。</u></p> <p>② 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことは<u>ないか。</u></p>
<p>V-1-1-5 業務方法書変更認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要な<u>ものか</u></p> <p>(2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことは<u>ないか</u></p> <p>(3) 1 中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、資産の健全性が確保されるとともに、保証の均衡を阻害する<u>恐れはないか</u></p>	<p>V-1-1-5 業務方法書変更認可申請の審査事項 (略)</p> <p>(1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要な<u>ものか。</u></p> <p>(2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことは<u>ないか。</u></p> <p>(3) 1 中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、資産の健全性が確保されるとともに、保証の均衡を阻害する<u>おそれはない</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-1-1-6 有価証券の取得承認申請の審査事項等</p> <p><u>信用保証協会法第22条に基づく告示（昭和28年大蔵省・通商産業省告示第8号）第6号による有価証券の取得承認については、次のとおり取扱うものとする。</u>なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから4営業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① 情実、投機の目的をもった取得ではないか</p> <p>② 金融機関への預託による保証債務の増大を阻害するものではないか</p> <p>③ 資産の安全性、流動性、収益性を低下させる恐れはないか</p> <p>④ 支払準備資産の充実に資するものであるか</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-2-1 信用保証協会台帳</p> <p>所轄都道府県知事は、信用保証協会台帳（様式・参考資料編 様式V-2-2-1）を毎年6月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、<u>その写し</u>を7月末日までに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。</p>	<p>か。</p> <p>V-1-1-6 有価証券の取得承認申請の審査事項等</p> <p><u>「信用保証協会がその余裕金の運用として取得することが認められる有価証券」</u>（信用保証協会法第22条に基づく告示）第6号による有価証券の取得承認については、次のとおり<u>取り扱うものとする。</u>なお、承認対象となる有価証券は、当分の間、地方銀行又は第二地方銀行協会加盟行の発行する株式であって、現に年10%以上の配当が行われており、かつ、10%以上の配当が実施されてから4営業年度以上の期間を経過しているもの、店頭取引の実績があり、売買が比較的容易で株価に著しい変動がないものに限ることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① 情実、投機の目的をもった取得ではないか。</p> <p>② 金融機関への預託による保証債務の増大を阻害するものではないか。</p> <p>③ 資産の安全性、流動性、収益性を低下させる<u>おそれはないか。</u></p> <p>④ 支払準備資産の充実に資するものであるか。</p> <p>(中略)</p> <p>V-2-2-1 信用保証協会台帳</p> <p>所轄都道府県知事は、信用保証協会台帳（様式・参考資料編 様式V-2-2-1）を毎年6月末日現在で作成し、事業の状況を十分把握するとともに、<u>その写</u>を7月末日までに金融庁監督局長及び中小企業庁長官に提出するものとする。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-2-2-2 行政報告</p> <p>地方支分部局長は、<u>施行令第4条第2項に基づく報告があった場合</u>（同条第1項第2号に係る報告を除く。）には、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に報告するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>V-2-4-1 関連会社の業務の範囲</p> <p>信用保証協会が設立することができる<u>関連会社の業務の範囲</u>は、以下のものとする。</p> <p>（1）、（2） （略）</p> <p>V-2-4-2 関連会社の適正化措置</p> <p>関連会社の範囲を越える業務を行っている関連会社については、<u>次のように適正化を図るよう指導するものとする。</u></p> <p>（1）当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は<u>行わない</u></p> <p>（2）当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとする</p> <p>（3）当該会社等に対し原則として役職員を<u>出向させない</u>（適正化措置を完了した会社等に対して、研修を目的とした出向の場合を除く。）</p>	<p>V-2-2-2 行政報告</p> <p>地方支分部局長は、<u>信用保証協会法施行令第4条第2項に基づく報告</u>（同条第1項第2号に係る報告を除く。）<u>があった場合には</u>、遅滞なく金融庁監督局長及び中小企業庁長官に報告するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>V-2-4-1 関連会社の業務の範囲</p> <p>信用保証協会が設立することができる<u>関連会社の業務は、以下の範囲内となっているか。</u></p> <p>（1）、（2） （略）</p> <p>V-2-4-2 関連会社の適正化措置</p> <p>関連会社の範囲を越える業務を行っている関連会社については、<u>次に掲げる点に留意のうえ、適正化を図るよう指導するものとする。</u></p> <p>（1）当該会社等への当該信用保証協会の役職員等による出資は<u>行われていないか。</u></p> <p>（2）当該会社等の商号を信用保証協会との関連を連想させないものとして<u>いるか。</u></p> <p>（3）当該会社等に対し原則として役職員を<u>出向させていないか</u>（適正化措置を完了した会社等に対して、研修を目的とした出向の場合を除く。）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置<u>しない</u></p> <p>V-2-4-3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(1) 関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を<u>行っていないか</u></p> <p>(2) 関連会社を利用して、会社株式等を<u>取得していないか</u></p> <p>(3) 信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額とな<u>っているか</u> <u>但し、特別法によりその資本金額が定められている場合は、この限りではない</u></p> <p>(4) 親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として<u>取扱う</u>。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として<u>取扱う</u>。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。)</p> <p>(5) 人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）」の趣旨に<u>沿っているか</u></p> <p>V-2-5 (略)</p>	<p>(4) 当該会社等の営業所を信用保証協会の建物内に設置<u>していないか。</u></p> <p>V-2-4-3 関連会社に関する留意事項</p> <p>(1) 関連会社の範囲を逸脱する業務（一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等）を<u>行っていないか。</u></p> <p>(2) 関連会社を利用して、会社株式等を<u>取得していないか。</u></p> <p>(3) 信用保証協会の資産流出を防止する観点から、関連会社は信用保証協会が全額出資し、当該関連会社の資本の額は、商法で定める最低資本の額とな<u>っているか。</u> <u>ただし、特別法によりその資本金額が定められている場合は、この限りではない。</u></p> <p>(4) 親協会からの収入依存度については、原則として収入は、親協会からのものとなっているか（親協会を同じくする他の全額出資関連会社からの収入は親協会からの収入として<u>取り扱う</u>。また、保証協会業務に関連したコンピュータ関連業務に係る収入についても、親協会以外の信用保証協会及びその関連会社からの収入を親協会からの収入として<u>取り扱う</u>。なお、地方公共団体に対するコンピュータ関連業務に係る収入についても、他信用保証協会からの収入として扱う。)</p> <p>(5) 人材派遣会社における労働者派遣業務については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の趣旨に<u>沿っているか。</u></p> <p>V-2-5 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>V-2-5-1 報告を求める協会の選定</p> <p>都道府県知事は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに所轄財務局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官<u>あて</u>進達するものとする。</p> <p>なお、協議又は進達時点において、既に当該協会において適切な改善計画を策定し、実施している場合は、<u>主務省</u>と協議のうえ、本規定による報告徴求をしないことができるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じる<u>恐れ</u>がある場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを詮議し、選定した場合は速やかに信用保証協会法第35条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求めるものとする。</p> <p>V-2-5-2 報告徴求に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告期限は特段の事情がない限り原則60日以内とする。なお、報告期限を経過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（<u>法</u>第40条、30万円以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものとする。</p>	<p>V-2-5-1 報告を求める協会の選定</p> <p>都道府県知事は、管下信用保証協会が次に掲げる事項に該当した場合、速やかに所轄財務局長との間で協議することとし、当該協議を踏まえた意見を記載した書面を添付して、金融庁監督局長及び中小企業庁長官<u>宛</u>進達するものとする。</p> <p>なお、協議又は進達時点において、既に当該協会において適切な改善計画を策定し、実施している場合は、<u>主務官庁</u>と協議のうえ、本規定による報告徴求をしないことができるものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 検査結果等を踏まえ、財務内容が著しく悪化し適正な代位弁済の実行に支障が生じている又は生じる<u>おそれ</u>がある場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>金融庁監督局長及び中小企業庁長官は、当該協会が経営改善を要するかを詮議し、選定した場合は速やかに信用保証協会法第35条に基づき経営改善計画書の策定に関する報告を求める<u>手続を進める</u>ものとする。</p> <p>V-2-5-2 報告徴求に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告期限は特段の事情がない限り原則60日以内とする。なお、報告期限を経過しても提出がなされなかった場合、罰則規定（<u>信用保証協会法</u>第40条、30万円以下の罰金）に該当するので、その旨周知させるものと</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>V-3 一般監督に関する事項</p> <p>V-3-1 法令解釈等の照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回答にあたって判断がつかないもの等については、<u>Ⅲ-1-8-2(2)</u>に沿って処理するものとする。</p> <p>(3) 照会事例集については、金融庁及び中小企業庁の間で必要に応じ回覧するものとする。</p> <p>V-3-2 信用保証協会に関する苦情等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用保証協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについては、その内容を<u>Ⅲ-1-7-1(2)</u>に沿って処理するものとする。</p> <p>(3) 各財務局及び都道府県(市町村を含む。以下同じ。)においては、1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在で<u>とりまとめ</u>、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする。</p> <p>V-3-3 決算経理 (略)</p>	<p>する。</p> <p>(中略)</p> <p>V-3 一般監督に関する事項</p> <p>V-3-1 法令解釈等の照会</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回答に<u>当たって</u>判断がつかないもの等については、<u>Ⅲ-3-2(2)</u>に沿って処理するものとする。</p> <p>(3) 照会事例集については、金融庁及び中小企業庁の間で必要に応じ回覧するものとする。</p> <p>V-3-2 信用保証協会に関する苦情等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 信用保証協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについては、その内容を<u>Ⅲ-2-1(2)</u>に沿って処理するものとする。</p> <p>(3) 各財務局及び都道府県(市町村を含む。以下同じ。)においては、1年間の苦情等の件数を、毎年3月末現在で<u>取りまとめ</u>、これを4月末日までに金融庁担当課室に報告するものとする。</p> <p>V-3-3 決算経理 (略)</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 未収利息は正確に計算のうえ、当期の収入に計上されているか</p> <p>(2) 未経過保険料及び未経過保証料は正確に計算のうえ、翌期に繰越されているか</p> <p>(3) 未払保険料は正確に計算のうえ、経過分について当期の支出に計上されているか</p> <p>(4) 諸償却は適正に行われているか</p> <p>① 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか</p> <p>② 求償権に準ずるその他の債権については、求償権に準じて償却されているか</p> <p>③ 取引所に上場されている有価証券は、低価法に基づいて評価を行い、償却されているか</p> <p>④ 取引所に上場されていない有価証券については、商法の一般原則に準じて償却されているか</p> <p>⑤ 動産・不動産については、税法基準により直接償却の方法をもって行われているか</p> <p>⑥ 恣意的に償却を調整することによって、経理の操作を行っていないか</p> <p>(5) 諸準備金及び引当金は適正に繰入れられているか</p> <p>① 収支差額変動準備金 毎事業年度末の収支差額の剰余は、その100分の50の範囲内で、事業年度末における基本財産の2分の1相当額を限度として繰入れられているか</p> <p>② 責任準備金</p>	<p>(1) 未収利息は正確に計算のうえ、当期の収入に計上されているか。</p> <p>(2) 未経過保険料及び未経過保証料は正確に計算のうえ、翌期に繰越されているか。</p> <p>(3) 未払保険料は正確に計算のうえ、経過分について当期の支出に計上されているか。</p> <p>(4) 諸償却は適正に行われているか。</p> <p>① 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。</p> <p>② 求償権に準ずるその他の債権については、求償権に準じて償却されているか。</p> <p>③ 取引所に上場されている有価証券は、低価法に基づいて評価を行い、償却されているか。</p> <p>④ 取引所に上場されていない有価証券については、商法の一般原則に準じて償却されているか。</p> <p>⑤ 動産・不動産については、税法基準により直接償却の方法をもって行われているか。</p> <p>⑥ 恣意的に償却を調整することによって、経理の操作を行っていないか。</p> <p>(5) 諸準備金及び引当金は適正に繰入れられているか。</p> <p>① 収支差額変動準備金 毎事業年度末の収支差額の剰余は、その100分の50の範囲内で、事業年度末における基本財産の2分の1相当額を限度として繰入れられているか。</p> <p>② 責任準備金</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。以下同じ。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか（保証債務の額の中に<u>中小企業総合事業団</u>の保険に付されていない保証債務がある場合は、その保証債務額の 100 分の 1 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日を経過している<u>中小企業総合事業団</u>の保険に付されていない保証債務額の 100 分の 33 を加えた額）</p> <p>③ 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか</p> <p>④ 退職給与引当金 事業年度末において役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与規程による要支給額を繰入れているか</p> <p>(6) 収支差額変動準備金及び基本財産の取崩しを行う場合は適正に処理されているか</p> <p>① 収支差額変動準備金 収支差額変動準備金をもって毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振り替えるために取崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保する上で真に必要なもので<u>あったか</u></p> <p>② 基本財産 収支差額変動準備金をもって毎事業年度末の収支差額の欠損を補てんし、なお不足する場合は、基金準備金、基金の順で取り崩されているか（国の施策に基づき特別に出えんされた金額に相当する基金及び</p>	<p>事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。以下同じ。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか（保証債務の額の中に<u>中小企業金融公庫</u>の保険に付されていない保証債務がある場合は、その保証債務額の 100 分の 1 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日を経過している<u>中小企業金融公庫</u>の保険に付されていない保証債務額の 100 分の 33 を加えた額）。</p> <p>③ 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか。</p> <p>④ 退職給与引当金 事業年度末において役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与規程による要支給額を繰入れているか。</p> <p>(6) 収支差額変動準備金及び基本財産の取崩しを行う場合は適正に処理されているか。</p> <p>① 収支差額変動準備金 収支差額変動準備金をもって毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振り替えるために取崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保する上で真に必要なもので<u>あったか</u>。</p> <p>② 基本財産 収支差額変動準備金をもって毎事業年度末の収支差額の欠損を補てんし、なお不足する場合は、基金準備金、基金の順で取り崩されているか（国の施策に基づき特別に出えんされた金額に相当する基金及び</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>金融安定化特別基金の取崩しを除く。〕 また、基本財産の金融安定化特別基金をもって、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上の収支差額の欠損補てんのために取崩した場合、その取崩しが適正に処理されているか</p> <p>V-3-4 中小企業金融安定化特別会計の決算経理 (略)</p> <p>(1) 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか</p> <p>(2) 責任準備金及び求償権償却準備金は適正に繰入れられているか</p> <p>① 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか</p> <p>② 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか</p> <p>(3) 毎事業年度の収支差額の剰余は、基本財産の金融安定化特別基金に繰入れるものとする</p> <p>V-3-5 1 中小企業者等に対する保証金額の最高限度</p>	<p>金融安定化特別基金の取崩しを除く。〕 また、基本財産の金融安定化特別基金をもって、中小企業金融安定化特別会計収支計算書上の収支差額の欠損補てんのために取り崩した場合、その取崩しが適正に処理されているか。</p> <p>V-3-4 中小企業金融安定化特別会計の決算経理 (略)</p> <p>(1) 期末時点において回収不能と判定される求償権は、各信用保証協会の定める基準に従い償却されているか。</p> <p>(2) 責任準備金及び求償権償却準備金は適正に繰入れられているか。</p> <p>① 責任準備金 事業年度末における保証債務の額の 1,000 分の 6 に相当する額に保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日（各信用保証協会が業務方法書に定めるところによる。）を経過している保証債務額の 10 分の 1 に相当する額を加えた額が繰入れられているか。</p> <p>② 求償権償却準備金 事業年度末における求償権（求償権補てん金額及び求償権補てん金の受領予定額を除く。）のうち、当該年度において代位弁済を行ったものに対してはその 100 分の 33 に相当する額、前年度に代位弁済を行ったものに対しては 100 分の 67 に相当する額、前々年度以前に代位弁済を行ったものに対しては全額に相当する額を繰入れているか。</p> <p>(3) 毎事業年度の収支差額の剰余は、基本財産の金融安定化特別基金に繰入れられているか。</p> <p>V-3-5 1 中小企業者等に対する保証金額の最高限度</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>信用保証協会の1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、資産の健全性の確保、保証の均衡を図ることによって中小企業者等の金融の円滑化を期する必要があることから、<u>次のように指導を行うこととする。</u></p> <p>(1) 1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金の合計額の100分の20に相当する額又は保険限度額の2倍に相当する額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>(2) 業務方法書に個別に規定する保証については、これらの制度の趣旨にかんがみ、中小企業信用保険法の保険限度額を限度とする。</p> <p>(注) 保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるものについては、保証金額の最高限度の指導上は合算して<u>取扱うものとする。</u></p> <p>V-3-6 役員を選任等に関する留意事項</p> <p>V-3-6-1 都道府県関係者の役員選任</p> <p>協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者<u>全て</u>）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるものとする。</p> <p>特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者から</p>	<p>信用保証協会の1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、資産の健全性の確保、保証の均衡を図ることによって中小企業者等の金融の円滑化を期する必要があることから、<u>次に掲げる点に留意のうえ、指導を行うこととする。</u></p> <p>(1) 1中小企業者等に対する保証金額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金の合計額の100分の20に相当する額又は保険限度額の2倍に相当する額のいずれか低い額を限度と<u>しているか。</u></p> <p>(2) 業務方法書に個別に規定する保証については、これらの制度の趣旨にかんがみ、中小企業信用保険法の保険限度額を限度と<u>しているか。</u></p> <p>(注) 保証の名義が異なっても、実質的に同一人に対する保証と認められるものについては、保証金額の最高限度の指導上は合算して<u>取り扱うものとする。</u></p> <p>V-3-6 役員を選任等に関する留意事項</p> <p>V-3-6-1 都道府県関係者の役員選任</p> <p>協会の役員は、協会の経済的基盤が地方公共団体に大きく依存しており、また、協会の業務が地方の中小企業施策に密接な関係があることから、その任命権は都道府県知事にあるが、信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事が行っていることから、協会代表者（代表権を有する者<u>すべて</u>）は現職都道府県職員（特別職を含む。）以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめる<u>よう指導するものとする。</u></p> <p>特に、協会の常勤役員については、同協会を管轄する都道府県関係者から</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>の選任者を半数以内にとどめるよう<u>努める</u>ものとする。</p> <p>V-3-6-2 会長、理事長の常勤化 (略)</p> <p>V-3-6-3 金融機関出身者の役員就任等</p> <p>金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。</p> <p>また、役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等できる限り多様化を図るよう<u>努める</u>ものとする。</p> <p>V-3-7 資金の運用及び管理に関する留意事項 (略)</p> <p>V-4 その他の事項 (略)</p>	<p>の選任者を半数以内にとどめるよう<u>指導する</u>ものとする。</p> <p>V-3-6-2 会長、理事長の常勤化 (略)</p> <p>V-3-6-3 金融機関出身者の役員就任等</p> <p>金融機関出身者の役員就任に当たっては、信用保証協会の業務運営に支障のない範囲内においてそのあり方を見直すなど、地域中小企業者の不信感を招くことのないよう指導するものとする。</p> <p>また、役員構成については、信用保証協会の利用者の視点を適切に反映させる観点から、中小企業経営に関し識見を有する者を選任する等できる限り多様化を図るよう<u>指導する</u>ものとする。</p> <p>V-3-7 資金の運用及び管理に関する留意事項 (略)</p> <p>V-4 その他の事項 (略)</p>